319.1
W58g.

*0009987000*

③

0009987-000

３１９．１－Ｗ５８ｇ

# 外交と外交家

渡辺幾治郎・著

千倉書房

１９３９

ABJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

渡邊幾治郎著

# 外交と外交家

千倉書房版

吉田三郎蔵書

319.1
W58g

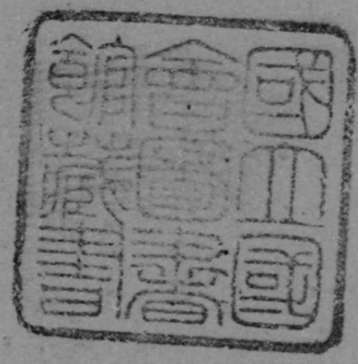

国立国会
25. 9. 19
図書館

212403

# 序

私は昨秋近世日本外交史を著はし、聊か維新以來の帝國外交の跡を尋ね、外交家の事蹟に檢討を試みた。それ等の際にいろ〳〵と考へさせられたことがある。その結論をまとめたのがこの書である。この書は敢て外交の歷史を敍せんとするのでなくて、外交と外交家を論ぜんと欲したのである。たゞ主觀的空論を避け、史的事實に於て、論證せんことを期した。だが相變らず、繁劇の際の匆々の執筆であつたので、史論か、敍史か、その何づれともつかぬものとなつたことを遺憾とする。

餘論三篇は時事に感觸した史論で、一度雜誌若しくは講演に於

て發表したものである。本論と參看されれば、多少の參考となることゝ思ふ。今や國歩日に多難にして、外交の局面は益〻重大を加へる、この書、老學究が講學の餘業として、時局に對する多少の奉仕ともならば、本懐である。

昭和十四年二月

著者識す



# 目次

緒論……一
帝國外交の本義……七
一、帝國外交の根柢とその精神……一〇
二、攘夷と開國……一三
三、帝國外交の特質……一四
四、明治天皇の平和主義……二三

五、帝國外交の窮極目標……四五
六、帝國外交の限度……五五

外交家……六七

一、外交家の資格……六七
二、維新三傑の外交の特質……七六
三、大隈の外交、條約改正……一〇〇
四、陸奥宗光の外交、條約改正……一一九
五、伊藤・陸奥の結合外交……一三六



日清戰役の內政的觀察……一三七
外交方針の確立……一四二
軍部指導外交……一四四
講和外交と三國干涉……一五三

六、小村壽太郎の外交……一六六
經綸の外交か折衝の外交か……一六六
ポーツマスの講和會議……一八〇
ハリマン協定の破壞……二〇三

七、加藤高明の外交……二一三
信念の外交……二一三

經綸と信念、元老の壓迫……二三六
對支外交……二四九

結　論……二五九

餘　錄

第一　東亞新秩序建設の基礎……二六五
歷史上より見たる日支の將來……二六五
對支外交の二大思想……二六六
日支同盟論、東亞の防波堤……二七三







列國の支那分割と我が保全論……二七七
對支外交の精算と建設……二八六

第二　外交と軍事……二九三

第三　樺太島の放棄……三〇六

# 緒論

外交の重要なること今日より甚しきはなく、國民の外交に關心を置くこと今日より甚しきはない。外交は現代の最高最要の國務として、國家の興亡一にこゝにかゝつてゐる感がある。

抑も外交とは何んぞ、その意義、その本義は何處にあるか、その本義を遂行する外交家の資格、責任は何處にあるか、さうして、明治維新以來、我が帝國の外交は、どれだけ、その本義を發揮し、帝國外交家はどれだけその責任を果したか、現時の國民及び外交家は、何にを過去に學び、何處に進み、何處にその外交を導くべきか。

哲學者にあらず、政治學者にあらず、經濟學者にあらず、一介の歴史家（歴史に志すもの）としての私は、過去の我が歴史の指示するところによつて、これ等の問題を考察し、批判して見たい。

私の乏しき歴史知識によれば、過去の歴史は現代の國事を支配する、一國の文化より政治、

外交、一切の現代の進路は、歴史の支配と指示とを免かれないのである。思ふに過去の歴史は現代の礎石であり、根柢である、礎石を離れた建築なく、根柢を離れた樹木なしとすれば、歴史を離れて國家なきことは當然であらう。さうして草木が、原始の萌芽の中に、將來參天の大樹たらんとする運命を藏するごとく、國家はその歴史の萌芽の中に、將來發展の進路を有し、運命を藏するのである。

これ等のことは、總べての國家に於てさうであるが、我が日本國に於て最も能く見らるゝのである。天祖の皇孫瓊瓊杵尊に降したまうた天壤無窮の神勅は、寶祚の隆えまさむこと當に天壤と窮まりなきことを指示し、神武天皇は乾靈の國を授けたまふ德に答へ、皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむと宣はせられ、國家統治の御精神を闡明したまうた。皇國二千六百年の發展進路、國民の本義は、それ等の中に示唆され、包藏されてあるのである。更に現代國家の方向進路、その精神は近く明治維新の精神、明治天皇の大業の中に明示されてある。如何に世は移り、時は變ると雖も、何人か肇國の精神を離れ、神武、明治の聖帝を餘所にして帝國の進路を考へ得ようか、若しこれを考へ得るときあらば、これはまさしく國家滅亡のときである。

かやうに觀ずれば、吾々が過去の歴史を考察するは、現代國家の進路、國民の生活を考察するに於て、眞に已むを得ざる緊急事たることが知らるゝのである。歴史は單に過去の記錄としてのみ見るべきではない。一切はそこに出發せねばならぬ。例へば、こゝに一つの重大な國家的事件が起るとする。それは何處まで發展するか、如何になるだらうか、我々はそれを如何にすればよろしいかといふ方向、手段、及び限界を敎へるものは、過去の歴史に外ならないのである。かやうなことを律するに、そこに道德律があり、或は國際法がある、しかし歴史を離れた道德、國際法は要するに空疎なもので、吾々を指導する力がないのである。

されば、吾々が歴史の敎へる方向、手段、限界以上に出でて、以上のことを爲さんとするのは驕暴にあらずんば、妄想である。しかし歴史の敎へる以下に出でて、そこに達し得ないのは怯惰にあらずんば退嬰である。驕暴と妄想、怯惰と退嬰とは、何づれも國家の發展と安全とを圖る所以ではないのである。

かやうに歴史に重大な意義があるとすれば、吾々の歴史研究は、從來の慣習を去つて、より根柢的に、より切實にならねばならぬと信ずるのである。私が帝國外交の本義、外交家の資格

# 帝國外交の本義



責任を歴史によつて討究せんとする意義は、こゝにある。徒に高議、放論して、自から快とするのではない。聊か歴史學徒として、時局に對する責任を盡さんとするに外ならないのである。私はあつた過去の事實を歴史の示すまゝに語つて見よう、しかも、率直に、大膽に誰に憚るところなく。

# 帝國外交の本義

外交といふ語に於て、一般にどういふことが意味されてゐるだらうか、日本になじみの深い英國公使サー・アネスト・サトウは、その著に於て『外交とは獨立國政府間の公の關係を處理する才識と手練との適用實行である』といひ、ビスマルクは『外交とは現下の浮動的なあらゆる事態に當面して、最も害惡なくして最も適切なる決定をするの技術である』といつてゐた。サトウやビスマルクのいふことは主として外交の技術をいつたことで、外交の本義は別に存するそれは國家政治の一方面として、最高の意味に於ける國家、國民の利益の擁護伸張を目的とするもので、それは同一の目的を有する諸外國家との關係を最も有利に、最も正しく處理する國家行動である。かくて外交は才識と手練とを要する經綸である。

する識見を要する技術であると共に、國家最高の目的を認定

昔し支那では、樽俎折衝といふ語が示したごとく、口舌文章を以て、樽俎の間に相手國を說

破し、自國の利益を計るのが外交の妙とされ、權變詐はその問ふところでなかつた。かくて遊說の士が諸方に起り、縱橫の策を弄したが、蘇奏張儀はその中の優なるもので、模範的外交家とされ、その合縱連衡の策と術とは永く靑史に特筆された。

現代に於ても、外交は技術であるといはるゝごとく、蘇奏張儀の術策は、確かに外交の重要要素とされてゐる。支那の外交家はいふまでもなく、我が國に於て大隈重信、陸奧宗光などがそこに學ぶことが多かつたことは說明するまでもない。しかし現代の外交はそれのみでない。經綸即ち國家最高の目的を達成する識見、これを實現する材幹がなければならぬ。外交と內政とが不可分的關係にあつて、一國外交の進路、方向を決定し、その性質、限界を定むるものはその國の內政にあるといふのはこれ等のためである。さうして外交を分つて、經綸の外交、折衝の外交の二つとするのもこれ等のためである。

かやうに外交を解釋すれば、帝國外交の本義は何處にあるか、その根柢となり、その精神となり、その進路方向を決定するものは、何んであるかはいふまでもないことである。それは祖宗肇國の精神を恢弘し、神武建國の精神に復へり、近くは明治維新の精神目的及びそのを完成せんとする政治の一部でなければならぬ。明治維新の精神、目的とは何んであるか、それは王政を復古して天皇親政の統一日本を建設し、對外平等を實現して、皇威を海外に振張することである。つまり、上下協力擧國一致して歐米諸國に劣らぬ對等平等の帝國を現出するためであつた。それはいふまでもなく、肇國の精神を恢弘することで、天壤無窮の皇運を扶翼することであつたのである。

維新以來の帝國外交はこれ等の目的を達成するためであつた。畢竟天皇親政の統一日本を完成して、天壤無窮の皇運を扶翼するに於て、國際關係を調整し、處理し、その妨害を芟除せんがためである。維新以來、我が國が、臺灣を征伐し、日淸、日露の兩戰役を戰ひ、世界大戰に參加し、或は朝鮮を合併し、滿洲國の獨立を扶掖し、今次の日支事變を惹起するに至つたのも何れもこれ等の目的を達成せんがためである。その形、侵略に類し、好戰的軍國主義の觀あるも、その實は決してさうではない。たゞ維新の精神を恢弘せんがためである。その時に消極的防衛となり、時に積極的進取となつたのは、その時の情勢の相違に過ぎない。その志すところは一つで、侵略は固より欲するところでない。帝國外交を考ふるものは、この事實を忘れては

ならないのである。

## 一　帝國外交の根柢とその精神

帝國外交の根柢は明治維新にあつて、その精神は明治維新の精神から發生し、維新の精神・目的を完成せんとするにあるといふことは、既に述べたごとくである。維新の精神・目的は何處にあるか、それは尊王と對外平等の二つであつた。尊王の實現を期して起つたのが内治の方針であり、對外平等の實現を期して起つたのが外交の方針である。そのめざす方向は異なるもその出發點と到著點とは一つである。例へば王政復古から版籍奉還、廢藩置縣、天皇親政へと進んだのは、尊王思想の完成、發達をめざしたものであり、立憲政治もその發達に外ならないのである。またかうして一君萬民の下に國民生活を安定し、擧國一致の統一日本を建設することは、對外平等の要求に應ずる準備、用意でもあり、基礎・根柢を培ふものでもあつたのである。また維新以來の朝鮮問題から、條約改正、日清・日露の兩戰役、日韓の併合は對外平等の要求から來てゐることはいふまでもないが、それは亦尊王思想の發達の完成のためでもあつたのである。要するに尊王と對外平等、その二者は一にして二ならず、共に明治維新の大精神を實現するにあつたのである。内治と外交は一にして、内治を離れて外交がないといふ所以はここにある。

更に留意すべきことは、明治史が維新史の連續であり、神武創業に遡り、肇國の精神を恢弘するにあつたごとく、現代は亦明治史の連續であるといふことで、私は國史精神の一貫不變といふことを强調したいのである。具體的にいへば、尊王と對外平等との精神は依然として現代の精神である、肇國精神の恢弘であるといふことである。かくて現下未曾有の日支事變、東亞の再建といふも、要するに維新の二大精神を完成して、天壤無窮の皇運を扶翼せんとするに外ならないのである。

帝國外交の何たるやを考察せんとするものは、こゝに深く留意し、帝國外交の根柢に流るゝ精神を了解せねばならぬ。

## 二　攘夷と開國

我が外交の目的は對外平等の實現にあつたことは屢々述べたごとくであるが、幕末に於てはそれが攘夷鎖國といふ語によつていひ現はされてゐた。しかし攘夷本來の旨趣は對外平等を實現することで、今日でいふ自主的外交のことである。開國にせよ、鎖國にせよ、外國に强迫され、制肘されて行ることではない。總べて國家の自主・自由の意志に基いて行はねばならぬといふのである。我が攘夷には、特に排外的な人種的疾視、軋轢等はなかつたのである。

元來日本國民は、外國に對して極めて寛容な精神を持つてゐた。少しも排外的な精神は有たなかつた。日本の傳統には排外主義はなく、日本の歷史には外人殺戮等のことはないのである。たゞ德川氏が鎖國主義を執つたのは、西洋諸國が布教と貿易とを併せ行ひ、その布教は國土併呑の前提としてゐたことが明瞭にされたからで、幕末に於て攘夷が唱へられたのは、歐米諸國が、我が國を未開國扱をなし、武力を以て開國を强要せんとしたのに憤慨したからである。既に皇室の尊嚴、國體の優秀に目覺め、一度たりとも外侮を受けたことがないと信じた國民が、外人の跋扈跳梁を見て神州の地を洋夷のために汚さるゝなと憤起したのである。左中將基綱の歌に、

あめつちのかみのかためし御國とて
　侵しはてたる夷をも見ず

とあるのは、神州に對する國民の信念である、この信念を破ぶられてたまるものかといふのが攘夷論となつたのである。故に攘夷といふは、畢竟國體に目覺めた尊王論者の對外平等思想の發露である。故に攘夷の首唱者吉田松陰は、その士規七則の一に於て、

凡そ皇國に生まるゝものは、宜しく我が宇內の尊ぶ所以を知るべし、蓋し皇朝萬葉一統、邦國の士夫、その祿位を世襲し、人君民を養ひ、以て祖業を續く、臣民君に忠に、以て父の志を繼く、君臣一體、忠孝一致、唯吾國を然りと爲す、

といつてゐた。攘夷はこの思想から來たもので、皇國の萬邦に卓越せることを知り、君臣一體の國體に盡さんことを欲するものは、この皇國を侵略し、國體を破壞せんとする夷狄、歐米諸

國を掃攘せんとするは、忠孝一致を目さす武士たるもの丶當然の義務と觀ぜられたのである。

畏こくも孝明天皇は、外國と條約を締結し、彼等と交際するは、神宮御始め皇祖に對し奉り聖跡を穢がすことで、神州の瑕瑾天下の危急の基であるとし、井伊直弼の神奈川條約の調印を憤りたまひ、これはどうしても許容され難いことである、朕は祖宗にすまぬから退位すると仰出されたことがある。（○安政五年六月）天皇は祖宗の旨を體して攘夷を思召されたのである。

かやうに外國交際と國體と一致せぬとの思想は、當時の時勢が齎らした一思想である、故に外國交際必らずしも國體に悖戻せずと信ずるに至れば、自ら解消するのである。明治維新と成就と共に、我が外交方針が急轉回して開國和親となつたのはこのためである。

朝廷では慶應三年五月二十四日、既に兵庫開港の勅許があらせられたが、大政復古直後、元年正月十五日には佛米英魯孛蘭六國の公使に國書を授け、王政復古を報じ、開國を告げ、また國内に外國と和親條約を締結せることを告げ、外國交際は萬國公法に從つて致すべき旨を諭したまうた。それは極めて積極的な開國進取主義であつた。布告に曰く、

外國之儀者先帝多年之宸憂ニ被爲在候處幕府從來之失錯より因循今日ニ至り候折柄世態大ニ一變シ大勢誠ニ不被爲得已此度朝議之上斷然和親條約被爲取結候就而者上下一致疑惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充實致シ威ヲ海外萬國ニ光耀セシメ祖宗先帝之神靈ニ對答可被遊叡慮ニ候間天下列藩士民ニ至迄此旨ヲ奉戴心力ヲ盡シ勉勵可有之候事

但此迄於幕府取締候條約之中弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被爲在候猶外國交際之儀者宇内之公法ヲ以取扱可有之候間此段相心得可申候事

かやうに明治政府が、國を鎖さして外侮を受けまいといふ對外消極政策から、進んで國を開いて國威を張らうといふ對外積極政策に一轉したが、その理由は一つで、要は對外平等の要求に外ならないのである。これを證する文書の一に、越前・土佐・長門・薩摩・安藝・肥後の六藩主の上書がある。明治元年二月七日、六藩主は連署して上疏し、宇内の大勢を察し、外交の規模を恢宏し、各國公使に參朝を聽し、謁見を仰付けられんことを奏請した。その文は當時の對外思想と、消極的攘夷外交から積極的開國外交への轉回の理由を有力に語るに足るものがある。

臣等謹テ案スルニ、古之能ク天下ノ大事ヲ定メ候者ハ、必先天下ノ大勢ヲ觀テ緩急機ニ從ヒ

處置宜ヲ得候故ニ唯功德ノ一時ニ光被スルノミナラス、萬世不拔ノ業是ニ於テ相立候、今也皇上始テ大統ヲ繼カセ給ヒ、御政權復一ニ歸シ、凡百ノ宿弊モ更始一新シ、天下萬世目ヲ拭ヒ治ヲ望ムノ秋也、即在朝ノ百官自ラ奮發シ、內ハ皇上ノ御德化ヲ輔ケ奉リ、外ハ皇威ヲ萬國ニ張リ、臣子ノ分ヲ盡サン事ヲ欲ス、就中今日ノ急務ハ皇國ト外國トノ交際ヲ講明セスシテ不協儀ニ奉存候、近頃朝廷始テ外國事務ノ官職ヲ設ケラレ、其人ヲ御撰擧遊サレ、專ラ御力ヲ盡サレ候ハ天下ノ人ヲシテ方向スル所ヲ知ラシメ給ハントノ御趣意ニテ、皇威ヲ萬國ニ赫耀セシメ候ハ、此時ニ可有之ト不堪感銘奉存候、乍併古語ニモ人心不同ハ面ノ如シト申候テ、在上在下ノ人未タ各〻區々ノ議ヲ執テ疑念ナキコト能ハス、又或ハ漢土人ノ如ク、自ラ尊大ニシテ外國人ヲ禽獸ノ如ク蔑視シ、終ニハ彼ニ打負ケ却テ驅使セラレ候樣ニ成行候歟ヲ踐ムルニ至ルヘキ歟ト甚憂慮仕候、依テ熟考仕候處、今日ノ先務ハ上下協同一和シ、宇內ノ形勢ヲ辨シ、皇國一大革シテ開業スヘキ所以、方向確定スヘキ儀第一ト奉存候、是迄皇國ハ一方ニ孤立シ、世界ノ事情ニ不達、只偸安ヲ以テ志トシ、萎苒衰微ヲ致シ、彼カ爲ニ制セラルヘキ次第ニ立至候ト各國ニ航行衆善ヲ包取、氣運日々ニ開ケ政治文明兵食充備シ、天下ニ縱橫致シ候ト比較致候得者、盛衰之原由モ判然ト相分リ可申哉ト奉存候、元來膺懲ノ重典モ無クテハ不協儀ニハ候ヘ共、控御ノ術其方ヲ得候ヘハ、遠人モ懷キ服シ候道理ニテ、尤無罪ノ人ヲ膺懲致シ候譯ニハ無之候、中古朝廷ニモ玄蕃ノ官ヲ置セ給ヒ、鴻臚館ヲ建サセラレ、遠人ヲ御綏服被成候コトモ相見エ居、其後天下慶長ノ間ニハ蠻夷トモ屬西國ニ渡來交易致シ候、若其來港不致節ハ大將軍ヨリ書簡ヲ以テ促サレ、猶モ遲緩ニ及候時ニハ此方ヨリ大軍ヲ發シ、攻擊ニ可及ナゾト申遣シ候儀モ有之候處、島原ノ一亂已來、始テ幕府ヨリ鎖國ノ令有之候、乍併漢土和蘭ニ於テハ猶交易差許候ヘハ、一切ニ外國人ハ壤ヒ斥ケ候ト申譯ニハ更ニ無之處、近年壤夷ノ論盛ニ相起リ、諸侯ノ內偶壤斥致シ候モ有之候ヘ共、素ヨリ一藩ノ力ヲ以テ不可爲ハ論スルニ足ラス、且先年幕府ヨリ十年ヲ期シテ成功ヲ奏シ可申抔ト申上候ハ、陽ニ其名ヲ假リ、陰ニ其私ヲ行ヒ候詐術ニテ、先帝日夜御苦慮被爲遊候御儀トハ同年之論ニハ無之ト奉存候、然レハ今日皇國之衰運ヲ挽回シ、皇威ヲ海外ニ耀シ候儀ハ萬々一刀兩斷之朝裁ヲ以、井蛙管見ノ僻論ヲ去リ、先ツ在廷樞要ノ御方々ヨリ豁眼ニ被爲成、上下同心シテ交際之道無二念開セラレ、彼カ長ヲ

取り、我カ短ヲ補ヒ、萬世之大基礎相据ラレ候様奉專禱候、仰キ願クハ皇上ノ御英斷能ク天下之大勢ヲ御觀察被爲遊、是迄犬羊戎狄ト相唱候愚論ヲ去リ、漢土ト齊ク視サセラレ候朝典ヲ一定セラレ、萬國普通ノ公法ヲ以テ參朝ヲモ被命候様御贊成被爲在、其旨海內へ布告シテ、永ク億兆之人民ヲシテ方向ヲ知ラシメ給ヒ度儀ト偏ニ奉懇願候、誠恐誠惶頓首頓首

越前宰相
土佐前少將
長門少將
薩摩少將
安藝新少將
細川右京大夫

この建言が容れられて、二月晦日の外國公使の明治天皇への謁見となつたのである。かくて一度開國と決するや、極めて積極的進取政策が行はるゝことになつたのである。

元來積極的開國進取政策は、我が皇祖肇國の精神に發し、神武建國の精神に出るものである。かの天壤無窮の神勅、そこに如何に雄大なる開國の規模が示唆されてあるか、更に天業の恢宏を成就したまうた神武天皇奠都の詔勅には、『六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや』と仰せられ、烈々たる進取開國の精神を示したまうた。かくて神武の創業に、施政の規模・模範を求めたまうた明治天皇は、明治元年三月十四日の宸翰に於て、

朕コヽニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ、列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス、親ラ四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫シ、遂ニ萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス

と仰せられたのである。我が明治の外交はかやうなる對外積極的進取政策の下に發展したものであることを忘れてはならない。それが侵略的軍國主義といふがごときものにあらざることはいふまでもない。しかしこの進取政策といふも、それが侵略的軍國主義といふことは更に後に述べよう。

この對外積極進取政策が、維新以後、我が國一切の政治の根柢となり、或は推進力となつたのである。版籍奉還、廢藩置縣、西洋文明の輸入と統一日本建設の事業は悉くこの政策・目的實現のために行はれ、促進されたのである。伊藤博文は次のごとく端的にこのことをいつてゐ

た。彼は維新以來、明治政府の目的を詳說して、更に、

一部の大名或は士族と云ふ者の掌中に、日本國家の權力を委ねて置いては、日本の統一を圖ることは出來ぬ、即ち開國の國是を實行する上に於ては、封建を廢して以て國家統治の權力は、天皇自ら御主持に相成つて、而して之に參與する參政の權を人民に與へ、君主と臣民との二つを以て日本國の將來、益〻進歩することを圖らうと云ふことに相成つたのである、即ち國力を歸一すると云ふことが主眼である、而して國力を歸一した上に、何をするかと云ふと、獨り內政を整へ、一國の安寧を圖ると云ふに安んぜず、從つて日本國なるものを世界の全面に表はし、以て益〻日本國の强大を圖らうと云ふのが目的だつたのである。（明治三十二年七月十六日宇都宮に於て演說）

大隈重信は、その著『開國大勢史』に於てこのことを詳說して、明治政府の政治・敎育・軍事、一切の事業は、そこに起因した。つまり歐米先進國に劣らぬやうにといふ對外平等を目的とする積極的進取政策に起因したといふのである。そうして條約改正が對外平等の最初の窺ひどころであつたことをいつてから、次のやうにいつてゐた。

條約改正の功を遂げんと欲せば、先づ我が國の國力を扶植し、歐米各國と匹敵する地位に進めざるべからず、故に早く治外法權の屈辱を雪がんとする愛國の熱情は、早く百般の事物を改良して、文明の域に進まんとする熱心と爲り、先づ法律の改正より著手して、新律綱領となり、改定律令と爲り、民法商法と爲り、一時は法律取調所を外務省內に置きて、其の事に從ひ、之を司法省に移すの後も、專ら外國の法律學者を聘して、起草の任に當らしめたる次第なり、其の他專門敎育の制度の如き、兵制改革の如き、一に此の不利益、不名譽なる條約の壓迫を免れんが爲に、早く文明諸國と對等の地位に達せんとする熱心より出でたるものにして、甚しきは風俗まで一變するの必要を思ひ、之が爲に一時は極端に趨りて、歐化主義に流れたり、

此の時より宮中の服裝をも改められ、天皇陛下、皇后陛下の御服も、皆洋裝を用ひ給ひ、獨逸の式部官を聘して宮中の儀禮を定められ、宮中の謁見には、必ず西洋服を著用すべきことゝ成りたり、是れ決して我が至尊の之を好ませられたるが故に非ず、實は洋服も餘ほど不便にて御困りなりしが、臣下より御窮屈にも有らせらるべきが、御國の爲に、姑く御

耐忍あらんことを切に奏請したるに因るなり、當時奏者の言に曰、實は日本は現在の條約に因り云云の苦難を嘗めつゝあり、此の如くにして推移せば、此の立派なる國土も將來如何に成り行くべきか測り難し、今日の御改革は、是れ祖宗より承けさせられて金甌無缺なる此の帝國を益〻盛大ならしめんが爲めなれば、誠に恐惧の至りながら、扞げて御聽屆を冀ふと、是れ進奏者が用ひたる千篇一律の論法にして、岩倉公、三條公の如きも、時には大に困惑せられ、我が輩に向て卿請ふ代奏する所あれと言はれたる時も、我が輩の論法は常に外國を標準とし、外國に於ては斯々に致し、其の富强の基を爲し居り候に因り、御國に於ても云々御沙汰あらんことを偏に願上ぐと申上ぐる外に、口上は有らざりしなり、此の如く我が國の總べての改良は、國民の必要よりも、寧ろ國際上の必要より生じたるものにして、之を惡言せんか外國崇拜主義なれども、其の實は正反對なり、是れ嘗て、日本國民の共通の精神たりし鎖國攘夷の主義より一變して、我が國を世界の文明國と等しからしめ、名實兩つながら完全なる獨立國と爲し、以て外國の壓迫を除かんとする愛國的精神より出でたるものなり、我が國の獨立を傷つけつゝある不對等の條約を改正せんが爲には



如何なる困難、如何なる犧牲も敢て避けざるの決心は、是れ維新以後に於ける百般の進歩の原動力なり、外交の爲に幕府も滅び、封建も滅びたれども、獨り不利益、不名譽なる條約の存するあるを以て、之を改正せんとする國民の熱心は、總べての文明的運動の中心と爲り、今日の法律、敎育、兵制及殖產、興業の隆盛を見るに至りたる次第なり、帝國憲法も亦之と同一なる精神の產物たることは、其の發布の上諭に觀て明なり、初めは、外交の爲に殆ど國を危くするが如き危險の際に出入せしが、巧に之を切抜けて、其の勢に乘じたるは、即ち今日の國運を開きたる根本なり、○大隈重信開國大勢史

大隈のいふところも亦伊藤のいふところと同一趣旨である。維新以來、我が廟堂諸公の志すところ、行ふところは何づれもそこにあつた。帝國外交の要も亦こゝにあつて、一に對外平等をめざしてゐたのである。さうして、その爲すところが、とかく消極的で、やゝもすれば退嬰の譏りを免かれなかつたのは、主として時勢の然らしむるところである。

## 三　帝國外交の特質

明治維新以來、帝國外交の目さすところが何處にあるかを尋ねた私は、更に帝國外交の特質は何處にあるか、特殊の國體を誇る帝國外交の滔々たる列國のそれと異なる點は何處にあるかまた何處にあらねばならぬかを尋ねて見よう。それは、やはり帝國外交本義の說明の一ともなる。

私は、帝國外交の規模は極めて廣大にして、積極進取的であるが、また極めて平和的にして道德的であると見るのである。天祖肇國の始めより、我が國家の方針、私のいふ外交方針が極めて規模廣大にして積極進取的であつたことは、既に述べたことくであるが、そのことの最も能く考へらるゝのは、神武天皇奠都の詔勅である。

夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ、苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はむ、且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み以て、元元を鎭むべし、上は則ち乾靈



の國を授けたまふ德に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ、然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや、

これは頗る意義深遠の詔勅で、我が歷代の國家統治の範を示したもので、政治・外交は盡くこの旨趣の外に出でないのである。私はそこに極めて積極進取的の政治外交の方針を見出すのである。制度は時に隨ふ、苟も民に利あらば、何ぞ聖人の業に妨はんとは、何たる進步的な語であらう。應神天皇が大儒王仁を召して漢土儒敎の學を輸入し、欽明天皇が佛敎を輸入して文化を進め、國俗を變じたまうたごとき、或は聖德太子、中大兄皇子（天智天皇）の隋唐の制度を採擇して大化改革を斷行し、明治天皇の維新を斷行し、西洋の文化を採擇し、或は立憲政治を創始したまうたのは、何づれも、神武詔勅の旨に出でた進取政策であつたのである。

更に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲む、といふの旨に則つて、神武天皇は中國を征定して、大和國に都を奠めたまひ、明治天皇は積極的開國進取政策を斷行したのである。世界の中には、我がこの旨に由る政策を以て、侵略的帝國主義とし、或は軍國主義として恐怖し、排擊せんとするものがある。我が一部國民中にも、皇化の宣揚を名として東亞の侵略

を企圖するものがある。維新前に於ては佐藤信淵、本多利明から、吉田松陰、橋本左内等、維新後に於ては木戸孝允、西郷隆盛等の征韓論の一派、明治末期の戸水寛人等の大陸論者の等しく抱懐した思想であつて、近時に於ても大川周明博士や軍部の一部の人々の間に喧傳された思想である。陸軍少將伊藤政之助は、その著『現代の陸軍』に於て、皇國の理想を高唱し、皇軍の使命を說いて、次のごとくいつてゐる。

世界皇化なる高遠なる理想は、千古萬秋に亘つて動かざること、恰も太陽が無窮の存在なるが如きである、皇國の生命が天壤無窮なる所以のものは、固より尊嚴なる天理にも由るが、又此の世界皇化即ち世界平和と云ふ大理想を實現せんが爲め、皇國が特に神から選ばれた國であり、民族であるとも觀ることが出來る、又斯く觀ずることによつて、我等は更に一層皇國民たるの矜恃と發奮とを感ずべきであると思ふ、世界史を觀るに、何處に、我が日本の如き高遠なる理想を立てゝ活動した民族があつたか、

かやうな理想を抱く人々は相當多いことゝ思はれる。世界皇化といふ高遠なる理想を以て皇國の理想とするは宜しい、神武天皇の八紘一宇の旨趣を恢宏すればそこに至るであらう。しかし、かやうな理想は頗る誤解され易いものであることに注意せねばならぬ、それはその理想實現の方法である。彼等は如何なる方法を用ゐんとするものであるか、伊藤氏は我が軍隊は、この高遠なる理想を遂行する聖圖であるといつてゐる。彼等は我が軍隊を以て、この使命を實現せんとするものである。またその實現の方法として、伊藤氏は次のごとくいつてゐる。

其の世界を皇化するには、怎うするかといふ問題であるが、それには勿論、魂と口とを以て人間の道、宇宙の眞理、共存共榮の仕方を說き聞かして彼等を導くのである、若しも再三、再四の說法も之を聞かれざるに於て、玆に始めて斬魔の劍を振り翳すのである、即ち心の力、口の力で以て尙且効果がない時、始めて劍の力を借りるのである、

彼等は、再三再四、我が皇化を說いても、肯かぬ外國に對しては、劍を用ゐるといふので、劍といふのは、我が皇軍のことである。しかし私は彼等の理想に大なる疑問がある。我々は異民族より成る異國に、何故に我が皇化、皇道を特に宣布しなければならぬか、これは固より我が皇化皇道の優秀な世界第一等のものなることを信ずるからであらう。吾々も亦それを信じ、この皇化に浴し、この皇道を遵奉する日本國民たることを幸福とする。さうして、この優秀な

る我が皇化皇道を以て、世界の文化、道徳を修補し、これを進歩せしむるはよろしい、これは我々の使命とすべきであると信ずる。大隈重信侯が、晩年東西文化の調和を唱道した理由は、そこにあつた。

しかし、世界各國にはそれ〴〵の文化があり、道徳がある。世界の各人がそれ〴〵自國の文化に浴化し、自國の道徳に遵由するを妨げない。何故に我々日本人が異民族、異國民を悉く皇化し、皇道に遵はしむるの必要があるか。しかも、これに浴化し、これに遵由するを好まざるを、我が皇軍を以て討伐するとは何たることであるか。これでは、我が皇軍も昔日、剣とコーランとを以て、世界に回教を宣布せんとしたアラビヤ人、或は共産主義を弘布せんとして、世界を攪亂せんとするソビエット露國と何處に異なるところがあるか。

我々は自國の文化を享有し、自國の道徳に遵由し、自國の宗教を信奉するの自由を有すると、恰も自國の正當なる權利及び利益を享有するの自由を有すると同一である。この信念に立つて、我々は維新以來、外國の干渉壓迫を排除して現代の帝國の地位を昂めた。この日本國民は、世界の各國が、またそれ〴〵自國の文化、道徳、宗教を有し、それ〴〵正當な權利及び利益を享用することを認めて、これを尊重せねばならぬ。日本國民はかくすることによつて、始めて世界文化の調和、世界永遠の平和に貢獻し得るのではあるまいか、今上陛下の共存共榮、萬邦協和の理想が成就さるゝのである。若しそれ伊太利はファッショ以外に文化なく、獨逸はナチス以外に文化なく、英國は自由主義以外に文化なしとして、これを各國に強化せんとするとせば、その結果は世界の擾亂の外、何物もないのである。

かやうなる例は、これまで世界各國にその例が乏しくない。中世紀に於ける宗教戰爭、近世に於ける民主主義運動、最近露國の共産主義運動等はこれである。若し我が國民が皇道皇化を強調するの餘、それ等の轍を踏まんとするがごときあらば、その結果は寔に恐るべきものがあらう。

我が國に於て、侵略的帝國主義を主張し、皇化の世界化を強調する人々には、動もすれば神武天皇の八紘一宇の詔勅を以て、その主張を合理化せんとするものがある。しかし、これは全く淺薄な解釋である。何んとなれば、八紘一宇には條件があるのである。即ち恭みて寶位に臨み以て、元元を鎭むべし、上は則ち乾靈の國を授けたまふ德に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひ

たまひし心を弘めむ、然して後に六合を兼ねて、以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可ならずやとあるのである。即ち八紘一宇の前提は、乾靈授國、皇孫養正である。即ち乾靈授國、皇孫養正を全ふしてこそ八紘一宇の理想が實現されるのであるといふのである。

これを今日の語を以て說明すれば、國家統治の任を全ふして、萬民悉く生活に安んじ、國家の富强を得て然る後のことである。また國家の道德、國際の信義が全ふされて然る後のことであるのである。國民の實血を絞り、國際信義を無視して何處に皇道皇化の世界化があらうか。神武天皇の八紘一宇の理想の實現を期せんとするものは、こゝに深甚の注意をいたさねばならぬ。

かやうな道理は、孝明天皇の攘夷竝に幕府に對する御思召に於て、最も能く拜せらるゝ。孝明天皇は、外國を近づくるは祖宗の御旨に悖戻し、祖宗の聖跡を穢がすものとし、條約は到底許容すべからざるものと信じたまひ、攘夷を決心あそばされたが、それは十年を期せしめたまうた。また幕府も征夷將軍としての職責を辱かしむるものと思召されたが、討幕といふ御考はあらせられなかつた。かくて文久三年八月には、即刻攘夷（討幕を目的とする）の過激の徒を斥けたまうた。孝明天皇御事績紀の著者（德重淺吉氏）はこのことを說明して、かういつてゐる。

朝權恢復、國威振張は陛下の御素願であらせられました、故を以て踐祚早々から數百年の慣例を破るやうな御英斷もなされたのである。然しそれについては、偏に萬民の苦慮を招くことなきやうにといふ一つの御規箴があらせられました、それで攘夷についても、人心の一致と、國力の充實とを先決問題と思召したのであり、政權御復正の如き國內的事件は第二の問題だとの御考であらせられたやうであります、

天皇は國家のために、我が身を犧牲とするを厭ひたまはなかつたが、國民を攘夷、討幕の戰禍の犧牲とするに忍びたまはなかつたのである。同一のことが明治天皇に就いて拜察される。

明治天皇は積極進取の主義を以て開國政策に乘り出し、萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布せんと仰せ出され、舊來の陋習を破り、知識を世界に求むと誓約したまうたが、その御目的は對外平等、統一日本を建設し、皇基を振起するにあらせられた。領土侵略、異邦民の强制的皇化といふごときは、全く窺知し得なかつたのである。更にこゝに拜察せねばならぬことは

明治天皇の國際外交に於て、如何に平和主義であらせられたかといふことである。

## 四　明治天皇の平和主義

國家の政治目的に二つある。その一は國家の發展、隆昌即ち國威（皇威）の宣揚を翼ふことで、その二は國民の繁榮、幸福を翼ふことである。明治天皇の翼ひたまふこともそこにあらせたまうた。天皇はこの兩者を不解分に御考へあそばされ、億兆安撫と國威宣揚とは同一で、對立的とは思召されないのである。御製には、

末つひにならめさらめや國のため
　民のためにとわがおもふこと

とある。大御心は拜察され得るのである。

だが、明治天皇はその何れを重しとしたまうたか、國家本位か國民本位かと論議するは恐れ多いが、若し推理が許さるゝならば、私は天皇は國家の發達、國威の宣揚も、畢竟は國民の幸福を增進するためであると思召されたと拜察するのである。御製に、

國民のうへやすかれと思ふのみ
　わが世にたえぬ思ひなりけり

とある。窮極の聖旨はそこにあらせられたと信ぜらるゝのである。

政治は人民のために行はれねばならぬといふことは、東西ともに昔からいはれたことであるが、歷史的に觀察すれば、西洋では十九世紀以來のことで、その前は、人民は國家のため、或は少數個人のために犧牲に供せられ、政治の目的は常に國家本位、若しくは少數者本位であつた。現代の支那のごときは、その最も著しきものである。しかし十九世紀民主主義が盛んになり、民權が伸張するに於て、始めて國民本位の政治が行はるゝやうになつたのである。

我が國は肇國以來、國民本位の政治が理想とされた。これは西洋諸國のごとく民主主義から來たのでなくて、我が國體や君臣の關係から來たことである。神武天皇奠都の詔勅などは最も能くこのことを語るものである。幕末以來、對外問題が盛んになつてから、國家本位の政治が唱へられ、最近國際關係が激烈になるに從つて、益〻强調されるやうになつたが、明治天皇の

御思召は寧ろこゝにあらずして、彼にあらせられたと拝察するのである。孝明天皇が御同様であらせられたことは前に述べた。この御思召は、維新以來の朝鮮・支那・露國等に對する諸問題に於て最も能く拝察され得るのである。

先づ朝鮮問題に就いて考へると、幕末から維新にかけて、朝鮮の征服、經略は民間志士の冀望であつた。佐藤信淵・吉田松陰・橋本左内・平野次郎等、何づれもこれを說かないものはない。維新になつて、朝鮮政府が頑迷にして、我が維新政府を侮辱すること甚しきに及んで、征韓論は、我が朝野の輿論となつた。その首唱者は木戸孝允であつた。木戸は東海に光輝を生ずるは、この擧にあるといつてゐた。木戸の意見は後に變つたが、明治六年に至つて、その說は西郷隆盛・板垣退助・副島種臣等によつて強調されて征韓論となつた。これに對して、岩倉具視・大久保利通等は內治の修整を主張してこれに反對し、廟堂は全く二分するに至つた。

かくて征韓論と內治論者は廟堂に對立し、兩者それ〳〵進退を賭して爭つたが、十月二十四日岩倉右大臣の奏議に接したまうた明治天皇は、岩倉・大久保等の內治論者の主張を可として西郷等の主張を斥けたまうたので、西郷・板垣・副島等の征韓論者は、悉く朝廷を去ることになつた。



明治天皇は何故に征韓の議を否認したまうたか、それは前述の內治論者の主張に共鳴したまうたことに由るのであるが、その他にもいろ〳〵の理由が考へられる。先づその一は、征韓の理由に乏しいことである。我が大陸政策上、朝鮮を攻略することは固より必要であらう、しかし、朝鮮は我が屬國ではない、必要だからとて、妄りにこれを攻略するは國際正義に反する、朝鮮の無禮怒すべからざるものがあるが、彼をしてかやうにせしめたのは、何んであるか、彼の頑迷の然らしむることであるが、我が征韓論者が、始めから聲を大にして征韓を唱道し、自國のためには他國を犧牲に供して顧みざるごとき言動をなしたことが、彼をして益〻猜疑せしめ、頑迷ならしめたのである。

かく征韓の理由に乏しいから、西郷は自ら使節となり、暴殺せらるゝを期し、こゝに問罪の理由を作らうとした。西郷が自ら死を決して征韓を全ふせんとするは宜しいが、しかし國家として、最大重臣を自ら死地に入れて、戰爭の理由を作るといふごときことが出來るものであらうか、また我が內治の情勢が外征を必要とすることも、西郷等のいふごとくであらうが、我に

必要なればとて、妄りに他國を征すべき理由は何處にあるか。

かやうに征韓論は理由に乏しかつた。西郷の門下生ともいふべき横山正太郎は、明治二年七月二十七日、征韓を非として屠腹してゐるが、そのときの建白の一節に、

兵を起すには名あり義あり、殊に海外に對し、一度名義を失するに至ては、縱令大勝利を得るも、天下萬世の誹謗を免るべからず、

といつてゐた。大久保もこの理由を指摘し、今日未だ忍ぶ能はざる理由があるのでないといつてゐた。

明治天皇が征韓といふごとき大事を、かやうに薄弱な理由、名義によつて斷行あそばさるゝといふことのあり得さるは拜察するに難くないのである。しかし、明治天皇の征韓論を否認したまうた最大の理由は、他にあらせられた、それは天皇の國民本位の國家統治主義に基づく平和主義であると拜察するのである。

明治十五年、十七年の朝鮮事變に際して、我が國が隱忍自重して、清國と平和を維持した理由もまたそこにあつた。即ち主として天皇の平和主義の結果と拜察されるのである。十五年十月岩倉具視は、朝鮮問題によつて清國と平和を破るがごときことあるべからずと極言し、

果シテ然ル時ハ、日清ノ交際ハ到底親睦ニ至ラサルノミナラス、彼我忿怨ヲ挾デ相待チ、早晩干戈ニ訴フルコトヲ免カレザルベシ、不幸ニシテ兵端一タビ開ケバ、互ニ競ヒ、交ゝ激シ、數十年解ク可カラザルノ仇敵ト爲リ、亞細亞ノ大勢復タ收拾ス可カラザルニ至ルベシ、

といつてゐたが、明治天皇はこの建言を採用し極力平和の維持に盡したまうたのである。

明治天皇の國際平和主義の最も能く拜察され得るのは、日清、日露開戰前後の御態度・御言行である。先づ日清戰爭から見よう。

日清戰爭は、維新以來の當然の運命として起つた歷史的必然の結果である。時の內閣總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光はこの當然の結果を收めんとしたに過ぎぬ。これは明治天皇の充分に御諒解あそばされたことである。しかし、國民の父母として、一人もその處を得ざるは朕が罪なりと御考へあそばされた明治天皇には、伊藤・陸奥とはまた異なる特殊な御考があらせられたのである。

陸奥外相はカミソリ大臣といはれた權變縱橫、時に端睨すべからざる權略があつた。この人

が伊藤首相と結んで完全に政治・外交・軍事をリードして活躍した。所謂スピード外交の極を行つた。明治天皇の憂慮したまふところは、それ等の外交が行き過はしないか、戰を好んで、正當な外交手段を盡さぬことはないか、中外に公示して憚らざる大義名分を具備するか、卑屈退嬰は許されぬが、挑戰と詭道外交とは避けねばならぬ、絶對已むを得ぬ外は、我が赤子を戰禍に墜しいれてはならぬと痛く御軫念あそばされたのである。

明治二十七年六月十五日の閣議で、日本が受動から主動に轉じ、積極政策に出で、朝鮮內政共同改革案を清國に提出し、開戰の機會を早く摑かまうとしたとき、その奏聞に接したまうた明治天皇は、外交上そこに無理がありやせぬかと痛く御軫念あそばされた。それで德大寺侍從長を御使として、陸奧外相に詳細にその事情を御下問あそばされた。陸奧は大に驚き、伊藤首相と議かつて、詳細にその情を奏上したが、尙ほ伊藤首相にもその奏聞を冀つたことは六月十五日の陸奧外相の伊藤首相宛の書翰に詳かである。

唯今德大寺侍從長御使ノ旨ヲ奉シ來訪、過刻御上奏相成候閣議ニ付綏々御下問ヲ蒙リ假ニ付、過日來閣議經過ノ次第逐一御答申上置候、

聖上ニハ將來ノ成行ニ付御懸念被遊候哉ニ被相窺、特ニ閣議末段日淸ノ談判落着スル迄、朝鮮滯陣ノ軍隊撤回セザル事及ヒ淸國政府ニ於テ贊同セサル時ハ、帝國政府ニ於テハ獨力ヲ以テ、其ノ目的ヲ達スル事ヲ勉ムル事ト云フ個條ニ付御懸念被遊候哉ニ被察候故ニ、宗光ハ日淸韓三國ノ關係且ツ三國將來ノ安危ニ關シ、綏々意見申上ケ、且此ノ末段ノ二項ハ閣議ノ主眼ニシテ之ヲ除ケバ、全體ノ基礎相立不申トノ理由モ申述置候、匆々頓首、

伊藤はその旨を諒し、外相に告ぐるに私も詳細奏聞するから、卿も尙ほ十分に奏聞されたいといつてゐた。

また七月十九日、德大寺侍從長は陸奧外相に、

拜啓、陳者先刻上奏相成候、大鳥公使來電中に內治改正委員は前日まで協議しながら、撤回の儀を申出たる節、公使より再三理由を尋て突込たるや如何や、最早勸告を納るるの望み絕たりとして、乙案を施行するは公使の扱として手を盡したるものと思召されず、閣下に於て如何御考被成るゝや、御尋に付一書及拜陳候也

といふのがある。之は陸奧外相から朝鮮駐劄公使大鳥圭介の報告電報上奏に對する聖旨である。

大鳥公使の電報とは、清國との開戰は止むを得ないから、六月二十六日、清國に對して二案を提議し、甲案は先づ清韓宗屬の關係を明かにし、清國が朝鮮を屬邦として派遣せし清兵の撤去を求むべきことを朝鮮政府に嚴談する。乙案は朝鮮若しその要求に應ぜずんば、我は條理の許す限り脅嚇手段を施し、朝鮮をして必ずこれを實行せしむるといふのである。陸奥外相が、大鳥公使は、朝鮮では到底甲案を採用する勇氣がないから、止むなく、乙案を以て責めつけることになつたと奏上したのに對し、聖旨は、大鳥公使は盡すべき十分の手段を盡しても、朝鮮が肯かないから乙案を實行するといふのか、外交手段は既に盡きたからといふのかと陸奥に質し、その輕擧を誡しめたまうたのである。

七月二十三日、德大寺侍從長は、陸奥外相に更に次の聖旨を傳へてゐる。

拜啓、陳者韓宮を圍み、大院君を推出し、內政を改革する條件は、最初の提議に候哉、乙案に候哉、大鳥公使之意見閣下へ申來候哉御尋に御座候、果して申來有之候はゞ、閣下御答振も御申上相成度、大院君を出し改正するならば、最初提議を成立せしむる樣有度ものと被思召候、右早々及御問合候、拜具、

最初提議とは、前記の甲案で、平和手段を以て撤兵を要求せしむる案である。最後の決意は御定めあらせられても、外交上盡すだけの努力をなさしめようといふ御思召が拜せられる。明治天皇は非常に御軫念あそばされて、またもや、伊藤首相を召していろ〳〵と御下問あそばされ、陸奥外相に御質しあそばされた。七月二十八日侍從長の書翰に、

大鳥公使電報中ニ朝鮮政府ニ代リ、牙山支那兵撤退アリタシトノ公文ヲ送レリト、右之樣之場合ニハ如之セヨト、兼而訓令有之候哉、又ハ公使臨機之處分被任候哉、或ハ右之答電如何樣被遣候哉、一應御尋ニ付、何分貴答煩候、拜具

とあるので、叡慮の程が拜察され得る。牙山清兵撤退の要求は開戰の第一步である。伊藤首相は聖旨に驚いて、陸奥外相に對し、牙山攻擊を一先づ中止するやうにと注意したが、外相はこれに對して、今日となつては、中止などといつても、最早や遲い、いや今頃は既に攻擊を開始したかも知れないと答へてゐる。七月二十九日の日清開戰はかくして惹起されたのである。

御同樣のことが、日露戰爭開始前後に於ても拜せらるゝのである。日露戰爭も日本にとつては、必然的運命で、幕末以來の懸案であつた。この運命が、日淸戰後、露國の橫暴なる滿洲占領と朝鮮侵略とによつて迫まつて來たのである。

かくて、明治三十六年には、政府も國民も旣に決心するところがあつた。時の總理大臣桂太郎は、同年四月二十一日京都の山縣の別莊、無隣庵の元老會議、六月二十三日の御前會議に於て、最後は戰爭と決議を得てゐたのである。明治三十六年の末には、日露の危機は益〻迫まつた。これは露國の態度が硬化し、脅喝手段さへとれば、日本は屹度屈服すると信じ、頑迷、無理解の態度を執つたからである。これには從來非戰主義と目された伊藤博文さへ開戰の決意を固めて、首相や外相に進言するに至つた。これは明治三十七年一月三十一日である。

二月一日には參謀總長大山巖の開戰決意の奏上となり、三日桂首相は元老と謀議の結果、二月四日の御前會議が奏請された。私が特に拜察したいのは、この前後に於ける明治天皇の御態度である。最後の御前會議が奏請された三日の夜は、天皇は御寢所に入らせたまうたが、御就眠あそばされなかつた。夜の明くるを待ちかねて、伊藤の許に急使を遣はして御召しあそばされた。伊藤は急遽參內した。天皇は伊藤を常の御殿に引いて謁見仰付けられた。天皇は伊藤を見ると、

日露問題急迫、內閣より愈〻緊急の上奏があつた、卿の考へるところはどうか。

と御下問あそばされた。伊藤は謹んで、今日となつては、戰爭の絕對に避け難い理由を奏上した。天皇は一々御首肯あそばされた。かくてその日午後の御前會議となつたのである。

國交斷絕が決定、會議が終つたのは、午後六時近くで、旣に暗くなつてゐた。天皇は御內儀に入御あそばされたが、御氣色は尋常であらせられなかつた。やがて御側の皇后宮に、

愈〻露國と國交を斷絕することに決定した、これは朕の志でないが、已むを得ない。

と御告げあそばされたのみで、他の御詞がない、沈默が續いた。やがてまた御獨語のやうに、

若しやこれが失敗したなら、何とも申譯がない、御詞は極めて簡單だが、意味は實と御洩らしあそばされた。若し失敗したなら、申譯がない。

に深重である。

以上のごとく、日淸・日露兩戰爭開始前後に於ける明治天皇の御態度を拜察すると、國家統

治の御精神が能く理解されると思ふ。天皇が所謂一觸即發の危機に際し、その一觸に如何に愼重を極めたまうたか。畏れ多いが、若し明治天皇が、シーザーのごとく、ナポレオンのごとく近くは獨逸のウイルヘルム二世のごとく、國民の幸福よりも、自分の功名を重んじ、或は國威の宣揚、領土の擴張を翼ふ御方であらせられたならば、日清・日露開戰といふあの場合に決して躊躇あそばされなかつたことと思はるゝ。國民の支持彼のごとく熾烈に、陸海軍は此のごとく整備擴張された。眞に開戰の絶好機會であつた。古來英雄の兵を用ゆる、多くかゝる際にあるのである。

然るに明治天皇は全く違つた御態度を執らせたまうた。私が天皇の國家統治の御精神を拜察して國民本位といひ、國際的平和主義といつたのは、かやうな事實に基づくのである。世界大戰の開始せらるゝや、大隈首相は外相加藤高明の議により、日英同盟の誼を辭として、直に大戰に參加して對獨宣戰を公布して、その果斷迅速を以て世界を驚かしたが、山縣有朋は竊かに若し大戰の當初以來、先帝御在世に在しまし、御指導を仰ぎ得たことならばとの歎聲を漏らされたと傳へらるゝが、これは山縣が、大隈・加藤外交に嫌厭たりしものがあつたからとのみはいはれまい。山縣は明治天皇の平和主義を熟知してゐた人である。

私は將來、我が外交を說かんとする人は、明治天皇の國際平和主義に深く留意し、外交の根柢を國民の幸福に置くことに心せねばならぬと信ずるのである。

あづさゆみやしまのほかも波風の
　しづかなる世をわがいのるかな
よもの海みなはらからと思ふ世に
　など波風のたちさわぐらむ

## 五　帝國外交の窮極目標

明治維新以來、帝國外交の目的は尊王思想に基づく對外平等の實現を期するにあつたといはるゝが、その意は、帝國外交の窮極は、天壤無窮の皇運を扶翼するにあるといふことを明かにするに於て、一層明瞭にさるゝのである。要するに我々が皇運を扶翼するには、外交上に於て

は對外平等の實現を期するを最大要務とするからである。我々は國際締盟國と平等を要求するにあつて、これ以上でも、これ以下でもないのである。我々が共存共榮といひ、萬邦協和といふ理想は、そこにあるのである。

かやうに皇運扶翼の外交要旨は、對外平等にあるが、それには消極と積極との二つがある。消極といふは、我が對外平等な國權の侵略破壞を防止するにある。明治時代の外交は多くそこにあつたのである。また國際上には、多く彼の侵略を防止するにあつた。その最も好き例は條約改正の業であつた。これは全く不平等條約を改正して、對等條約を得んとするの外になかつた。しかも治外法權及び稅權の全部が全く改正されて、その二者を全ふし得たのは、明治四十四年四月であつたのでも、如何に對外平等の實現が、困難の事業であつたかゞ想像されるのである。

我が國勢發展の基礎となつた日清・日露兩戰役及び韓國併合の際に於ける外交政策のごときも、その最初は極めて消極的で、たゞ彼の侵略による我が國權の防禦にあつたのである。それが積極的政策にまで進行したのは、彼等の頑迷によつて惹起された自然の形勢の變化からである。

つた。

我が外交が消極から積極に轉じ、積極的に對外平等を實現し、國運の進展を圖らんとするに至つたのは、最近滿洲の獨立を援助し、或は國際聯盟を脫退し、軍縮會議から離脫するに至つた以來のことである。これ等の擧は、世界列國を驚かし、我が國を國際孤立の地位に置くことゝなつたが、これは、我が國力の增進と列國形勢の變化とによる自然の結果で、曩に日清・日露兩戰役が、消極から積極に轉じ、遂に日韓の併合とまで進んだのとその軌を一にするのである。我が國に於ては、たゞ對外平等を得て、無窮の皇運を扶翼せんと欲するに外ならないのである。以下少しく、我が外交進轉の跡を歷史事實に於いて回顧して見よう。

皇運の扶翼を目的とする帝國外交の要務は、國利民福を擁護し、その伸張を期すると共に、我が國特殊の國體を擁護し、その精華の發揚を期することである。帝國外交は消極に始まつて積極に終る。帝國は他國を侵略するの野心は包藏しないが、同時に他國の侵略に對して假借するところがなかつた。これは古來から今日に至るまで一貫して變らざる帝國外交の方針であり國民の信念であるのである。

推古天皇の朝、聖德太子は隋國と國交を開かんとするや、國交の對等なるべきを信じ、天皇の十五年七月（隋煬帝大業三年）小野妹子を隋に遣はしたまふや、從來、我が天皇を倭王と稱してゐたのを改めて、その國書には、『日出處天子致二書日沒處天子一無レ恙』と書き出してあつた。この書を受けた煬帝は、蠻夷の書無禮なりと怒つてこれを卻けたが、妹子は決死の覺悟を以て能くその使節を果した。その歸朝には隋の正使裴世清、副使遍光高を伴つてゐる。かくて日隋の間に對等の國交が締結され、翌十六年妹子は裴世清の歸國を送り、第二回の使節として隋に遣はされたが、その時の國書には『東天皇敬白二西皇帝一』と書き出されてゐた。最早彼も我が天皇を倭王などと稱しないことゝなつて、帝國の體面を維持し國體を擁護し得たのである。

下つて鎌倉時代、北條時宗が、元の威嚇を退け、國運を賭して、その來寇を擊退したのは國體擁護外交の最も赫々たるものである。元の世祖忽必烈汗は支那を征服した勢に乘じ、我が國を征服せんとし、文永三年より同十年に亘り、數次の使節を差遣し、通好を强要した。これは成吉思汗以來、彼の慣用手段で、一國を攻擊せんとするとき、先づ書を以て降伏を促し、双に血塗らずして目的の達成に努むるのを常としたのである。文永五年正月、初めて日本國王に宛てたもので、通好せよ、然らざれば兵を用ゆるといふ威嚇的言辭を以て結んだのであつた。

この重大なる對外關係の危機に際し、兵馬の權を掌握してゐた鎌倉幕府は、責任を以てこれを處理し得るに拘らず、元の牒狀を朝廷に奉り、特に勅裁を仰いでゐる。これは我が國體を發露したものである。しかし朝廷では、數日評議の後、返牒を與へないことに決した。鎌倉幕府が最初から强硬であつたことはいふまでもなく、この年二月、既に西國の幕府御家人に命じて兵備を修めしめてゐることは、新式目に現はれてゐる。

されば、翌六年の彼の第二回の通牒には、朝廷では、一應答書を出し、我が國は智を以て競ひ、力を以て爭ふべからざる神國なることを知らしめ、强硬な態度でその要求を拒絶しようとしたが、鎌倉幕府は、これさへ無用として肯かなかつた。その後更に二回の使節があつたが、我は遂に返牒を與へることがなかつた。かやうにして文永の役となつたが、我が國は固より屈しない。文永役後は、北條時宗は攻守兩樣の準備を整へ、進んで高麗を征すると同時に、退いて博多灣一帯に石築地を築く計畫を立てた。高麗の遠征は行はれなかつたが、石築地即ち石壘

による海岸防禦工事は完成した。現に今津の海岸から筥崎まで蜿蜒數里の間斷絶して遺つてゐる。

かくて第二回の元軍の來寇となつた、今度は非常の大仕懸で、全軍を二軍に分ち、一軍は合浦（今の慶尙南道馬山浦）に集合し、兵數凡そ四萬、一軍は揚子江を根據地とし兵數凡そ十萬と稱した。來寇の準備成るや、元國は弘安二年周福・欒忠の二人を使命として牒狀を呈して、我が國を威嚇した。これより先、元では文久の役後、杜世忠なるものを我が國に差遣し、戰後の形勢を窺はしめたが、時宗はこれを鎌倉に召して斬らしめた。第二回の使節は鎌倉に引くまでもなく、命じてこれを博多に斬らしめ、全く彼に絕つの意を示し、更に守備を嚴重にした。その結果弘安の役となつて、我が國威を全うしたことは、國民周知の事實である。時宗を中心とする鎌倉幕府は國運を賭して國家を防禦し、國體擁護外交の最も著しいものである。

足利時代、將軍義滿が、明帝より日本國王の稱號を受け、その正朔を奉ずるといふ醜態があつた。これは足利氏が、日本には、將軍の外に最も尊貴なる天皇のあることを明國に知らしめなかつたからである。しかし、豐臣秀吉は能く國體を辨へ、外交に於てその擁護を忘れなかつた。朝鮮役後、明帝が『汝を封じて日本國王と爲す』といふ親翰を發すると、秀吉はこれを讀んで大に怒り、我れ若し王たらんとせば、明國の封冊を要しない、しかし我れ若し國王たらば朝廷を奈何せんと怒り、その間に介在した小西行長及び明使沈惟敬を斬らしめようとしたが、行長が辨疏大に力めたので、僅かにその罪を免んじた。秀吉は直に明使を追ひ返して再度の外征令を下した。これは明ではこれまで足利氏の卑屈な外交によつて、我が國體を知らなかつたからであるといはれる。

國體を擁護するを知らぬ姑息の外交程恐るべきものはない。幸にも前に北條時宗あり、後に豐臣秀吉があつて、たゞ纔かに我が國體と國民氣質とを彼に知らしむることを得た。維新以後に至つても、日清戰爭に至るまで、清韓兩國は、眞に我が國體と國民氣質とを知らなかつた。維新以後の我が征韓論を始めとし、支那問題は多くこのために起されたのである。

しかし、明治及び大正時代に於ても、不用意なる政府、外交官は、屢〻國體に違反する外交行爲によつて問題を惹起した。明治二十年前後の伊藤内閣の歐化主義、井上外相の條約改正及

び同二十二年の大隈外相の條約改正等はその最も著しいものであつた。井上外相の埃乃混合裁判にも比すべき外人法官の任命、泰西主義に據る我が法典の編纂の公約はその最も著しきもので、御雇外人のボアソナード、農商務大臣谷干城に指摘されて、國民はこれを知つて今更のごとく驚き囂々として、これを非難し、國權毀損の甚しきを攻撃した。二十年に起つた所謂三大事件の建白の一つは、かくして惹起されたのである。

大隈外相の條約改正は、井上前外相の失敗に鑑みて、頗る進歩するところがあつたが、外人法官の任命、法典編纂の點によつて、井上案と五十歩、百歩の差違に過ぎなかつた。また憲法發布の後であつたので、憲法抵觸の譏りが起り、遂に輿論の甚しき非難を蒙り、外相も亦隻脚を失つて退却するの止むなきに至つた。

井上・大隈兩外相失敗の後、我が外交當局は對等平等の條約にあらずんば、到底我が國民を滿足せしむる能はず、從つて改正の業は成就せざることを知つたのである。要するに國體の擁護が國民一般に承認されたからである。陸奥外相が、明治二十七年七月英國と改正條約に調印することを得たのは、國民のこの冀望に添ふことを得たからである。



近時に於て、外交上國體擁護が最も烈しく唱へられたのは、昭和三年八月二十七日、巴里に於て調印された不戰條約のそれであつた。この條約の趣旨に於ては、何人も異議がなかつた。しかし、その第一條に締約國は國際戰爭を非とし云々を『各其人民の名に於て嚴肅に宣言す、Solemnly declare in the names of their respective Peoples』といふことが問題になつた。それは條約締結及び宣戰講和が、天皇の大權に專屬する我が國體と相容れないばかりでなく、まさに我が憲法第十三條と牴觸するものであるといふのである。

これ等の事實が、世上に知れると、憲法牴觸論が囂々として起つた。政府はこれに驚き、いろ〳〵と解釋を試みて、姑息の釋明をした『イン、ゼ、ネーム』は『名に於て』と譯すべきものでなく、こゝには『の爲に』と譯すべきだとか、或はピープルスは人民に非ず、國民又は國家の意であるといふのであつた。しかし、これ等は何づれも牽強附會の說で、イン、ゼ、ネームオブ、ピープルスは、文字の上から讀んで人民の名に於てと譯する外はなく、またこの不戰條約は米國に於ける不戰條約期成同盟會と稱する團體から生まれたもので、その信條は『既往幾世紀に亙り、和戰の問題は常に少數の帝王・宰相・政治家及び外交家によつて管掌されて、數

百千萬の民衆の生死運命はこれ等少數者の愛著、憎惡、變心、改說に懸つて在つた、二十世紀の今日に於て眞に世界平和を樹立する爲めには、和戰の重大問題をこれ等少數政治家の掌中より取り離して人民親ら之を決する事にしなくてはならぬ』といふのであつた。

この信條が熟して出來たのであるから、その條約の第一條に『人民の名に於て』といふ句が嚴然と挿入されることになつたのである。これ等の事實を無視して、我が外務當局が、姑息の解釋を下して、一時を糊塗せんとしたのは見苦しき限りであつた。遂には帝國議會の問題にもなつたので、政府はその條を留保して批准を奏請することとなつて、漸く成立するに至つた。

○石井菊次郎著外交餘錄不戰條約問題參看

この問題は條約の實質に關係なく、たゞ名義の問題に過ぎずとして、往々これを輕視せんとする學者もあつたが、國體擁護を外交の重大目的とする我が國に於ては、默止すべからざる重要問題であることはいふまでもないことである。

## 六　帝國外交の限度

帝國の外交が、萬世一系の皇統を戴く國民が、天壤無窮の皇運を扶翼するを目的とするものであるとすれば、そこに外交上特別に心せねばならぬ、つまり、必ず爲すべき限度と必ず爲すべからざる限度とがある、國民は一切を睹して死守すべき限度とがあることを知らねばならぬ。外交の巧拙、成否が國運の盛衰消長に關することはいふまでもないが、我が帝國に於ては特別に心せねばならぬことがある。私は全く特別にといひたいのである。それは、我々日本國民は、皇室といふ萬邦無比の尊嚴なるものを奉戴してゐることである。所謂千金の子は盜賊に死せずといふと同一の理で、萬邦に無比のものを奉戴し、無比の恩澤に浴するものは、無比の注意・努力・緊張即ちあらゆる精神力とあらゆる物質力とを以て、これを奉體し、これを全ふして壞ることなきを要するのである。私が特に帝國外交の限度を說かんとする理由はそこにあるのである。

一國の外交を誤つたために累を國體に及ぼした例は尠くない。その最も著しいものは、世界大戰の終期に當り、米國大統領ウイルソンは獨墺兩帝國のカイゼル等と和を議することを肯んぜず、講和は敵國人民の正當代表者とならでは協議しないと繰り返し公言した。これは世界大戰は獨逸のカイゼルによつて惹起され、カイゼルがあつては眞の平和は齎らされぬと考へたからである。かくてカイゼルは、帝位に戀々として退讓の意はなかつたが、退位の外、國を救ふの策なきことが明瞭になつて退位の止むなきに至つたのである。かうなつたのは、獨逸敗戰の結果に因ることはいふまでもないが、獨逸多年の外交政策は、最後に獨逸皇室を犧牲とするに至つたのである。

我が國の指導階級は、多年獨逸の國體を羨慕して、その模倣につとめてゐたが、これ等の事實を何んと解釋したか。我々はそこに深鑑を見出すのである。人が絶望の地に陷るか、或は最大得意の勢に乘ると、どんなことをやり出すか知れない、そこに大成功もあれば、大失敗もある。國家も亦さうである。人或は今時の日支事變を以て、日本が英米佛等の諸國にしめ出しを喰つて、その過剩人口のはけ口と勃興産業の原料の供給とを杜絶されたことに外ならないと見るものがある。或はまた最近國勢躍進の途上にある日本の活躍の姿であると見るものがある。それは二つとも正しい見方であらう。現下の日本は猛虎が絶崖に立つた觀がある。日本が畫期的大飛躍を爲すも、亡國的慘死の醜を曝らすも測られないものがあると思ふのである。我々は、今に於て外交に深甚の注意を拂ひ、爲すべきことと、爲すべからざることとの限度を定め、猛進すると共に、猛守するものがあらねばならぬ。

人或は外交を以て巧拙の問題と考へるものがあるが、外交は國家興亡の分かるゝ大問題で、單に巧拙といふがごとき末梢的なものでなく、もつと根本的なものであることを知らねばならぬ。

外交上の限度といふのは、何によつて定むるか、我が帝國に於ては、それは肇國の精神から見ると、歷史の指示するところから見るとの二つに外ならないと思ふ。この二者の指示、その一を缺いても正しきを得ないからである。

肇國の精神は、神武天皇の八紘一宇の詔勅に示すごとく、國威の發揚を期するにあるが、そ

れは道徳立國の旨に因る倫理的な國威の發揚でなければならぬ。明治天皇の征韓問題の解決日清役の開始等に於て大義名分を重視あそばされた所以である。肇國の精神は、更に國民の綏撫を重大要件とし、明治天皇の官武一途、庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしむることを要し、天下億兆一人も、その所を得ざるなからしめんと思召されたところにある。明治天皇はこれ等の條件が全ふされて、始めて國威宣揚の外交に進みたまうたと拝察されるのである。これ等のことは、何つに於ても變はりがないのである。

歴史は更に國民が爲すべきことを教へると共に、その爲すべきことの順序方法を教へる。さうして歴史上に於て最も學ぶべきことは、その爲したことよりも、なさねばならぬといふ目標を定めたときにあるのである。されば、私は維新以後、西洋文明を採擇した事實そのものよりも、明治維新に積極的開國進取の政策を樹立したときであり、陸奥宗光が明治二十七年七月に對等條約締結に成功したことよりも、明治二十二年十一月、對等條約にあらされば、締結せず と廟議を定めたときにある。日清戰役・日露戰役もさうで、朝鮮の獨立擁護、露國の滿洲占領拒否といふ方針を定めたときにある。國家大方針が一度定まれば、我々は不變不撓その實現を期するのみである。國家は個人と異なる所以はそこにある。國家の目的は、十年にして成功するも、五十年、百年にして成功するもかまはない、要は不屈不撓の方針にある。明治天皇の御製に、

とる棹のこゝろ長くもこぎよせむ
蘆間の小舟さはりありとも

とはこのことをいつたことである。國家の大業を二年や三年で成就しようと、功を急ぐのは、個人の業と國家の業とを混同した所爲であり、自分でなければ出來ぬなどと思ふのは、他を知らぬ自惚か、國家を侮辱した所爲であることを知らねばならぬ。

更に歴史は事を爲すに機があり、その機を待つべきことを教へる。大久保利通は明治六年十月征韓論が高潮に達したときに、これに反對した辭に、

凡そ國家を經略し、其疆土人民を保守するには深慮遠謀なくんばあるべからず、故に進取退守は必ず其機を見て動き、其不可を見て止む、恥ありといへども忍び、義ありといへども取らず、是其輕重を度り、時勢を鑑み大期する所以なり、今般朝鮮遣使の議あり、未だ

俄に行ふべからずとせし者は、其宜く鑑み、厚く慮るべき者あるを以てなり、

といつてゐたのはこのことをいつたのである。彼は大なる目的遂行のためには、恥ありといへども忍び、義ありといへども取らざることありといつて、國家の輕擧妄動を誡しめたことがある。かやうなることは、個人と等しく國家に就ても最も愼しむべきことであるが、しかし、これは最も自信あり、強き人にして始めて爲し得ることである。大久保はこのとき參議に就任するに全く死を決し、後事を家人に囑して難局に立つたのであるからその語があつたのである。臆病の犬程が吠ゆるごとく、覺悟のない國家程が盛に戰を呼號するものである。普佛戰爭前の佛國、日清戰爭前の清國は何づれもそれで、主戰強硬論は普・日にあらずして佛・清にあつたのである。彼等は事を爲すに機あり、時ありといふ歷史の敎訓を忘れたのである。

歷史は更に國家の政策の徒に守株膠柱すべからず、時勢に從つて、その刻々の變化に從つて變更すべきことを敎へる。例へば朝鮮の獨立擁護は多年我が國の政策で、その方針で進んだ、森有禮の明治九年の北京談判、伊藤博文の十八年の北京談判、何づれもその方針で行はれた。しかも、我が國は清國を排除し、獨力でこれを擁護せんとする意志はなかつた。されば清國が朝鮮に對し、宗主權を主張しても敢へて否認しなかつた。しかし、清國が、天津條約を無視し全く朝鮮を屬邦化せんとしたので、遂に日清戰爭が惹起されたのである。

若し戰前清國が我が國情を詳かにし、明治二十七年六月十六日の日清共同の朝鮮改革案に同意すれば、日清戰爭は起らなくてすんだのである。故に日清戰爭の責任は、我の侵略にあらずして、清國の頑迷にあつたのである。

また、我が國は滿洲、そのものには何等の意圖がなかつた。たゞ露國の滿洲侵略は朝鮮の獨立を危殆ならしむるといふ理由の下に反對した。故に我が國は、朝鮮の安全さへ確保するを得れば滿洲は彼に委するも差支なしとしたのである。桂內閣が明治三十六年四月二十一日、京都の山縣の別莊無隣庵で決定した我が最後の決議は、朝鮮に對しては、我が優越權を認めしめ、一歩も露國に讓與しない、しかし滿洲に對しては露國の優越權を認め、これを機會として朝鮮問題を根本的に解決しようといふに止まつてゐた。これに就いて桂は、

我にして韓國全部を要求するに於ては、露國の滿洲經營はその壓迫を受け、僅かに一線の鐵路に賴りて旅順・大連の設計を施すことを得ざるは勿論、軍事上の語を假りて之を云へ

ば、是れ我は側面に陣地を占むるに等しければなり。

といつてゐた。しかし、露國は我が最後の讓歩さへ容認しなかつたので、日露の戰役となつたのである。開戰の責任が、彼にあることはいふまでもないのである。

だが、この時に於ては滿洲そのものは、未だ問題でなかつた。所謂我が國家の生命線とはいはれなかつたのである。

されば、我が國は滿洲に對して飽まで領土保全、門戸開放、機會均等の主義を持してゐた。明治三十九年五月二十二日、總理大臣官邸で開かれた元老大臣會議に於て、韓國統監伊藤博文は首相西園寺公望以下大臣元老を叱咤せんばかりに、日本の滿洲施設の閉鎖主義を非難し、滿洲軍政部の行動を非難した。この時兒玉參謀總長は、伊藤の言を以て無責任者の批判として、滿洲經營を說き、

日本の勢力を扶植してある南滿洲の開港場は、漢口とか上海とかと異なるのはいふまでもない、故に滿洲に於ける主權を、誰か一人の手に委ね、煩雜な事務を一箇所に纏めて、一切を指揮する官衙を新に組織してはどうか。

といふと、伊藤は、屹として、

兒玉總長は滿洲に於ける日本の位地を根本的に誤解して居る、滿洲方面に於ける日本の權利は、講和條約に依つて露國から讓り受けたもの、即ち遼東半島租借地と鐵道の外には何物もないのである。滿洲經營といふ言葉は、戰爭中から、我國人の口にするところで、今日では官吏は勿論、商人なども、切りに滿洲經營を說くが、滿洲は決して我が國の屬地ではない、純然たる清國領土の一部である。屬地でも無い場所に、我が主權の行はるゝ道理は無いし、隨つて拓殖務省のやうなものを新設して事務を取扱はしむる必要もない、滿洲行政の責任は、宜しく之を清國政府に負擔せしめねばならぬ。

と、兒玉の言を駁した。衆議は伊藤の議を可とし、滿洲の經營は將來その方針に由り、關東總督の機關を平時組織に改め、軍政署を順次に廢することに決定したのである。

かやうに、我が國は國運を賭して日清・日露兩戰役を戰つたが、朝鮮の獨立、主權尊重に於ては變はりがなく、たゞ列國の容喙を許さず、我が獨立を以てやつて行くといふだけ、たゞ昔の消極的から積極的扶助に變はつたのみである。未だ日韓併合とまで進まなかつた。滿洲に對

しても、飽まで清國主權を尊重し、我は與へられたものだけに滿足してゐた。これが明治四十三年八月の韓國併合となり、昭和七年四月滿洲の獨立を援助承認したのは、一に時勢の變化であつて、かくせしむれば、東亞の平和を維持し、我が國の安全を保證し得られなくなつたためである。これ等は、我が皇運扶翼といふ不動の國策が時勢の變化に應じて進展したものに外ならないのである。

若し、時勢の變化に應じ、進展するを得ず、徒に舊態を守株するの國家は滅亡の外はないのである。我等は燥進急取、妄りに他國の權益を侵凌するがごときは、深く誡しめねばならぬ。しかし、徒に退嬰して、時勢に進展する能はさることは固より戒心せねばならぬ、たゞ忘るべからざるは、その進退に於て、肇國の精神と歴史の敎訓とに違はざることである。

かやうの方針によつて觀察した、今次の日支事變は如何に解するや、このことに就いては餘錄の『歴史的上より見たる日支の將來』の一章を參照されたい。

# 外交家

# 外交家

## 一　外交家の資格

帝國外交は、如何なるものであらねばならぬか。帝國外交の本義は既に說いた。次の問題はかやうなる外交を完全に達成するには如何なる資格を要し、維新以來、帝國外交家の何人がこれを達成したか、若し充分に達成し得たものがなかつたとすれば、そは如何なる缺陷を有したるがためであつたかといふことである。

外交家の資格として、或る人は經綸の識と折衝の術とを數へるものがある。さうかも知れない。私も大體に於てこれを認め、外交家を分つて、經綸の外交家、折衝の外交家となし得ることを信ずる。しかし、これは大體の傾向をいつたまでゝ、兩者は固より不可分である、折衝の

術に缺けた經綸外交家は、畢竟外交の理想家たるに過ぎず、經綸の識を缺いた折衝外交家は、畢竟外交技術者たるに過ぎないことを知らねばならぬ。

されば、眞の外交家は經綸と折衝の兩資格を具備せねばならぬことはいふまでなく、更にこの兩資格の中には、種々の資格を包有せねばならぬことを見るのである。思ふに外交家は、國策の達觀者でなければならぬ、即ち國家永遠の大策は何處にあるかを觀るの卓識がなければならぬ。また時勢と内外の情勢、問題の輕重を知つて、著手の前後、緩急を辨別せねばならぬ。また一旦是と信じたならば、これを遂行する確乎不拔の信念、一身を拋つてこれを斷行する勇氣がなければならぬ。また輿論を操縱し、指導し、國力を統一して外に臨む必要があると共に輿論に獨立して、所信に邁進するものがなければならぬ。それのみならず、多くの場合に於て外交家は、軍部を制壓し、指導するの勇氣と軍部と協調する才幹とがなければならぬ。これ等の識見、才幹、勇氣等總べてを具備してこそ、始めて、外交の經綸、折衝が說かれ得るのである。

かう考へると外交の如何に困難にして、眞の外交家の乏しきかゝ思はるゝのである。それに我が國は開國日淺くして、外國人との交涉、折衝の機會に乏しく、それにその接するの國は、我より遙かに國力劣等のものにあらずんば、遙かに優等と見做されたもので、我々は、俯瞰して交涉するか、仰望して交涉するかの二つであつた。相手を俯瞰すれば侮蔑となり、仰望すれば畏怖となる。何づれにしても眞の外交は行はれないのである。我が國に眞に折衝外交が發達しなかつたのはそのためである。それは卒直で、淡白で、言辭に拙な我が國民性も手傳つて、我が外交術は發達しなかつたのである。

されば、軍人には所謂軍聖とまで稱せらるゝ人が出たにも關はらず、外交にはそれ等に比敵するの人傑が出なかつた。内治に於ては、嶄々たる名聲、功績を遺した人も、外交に於ては、極めて凡庸外交家たるを免かれなかつた人のある所以である。以下少しく帝國の外交家に就いて、その長短、特質を彼等の業績に就いて觀察して見たい。

明治維新以後、帝國の外交に與かつた人は尠くない。西鄕隆盛、木戸孝允、大久保利通の維新の三傑、大隈重信、伊藤博文、山縣有朋の三政治家、陸奥宗光、小村壽太郎、加藤高明の三外交家、その他副島種臣、井上馨、寺島宗則、桂太郎、原敬、西園寺公望と數へきれない程で

ある。だが、その中の何人が、前記の資格を具備し、我が外交の精神を體し、その主義、目的を達成し得たであらう。

今日、歴史の示すところ、資料の證するところに從へば、それ等諸人は何づれも、一方の雄で、或る方面に於ては卓越した功績を遺してゐる。しかし、外交家としてどれだけの功績が稱し得らるゝかは疑問である。例へば、西郷、木戸、大久保、伊藤のごときは、經綸外交家として重要な資格を有した。所謂帝國最高の國策を達觀し、これを實現せんとするに於て、卓越の長所を發揮してゐる。西郷が慶應三年七月、英國公使通譯官サトウと會見、佛國を懸制するために英國を利用せんとし、しかも英國の援助を拒絶したごときは、國策達觀の經綸外交だけでなく、樽酒折衝の外交技術に於ても勘からざる長所を示してゐる。

また西郷が、征韓論を高唱したことなども、彼が非凡の經綸策を示すものと思ふが、しかし冷靜に考へれば、彼は時勢と内外情勢とに適應するを知らず、我が道徳立國の旨に於て、未だ盡さゞるところがあつたのであるまいか。征韓論のごときは、西郷外交の長短を暴露したものであるまいか。

若しそれ木戸、伊藤に至つては、座して、國家最高の國策を語り得べしと雖も、これを實現し得るの折衝の技術も、確乎不拔の信念も、勇氣も缺いてゐるかの觀がある。それに木戸のごときは、往々感情の奔溢するところ、理性が微はるゝ嫌があつた。彼には能く前後矛盾の行を見る、明治元年に征韓論を高唱した彼は、明治六年の熱心な反對者である。伊藤も、木戸の型を脱せざる趣があつた。また彼の癖は歐米人の尊崇優越感と親露主義を固執した點にある。明治二十二年、大隈が條約改正に對外硬を主張し、改正を肯んぜざる諸國に對し、條約破棄を聲名せんとするや、伊藤は帝國の存亡、明日にも至らんと周章し、憂慮したのである。明治三十四年、露國の東洋侵略の旺盛なるを見て、滿洲を彼に與へてその侵略を抑制せんとし、自ら露都に赴いて日露協商を締結せんとして、日英同盟の調印を止めようとした。それに内には協調外には歐米優越感に囚はるゝ彼には、所信に邁進する勇氣を缺いてゐた。彼の外交がとかく軟弱の譏を免かれなかつたのは、このためである。

大久保と大隈の外交は、木戸と伊藤の外交と對蹠的にあつた。彼等は經綸の識見に於て、時に木戸、伊藤に劣つたことがあるかも知れないが、その折衝の術に於て、遙かに木戸、伊藤に

優つてゐた。大久保の明治七年の支那談判、大隈の明治維新の長崎に於ける外交、本願寺に於ける外教問題の談判はいはずもがな、明治二十二年條約改正の談判のごときは、その手腕頗るあざやかなものがあつた。しかも、大久保、大隈の外交の長所は、その折衝の術にあらずしてその囂々たる群議を排して所信に邁進する勇氣にあつた。大久保は征韓論が廟堂を制したときに、恥ありと雖も忍び、義なりと雖も取らざることありといひ、國家の大事を處するには、輕重を度り、時勢に鑑み、大期するところがなければならぬといつて、群議を排して征韓論に反對し、多年の親友西郷隆盛と相離るゝを意としなかつた。所信に邁進するこの人のごときは稀である。大久保侯爵家には、彼の遺言狀なるものがあるが、彼はこの時全く死の決心であつたのである。

大隈が維新直後に於ける種々の外交折衝、明治二十二年の條約改正等に於て示した獨往邁進の態度は、大久保の知遇を辱かしめぬものがある、それは彼の政敵といへどもこれを認めた。頭山滿氏なども、條約改正には豪傑の趣があるといつたことがある。

しかも、大久保、大隈の外交には大なる缺陷があつた。それは人心操縱の術を失したことである。



兩者の外交は內から敗れた。民心の離反、閣臣の反對を如何ともし得なかつたのである。大久保が征韓論を排して、佐賀の亂以後の內亂を激發したことはいはずとするも、臺灣征伐、次いで支那談判に於ける國內異論の紛起は、彼が外交の缺陷を暴露して餘りある。大隈に於ては、それが一層甚しきものがあつた。條約改正に於て、後年の支那談判（二十一箇條問題）に於て常に國內人心の操縱に失したのである。

のみならず、大隈の外交を一貫した癖があつた。それは彼が維新直後の外交に強硬を以て英公使パークスの傲岸を挫いた以來、彼の外交に一貫せるものは強硬態度で、時と場所とを選ばぬ感があつた。彼は容易に最後通牒を發するのである。若し伊藤に外人尊崇の癖ありとすれば大隈に外人威嚇の癖があつた。伊藤の外交が弱に失すれば、大隈の外交は強に失したといはれよう。

陸奥と小村は、我が二大外交家といはるゝ。私はこれに加藤高明を加へて、三大外交家といひたい。この三人は概して外交家としての素質に於て、他人の覬覦すべからざるものを有し、その功績に於て他人の追隨すべからざるものを遺した。しかも三人とも大なる缺陷があつた。

陸奥は經綸、折衝に於て、稀有の天才を有したが、彼は餘りに聲望を氣にした。その點彼は木戸、伊藤の型で、大久保、大隈の型でない。かくて所信に邁進する信念を缺くことがある。小村はその高傑な品性に於て、諸葛孔明に比せらるゝ、經綸の識見に於て極めて貴ぶべきものがあつた。しかも、彼が貧弱な體軀と容貌とは外交家として缺陷たりしばかりでなく、臨機應變の折衝の術に於て、或は陸奥の比でなかつた。ポーツマウスの講和談判に於ては、未だウイツテを制壓し得なかつた觀がある。彼は國內人心を操縱するを知らざること、外國に於て新聞記者等を操縱するを知らなかつた。たゞ、所信に邁進する信念に至つては何人にも讓らなかつたのである。

加藤は、所信に邁進する信念に於て小村に匹行するものがあつた。明治中期以後我が外交の困難は、內に於て元老の容喙であつた。伊藤、山縣、井上、松方はことごとに外交政策に、その交渉に於て干涉した、小村はこの間に巧にその所信を貫かうとしたが、加藤は外交上に責任なき元老の容喙は迷惑千萬であると表面からこれを拒むことさへあつた。元老が外交文書の閱覽を求めても秘密を辭としてこれを拒絕し、元老の憤怒を買つたこともあるが、彼はこれを顧みなかつたのである。

加藤はまた囂々たる輿議を顧みなかつた。その點、彼の先輩大隈に類するものがある。彼が經綸の識見も非常ならざるものを見る、私は彼を陸奥、小村と共に三大外交家に列せんと欲するのである。だが、彼の外交にも大隈の外交に見るがごとく、全く人心操縱の術を知らなかつた。それに彼は折衝の術に於て、陸奥の權略がなく、小村の細心の用意がなかつたのは、彼が最大缺陷であつた。彼は自信に過ぎて、時にドンキ翁の嫌ひがなきにしもあらなかつたのである。その他の諸外交家に至つては、特に論ずるの要を見ない。

かやうに、維新以來の我が外交家を列擧して品隲すると、一人として眞の意味に於ける外交家といふべきものがなかつた。彼等の總べては、長所あると共に短所があつた。長短は免かれなかつた。たゞ二人以上の結合、即ち總理と外相との結合がよろしきを得たときに、彼等は自己の力量以上の功績を發揮したのである。これは二と三の力を有する人が結んで、五の力を發揮したといふよりも、六の力を發揮し、三と四と結合は、七の力でなくて、十二の力を發揮するといふ風であつたのである。私はこれ等の證を伊藤と陸奥、桂と小村、大隈と加藤の結合に

於て見出すのである。彼等は何づれも、共に自己の力量に各々數倍するものを發揮した感がある。かくて伊藤、陸奥は日清戰後の難局に、桂、小村は日露戰後の難局に、大隈、加藤は世界戰爭の難局に處して、我が國威を發揚するを得たのである。

たゞ遺憾とするところは、やゝもすれば、短所と短所の結合することであつた。若し三者外交の失敗を求むればそこにあつた。伊藤と陸奥とは經綸と折衝に於て、互に長短相補つて遺憾なしとするも、所信に邁進するの信念を缺き、大隈と加藤とは信念餘りあつて、人心操縱に失し、桂と小村は元老の容喙に苦しみ、國論を指導し得なかつたのである。私は以下實例に就いてこれを說明して見よう。

## 二　維新三傑の外交の特質

西鄕、木戸、大久保の外交も、一長一短、必ずしも彼等が維新回天の業に於て示した赫々たる功績がなく、內政に對し、多少の見劣りのすることは前に述べたごとくである。しかし、彼等の外交には著しき特質があり、今日に見るべからざるものがある。

西鄕の外交は經綸の策に於て、その特質を見る、彼は幕末から現代にまで一貫してゐる大陸經營論者の代表的唱道者であつた。彼は歐洲勢力の東侵を見、坐してこれを迎へるは我が亡を待つことであるとし、我より進んでこれに應ずるの策なかるべからずと朝鮮、臺灣、樺太諸地方の處分を主張し、たゞこの進取的政策によつてのみ、維新の大業も完成し得べしといふのである。故に西鄕は朝鮮に就いて次のごとくいつてゐる。

朝鮮の一條、御一新涯より御手を被付、最早五六年も相立候はん、然處最初親睦を求められ候儀にては有之間敷、定て御方略爲有之事と奉存候、今日彼が驕誇侮慢の時に至り、始を變じ因循の論に涉り候ては天下の嘲を蒙り、誰あつてか、國家を隆興する事を得んや、只今私共事を好み猥りに主張する論にては決して無之、是迄の行懸りにて始此場合に行當り候故、最初の御趣意不被爲貫候ては、後世迄の汚辱に御座候間、斷然使節被召立、彼の曲分明に公普すべき時に御座候、是迄御辛抱被爲在候も是非此日を被相待候事と奉存候付、誠に奉恐入候へ共、何卒私を被差遣被下度、決して御國辱を醸出し候儀は萬々無之候付、

至急御評決被下度儀と奉存候、右候へば寸分なり共鴻恩を可奉報事にて、無此上難有仕合に御座候間速に御許可被成下候様奉伏願候。○明治六年八月三日三條太政大臣宛書翰

朝鮮經略、これが西郷征韓論の全目的である。彼は朝鮮問題は親睦を求むるのではなくて、方略のあつたのだといふのである。方略とははかりごとといふ語で、先づ經略或は權略の意である。そこに彼の深意があつたのである。彼は亦征韓といはず、自ら遣韓使節たらんことを請うたのであるが、それは征韓の理由を捉へて國論を換起し、征韓を國民的戰役たらしめんとしたのである。

西郷は、明治七年一月九日、庄內藩の酒井玄蕃なるもの、問に答へて、征韓論の眞意義を語つてゐた。私のいふ彼の深意といふはこゝにある。

今日の御國情に相成候ては、所詮無事にも可相濟事も無之、畢竟は露國と戰爭に相成候外無之、愈戰爭に御決著に相成候ては、直に軍略にて取運び不申ば不相成、只今北海道を保護し、夫にて露國に對峙可相成哉、さすれば彌以て朝鮮の事御取運びに相成り、ホツセットの方よりニコライまでも張り出し、此方より乾度一歩彼地に踏込んで此地を護衛し云々。

かやうな說は幕末に於て吉田松陰、橋本左內等の旣に唱道してゐた大陸經營說で、その要求は、我が國民發展の必然の要求に萠してゐたのである。さう思へば、西郷が維新當初に於て、その近時に至つて漸く解決されんとしてゐるので、明治・大正年間を通じて求められたものである。西郷の外交に經綸の識を稱するのはこのためである。

西郷の外交の基調をなす他の一は、彼が國家本位の主張である。彼は明治維新の積極的開國進取の國是を奉じて、國威の積極的發展を期したものである。明治天皇の萬里の波濤を拓開し國家を富岳の安に置かんと仰せられた積極的進取政策は彼の信念である。彼が慶應三年七月、英國公使通譯官サトウの援助を拒絕して、『日本政體變革のことは、何れとも吾々が盡力致すべき筋合である、外國の援助を受くるは面目がない』といつたといふも、この國家本位の觀念から來てゐることで、幕末の政治家が、溺るゝもの藁をもつかむの設令で、日本國土を抵當にしてまで、佛國の援助を求めんとしたことに比して、彼の國家本位の識見を示すものである。

だが、彼は明治天皇の天下億兆一人もその處を得さるは、朕が罪なりと仰せられた億兆安撫

の旨は、未だ深く彼の顧みるところでなかつた。

總べてのことを國家本位に考へ、國民の幸福安寧を主として考へぬことは、時代當然のことで、我が維新は、海外諸國の對抗から生まれてゐることを思へば特に怪しむに足りないのである。しかし、同じく幕末の鬱國氣に生まれた木戸孝允によつて、早くも國民本位の外交、或はさうまでいはれぬまでも、外交を考ふるに國民を最も重く考慮に入れねばならぬことが主張されたことは特筆せねばならぬことと思ふ。

普通木戸と大久保の外交は、西鄕のそれと對蹠的にあるといはるゝ。しかし、大久保の外交は內治政策を主とする點に於て、西鄕の大陸政策と正反對にあるが、しかも、彼の外交は畢竟は國家本位に立脚したもので、西鄕の外交とその基調を一にするか、木戸の外交は內治政策を主とする點に於てばかりでなく、その國民本位の點に於て、西鄕の外交と著しくその基調を異にするものがあるのである。

木戸は明治六年八月、西鄕等の征韓の議に對し、絕對反對の意を示したが、その理由は內治を主とするにあることは、大久保等と異なることはないが、その特色は著しく國民本位の點にあつた。曰く、維新以來既に五六年に達したが、政令未だその宜しきに至らず、天下億兆その處を失ふものが多い。今日の急務は百姓を愛撫して治務をつとめ、節儉を主として財務を經理することである、若し治務成り、財政整理、國力充實せる後、名義を正しく、道理に率由して徐々に臺灣、朝鮮の事を謀らば、直に解決するであらうと、彼が百姓愛撫を主として立論したところに、彼の得色がある。木戸の九月三日の日記に、

條公に至る談論中、西鄕參議より臺灣出張朝鮮討伐建言云々あり、且　朝廷上にも已に欲決議、依て不堪深憂、今萬民困苦新令屢傳て民益迷、去年來蜂起する數次政府以て爲常、當時語方略は無急於治內政、云義務無先於保護唐太人民、而雷同于世論益困人民彌損國力

決て余の所不服也、制有罪何必論時遲速、然則當時の此治內政第一著とす、

とあるのは、木戸の眞意である。木戸の國民本位の主張の最も能く現はれたのは、明治七年の征臺のときであつた。前年征韓に反對した大久保が、茲年ならずして臺灣征伐の中心人物となつたことの心事等に於ては、了解すべからざるものもあつた。されば、長州出身の參議省卿等は多くこれに反對したが、その理由の最も明瞭にして特色のあつたのは、木戸の反對理由であ

つた。

木戸は廟議征臺と決するや、絶對反對を聲明し、遂に辭職を請ふに至つたが、朝廷では、木戸の辭職の影響大なるを思つて、これを引留めようと百方慰諭した。しかし、彼が決心は固かつた。四月十二日三條太政大臣に謁して、人民の爲ならず、國家の爲ならずと存じつめしことを扞て、人民へ施行することは、片時も忍び難い。さりとて自分が退くために、政府に風波を起すは、上天子に對し、下人民に臨むに忍び難い、それで今日まで職に止まつたが、今日は最早や堪ゆることが出來ない、是非に免職させてくださいと請うた。かくて十五日書を正院出仕の長奕に宛てゝ、辭意の決心を告げ、辭表の起草を頼んだ。

今朝は御邪魔仕候、さて其節御願申置候一條心事大略御汲取被下可然御認相願度、元より弟も遠征等之事は字面上に而も愉快なる譯に而、一身上之考に御坐候へは、至極同意之事に御座候へば、實に三千萬餘貧弱之人民上を想像いたし候へば、自ら內外之わかちも相立纏り之說も起り候次第に御座候、其も必竟其國と稱するものも、人民有之候已上にて人民之無處は國と申名目も相つけかたく、然るときは何事も一般人民上之利害を顧み候事第一にて、是そ弟之於政府中抗論いたし候所以に御座候、然る所今日之次第に至り候而は、實に弟之心事においては片時も不能安、去とて沒して此政府を敵視し、或は前に不平を抱き候と申心底は少しも無御座候へは、愚按におゐて大不同意なるものを扞而人民に促して仲間中に立候而は、實に上は對朝廷、下は對人民、對天下後世不相濟次第にて、此事之起りし已來不安寢食仕合に御座候誓而只一身上之名利を願み候譯にては、無御座候付而はいか樣之危險艱難に而も、朝令之下に立候而進退候事に御座候へば、相避候心底は無御座候に付、此邊之衷情十分徹底仕候樣奉願候、事切迫に付、何卒迅速御筆勢相願度、尙明朝參堂可仕候へば、尙此段申上置候先は爲其草々頓首

四月十五日　　孝允

三洲老兄　御內披

亂筆御推讀可被下候、愚按においては根本齟齬し、眞心不能安毫厘も不平等之心底は無御座候間、眞情徹底、當職を辭候次第に付、此段可然奉願候也

四月十八日、木戸が上つた辭表は長焚がこの意を體して起草したものである。表中

深く惟ふ國は人民に因て立つの名、政府は人民を安するの稱なり、故に政府の事を施す必ず人民を以て歸とす、人民政府の保護を得、智以て富を致し、力以て强を致すに足て而後國の權利始て立べし、蓋し大政一新の故を推すに、

朝旨固より安民に外ならず、

云々といつてゐたのは、木戸が政治外交の主義を喝破したもので、維新の旨を安民に求めたのは、西鄉等が萬里の波濤を拓開する國威宣揚にのみ固著したのとは著しく對蹠的である。

大久保が內治修整の議を高唱して、西鄉等の征韓論を斥けたことは、前に述べたごとくである。彼は維新以來日淺く、未だ外征を事とするの機にあらざることを高唱し、『今無要の兵役を起し、徒に政府の心力を費し、巨萬の歲費を增し、幾多の生命を損し、庶民の疾苦を重ね、終に他事を願ること能はざる時は、政府創造の事業盡く半途にして廢絕し、再度手を下すに至つては、又新に事を起さゞるを得ず』といつてゐるごとく、庶民の疾苦を重んずるを我が外交政策の重要事としてゐたが、しかし、彼の外交政策の基調は、木戸の國民本位になくて、西鄉の國家本位にあつたことは、前記の語によつても了解せらるゝのである。たゞ、西鄉のいふごとく、甚しくないといふだけである。されば、大久保外交は、西鄉の國家本位と木戸の國民本位の中間に立つものといふべきであらう。

更に大久保外交の基調をなすものは、それが道德本位に立脚して、極めて大義と名分とを重んじたものであつたといふことである。彼の外交は極めて實利的な外交であつたが、一面また極めて名義を重んずるものであつた。彼が西鄉等の征韓論を斥くる理由の一はそこにあつた。彼は西鄉等のいふことは名義がたゝぬといつてゐたのである。

朝鮮の我國を侮慢するや慨然忍ぶ可らざるの議論ありと雖も、今般遣使の議の由て起る處を察すれば、今特命の使節を送り、其接待若傲慢無禮以て兵端を開くに確然たる名義を與ふることあれば、則征討の師を出し、其罪を問はんとするの意に似たり、若果して然れば既に今日に於而我國の名譽を汚し、國體に關し止むを得ざるの事情に至り、他事を願るに暇あらずして、此役を起さんとするに非ざるや、固より明なり、然るを今國家の安危を顧みず、人民の利害を計らず、好て事變を起し、敢て進退取捨の機を審にせざるは、實に了

解す可らざる所にして、以て此役を起すの議を肯んぜざる所以なり、

思ふに西郷外交の缺陷は、そこにあつた。自ら使節となつて、朝廷を責問し、その暴殺せらるゝを待つて、そこに征韓の師を出さんといふのである。大久保のいふごとく、未だ我が國の名譽を汚し、國體を毀つものあり、忍ばんとして忍ぶ能はざるものがあるといふのでない。それに無理がある、兵を好むといふ譏りを免がれないのである。これは、大久保の取らざるところである。

大久保外交の大義名分を重んずることの最も能く現はれたのは、明治七年の臺灣征伐より支那談判、竝にその結果に就いてゞある。大久保の臺灣征伐に就いては、木戸等が熱心に反對したごとく、說明し得ざる理由があるかも知れないが、大久保のいふところは、清國化外の臺灣生蕃の徒が、我が琉球及び小田縣の漂流民を慘殺したので、これを膺懲するといふのが、その理由であつた。後清國が異議を提出するに於て、自ら清國に使して、彼の國大臣等と辯難し、主張した點はそこにあつた。大久保が十月十四日駐清英國公使の仲裁に對して、この理由を說明して、

此回ノ擧、素ヨリ我國ノ義擧ニシテ、蕃人ヲ懲シ、且ツ之レヲ開化シ、我カ國民ヲ始メ、宇內航海者ノ安寧ヲ保チ、將來ノ患ヲ除クノ本意ニシテ、敢テ土ヲ貪ルニ非サレハ、我レ其名譽ヲ保ツ事ヲ得ハ退兵ス可キナリ、

といつてゐた。しかし、清國が臺灣生蕃の所屬を主張して、我が退兵を要求して止まなかつたので、大久保は國旗を撤して歸國せんとするに至つたが、英國公使の仲裁によつて、清國は屈服し、遂に我が主張を容るゝに至り、十月三十一日、條約成り、調印を了した。かくて、その第一條には、

一　日本國此次辨ずる所は、保民義擧の爲めに見を起す、中國指して以て不是となさずといふことを約し、日本遭難者のために銀十萬兩を支出し、また日本の建てた家屋、道路等を譲り受くる代金として、銀四十萬兩を償ふといふことを約した、これは、大久保は賠償金として要求したが、清國の體面を重んじて譲歩したのである。とにかく、大久保の專ら求むるところは、利益にあらずして、大義と名分とであつた。彼はこれを得て滿足したのである。

更に大久保外交の眞意義を發揮したものは、彼が、清國償金の處分論であつた。彼は十月二

十日、黒田清隆に宛てた書翰に於て、彼の意を述べ、十萬兩は難民撫恤の名目を以て受くるものであるから、これは無論難民の遺族の扶助金とし、或は征臺將士死者に施し、功勞あるものに酬へたらよからう。しかし、四十萬兩は、聖上の思召を以て、これを清國に返却せらるゝがよろしいといつてゐた。

一　四十萬兩ノ額ハ　奏聞ノ上

宸斷ヲ以テ受用セラレサル旨ヲ清國皇帝ヘ謝却アルヘシ、如何トナレハ到底我趣意人民ヲ保護シ、內ヲ惠、外ヲ恤ノ他ニ出テサレハ、建房道路ノ費モ亦之カ爲ナリ、故ニ此額ヲ以テ支那政府我意ヲ意トシ、我爲ストコロヲ爲シ、一蕃民開導ノ用、航客ノ安寧ヲ護スルノ資ニ充テハ

聖慮ニ於滿足アラセ玉フハ疑フ可カラス、因テ此四十萬兩ノ額ハ受用セラルヽヲ欲セサル處ナリ、

右英明ニ非サレハ之ヲ覩ル能ハス、大斷ニ非レハ決スル不能、幸ニ我

皇帝陛下、英明絕倫ニ在シ、大量果斷ノ

天資ヲ具セラレ候得ハ、若シ一タヒ

宸斷此ニ出テハ清國之カ爲ニ氣ヲ奪ハレ、各國之カ爲ニ膽ヲ拔カルベシ、實ニ千載ノ美談古今ノ勝事ト謂ハサルヘケンヤ、（中略）國權ノ上ヲ論シ、利害ノ間ヲ謀リ候テモ、僅々タル四十萬ノ額ニ萬倍スヘシ、是眼前ノ益ニハアラサルナリ、

大久保は、使節の責任上、この提議を朝廷に試むることは出來なかつたが、彼の考はそこにあつた。これは彼が、日支の將來に鑑みた深遠な考へからであつた。彼は一旦正義を取つて清國を屈服し、日本の毅然たる態度、實力を示した以上は、將來清國と手を携へ、東洋の平和を維持しようといふのであつた。

大久保のこれ等の外交政策は、長く帝國の外交政策となつたのである。即ち內治修整を主として外征を斥くるの外交は、正義に立脚し、名分を正し、清國に對して親善を主として、協力東亞の平和を維持せんとしたのであつて、長く帝國外交の方針となつた。岩倉、伊藤、大隈等の外交は何時もこの方針に外ならなかつたのである。

西鄕、木戸、大久保等の外交に著しき特色、特に共通した特色は、これ等の人々は何日も自

ら進んで責任の地に立ち、死を以て、その責を果さんとしたことである。これば彼等の功名に燃へたためといふよりも、彼等の自信と責任觀とから來たことである。

西鄕が、明治六年征韓の廟議に際し、自ら進んで遣韓使節だらんことを請うたのは、朝鮮の暴戻なる必ず使節を暴殺する、かうなれば、立派に征韓の名義が立ち、國內人心を征韓に歸一せしめ、外國をも首肯せしめ得るといふので、自ら對韓問題解決の捨石たらんと冀つたのである。西鄕が、七月二十九日、板垣に遣韓使節の斡旋を請うた。その書中に、

何卒私を御遣被下候處、伏して奉願候、副島君の如き立派の使節は出來不申候共、死する位の事は相調可申かと奉存候間、宜敷奉希候

とあるのは、彼の心事である。西鄕が暴殺を覺悟で、遣使たらんことを冀望したことは、普通の人情でないといはれ、彼の心事を論じたものもある。しかし、西鄕は一身を犧牲に供するでなければ、朝鮮經略といふ重大問題は、解決し得ないと信じたからである。彼は勤王攘夷のために奔走したとき、王政維新の大業を成就せんとしたとき死を決し、一身の死生を超越せねばかやうの大事に當り得ぬと信じたが、朝鮮經略といふ問題に接しても、さうであつた。必ずしも生命を輕んずるでないが、たゞ生命を捨つる外、この問題の解決はないといふのが、彼の信念であつたのである。彼がこの意は、八月十七日の板垣退助宛書翰に最も能く現はれてゐる。

只今の行掛りにても、公法上より押詰候へば、可討の道理は可有之事に候へ共、是は全く言譯の有之迄にて、天下の人は更に存知無之候へば、今日に至り候ては、全く戰の意を不持候て、隣交を薄する儀を責、且是迄の不遜を相正し、往先隣交を厚する厚意を被示候賦を以、使節被差向候へば、必ず彼が輕蔑の振舞相顯候のみならず、使節を暴殺に及候儀は決て相違無之事候間、其節は天下の人、皆舉て可討の罪を知り可申候間、是非此處迄に不持參候ては不相濟場合に候段、內亂を冀ふ心を外に移して國を興すの遠略は勿論、舊政府の機會を失し、無事を計て、終に天下を失ふ所以の確證を取て論じ候處、能々腹に入候間然らば使節を被差立候儀は、先度花房被差遣候同樣の譯に御座候間、今日に被相決候ては如何に御座候哉、御迫り申上候處、至極尤に被思食候間、今日は參議中え御談の上、何分返答可致旨承知候付、何卒今日御出仕被成下候て、少弟被差遣候處御決し被下度、左候へば彌戰に持込可申候に付、此末の處は、先生に御讓り可申候間、夫迄の手順は御任し被下

度奉合堂候

彼は討韓の名義を作り、討韓を國民的運動となすまでが重大事である。この重大事だけは自分が死を以て解決せねばならぬ、しかし一度戰爭と決した後のことは、板垣あり、山縣あり、桐野あり、濟々たる多士決して勝利に疑がない。たゞ重要事は著手の最初である。それには、何人にも譲らぬといふのが、彼の自信でもあつたのである。故に八月三日の書翰にも、何卒私を差遣はされたい、決して御國辱を醸出し候儀は萬々ないからといつてゐたのである。

一國の重臣が暴殺されねば、征韓の理由が作られぬ、國民的戰爭とならぬといふのは、如何にも薄弱な理由といはねばならぬ。しかし、西郷が自ら進んでその任に當らんとした自信と責任感とは尋常人のなし得さることである。私はそこに西郷外交の特色を見出すのである。

西郷外交のこの特色は、大久保外交に於ても亦能く現はれてゐる。大久保が、明治六年十月征韓論擊破の決心を抱いて參議に就任したときには、死を決して家族に遺言狀を殘したのである。

彼は今日皇國の危急に際して、この難を逃かるゝのは天恩に報ゆる所以でない。且つこの難



を救ふは、小子にあらされば、他にその人なしといふ決死と自信とを以て、參議に就任し、多年の親友西郷と戰つて、その征韓論を擊破し、帝國外交を內治修整論に導いたのである。西郷と外交の旨を異にするが、死を以て自信を貫徹せんとする赤心は同一である。

大久保が、明治七年征臺の役より引いて清國の異議提起となり、日清の間危機まさに迫つたときに、進んで清國に使し、日清の紛爭を解き、征臺の目的を貫徹せんとしたのも、この決心からである。彼は征臺の責任は自分にあるから、この問題の解決をつけるのは自分の責任である。且つまた自分が最も適任である、自分の外にその人がないといふのが、彼の信念であつたのである。しかし何分廟堂の中心たる彼が、朝を離れては、その後を誰が處分するか、大隈のごときは、大久保が、一時たりとも、東京を離るゝやうのことがあれば、後の見込がないから、自分は辭職する外はないとまでいふに至つたのである。七月三十一日の大久保の日記に、

三十一日今朝黑田子伊藤博文子入來、小子淸國行ノ事ヲ異論アリ云々辯解承知アリ、八字大隈子ヲ訪ヒ云々ノ事ヲ論ス、同人小子淸國行ニ付異論有之、當人辭職云々ノ事アリ、小子見込十分ヲ論シ、終ニ承伏ナリ、條公え形行ヲ申上ル、參朝、小子淸國行未表向御達無

之御内意ノミナリ、伊地知、黒田え云々ト申ス事ナリ、

とある。かやうに大久保は、伊藤大隈以下の反對者を悉く說服して、承諾せしめ、八月一日には、遂に決定を見るに至つた。大久保が當時の心事は、彼が七月三十日の伊藤に宛てゝ、伊藤の斡旋を請うた書翰に明かである。

頃日來遂御熟談度存候得共、差向之事件有之故ヲ以、御約束も乍申上、今日迄打過不本意之至ニ御座候、扨ハ即今廟堂上之景況ヲ以荏苒仕候而ハ百事水泡ニ屬シ、進退維谷之時宜ニ立至候ニハ相違無御座候、實以慨歎泣血之至に堪へず、此に至既往を論し候而も眼を開而饒語するも同然にて、丈夫之所可恥與存候間、何事も差置、先以行懸ヲ以、斷然之御決著無御座候而ハ相濟不申、依而愚考するに、此上は速ニ清國え今一介之使臣を差出され候義肝要ニ候間、願クハ小臣をして其任に當らしめ玉ハん事を條岩公え此内より至願仕候處御許可無之、實以長大息此事ニ御座候、既ニ一之機會ハ御失し相成候得共、今日に推論候而も、未救はれさる場合與も存不申候間、是非兩公御決著相付候樣御盡力御願申上度候、昨夕迄も猶又理を盡して切迫熟願仕、今朝は高臺等へ御示談可被成與之事ニ付、十分御辯



論被下候得ハ必ず御安著相付可申與存候間、伏而御依賴申上候、幸昨日寺島も參候付篤與愚考談置候付、何卒御打合セ可被下候、任之當否ヲ以不可然與之御事なれハ一言も申上樣無御座候得共、左もなくは此責は決而他に讓らさる初發よりの格護ニ御座候、所謂蚊背負山之類におなじかるべく候得共、誓而國辱を釀し使命を空クせさる丈は御請仕候付、何卒裏情御憐察可被成下候、昨十月已來、內外百事御談申さゞる日これなく、共ニ艱難を踏、今日之時宜與相成、國家之爲論之差異は有之候共、小子之心事ハ高臺知り玉ふ事ハ小生ニおひて信用仕候故、此既以寸緖拜願仕候、今朝參上御直談申上度含ニ候得共、早朝より御會議與承候付却テ御奴與存差扣申候、草々百拜

大久保はこの決心を以て、全權大使の命を奉じ、淸國大臣等と談判に從事し、一身を拋つてその使命を果さんとしたのである。彼は我が征臺の擧は我が義擧である。淸朝にしてこれを認むるならば、償金の多寡のごときは論ずるところでない、且つ淸國とは結局同盟親好の國たらさるべからざるを信じ、一般國人の考ふるよりも、輕るい條件を以て、談判を終了したのである。これは、大久保の深慮により、全く獨斷を以て決したことで、彼は我が國人の多くがこれ

を以て滿足しないことを知つてゐた。故に彼は『余ノ決スル所以ノ目的ハ固トヨリ强弱得失ノ外ニ在リ』といつてゐた。要するに、彼は自己の生命を賭して、自己の所信を斷行したのである。彼は一般輿論の如何のごときは、全く問ふところでなかつたのである。

かくて、大久保は歸朝に際しても、深く決心するところがあつた。しかも、橫濱に上陸するに於て、朝野の歡迎の盛なるを觀て、彼は全く意外に感じたといふことである。十一月二十七日、參朝退出の後、彼はその日記に次のごとく記してゐた。

嗚呼人民ノ祝賀、御上ヨリ御待遇ノ厚、誠ニ生涯ノ面目、只タ感泣ノ外ナシ、終生忘却スヘカラサルノ今日ナリ、

西鄕、大久保の外交と同一のことが木戸に就いてもいはるゝ。木戸は維新當初征韓論を唱道し、

他日皇國をして興起せしめ、萬世に維持仕候處、此外に別策は有之間敷、○中略韓地の事は皇國之御國體相立候處を以て、今日之宇內之條理を推候譯に而、東海に光輝を生じ候は、ここに始り候事と愚考仕候

といつてゐたが、明治二年十二月二日、廟議決定し、清韓兩國に使節を差遣せらるゝこととなるや、木戸に使節の內命が下つた。これは木戸の多年冀つてゐたところであつたから、大に喜び、謹んで奉命の旨を奏上した。だが木戸は、何故かその任を果さなかつた。

かくて、明治六年の征韓論には、大久保等と共にこれに反對するに至つたが、明治八年九月江華島事件起り、朝鮮砲臺の我が軍艦破擊のこと起るや、木戸は朝鮮處分の急務を論じ、十月四日には自ら使節として彼地に渡り、先づ清國政府に交涉し、清國が屬邦の義を以て、我に罪を謝せば可なり、然らずんば朝鮮を詰責し、穩當の處分を求め、しかも、彼終に肯んぜざれば其の罪を問はねばならぬ、しかし用兵の道は愼重を極めねばならぬから、一切機宜の處置は予に一任されたいと請ふところがあつた。

彼は必死となつて、朝廷に運動した。彼は九月二十九日、伊藤に書を與へ、明治二年遣使奉命の事情から述べて、その斡旋を冀望してゐた。

今日屢〻御內話仕置候一條は、何卒偏に御引受被下、大久保之處も御說諭速に相運候樣御盡力呉々も御願申候、大久と地を替へ候時は必被行候事に可有之付而は、大久、にも是非

勘辨いたし呉候様、只々希望仕候、付而は幾度にも御願申置候間、必齟齬不仕様奉願候、
先は爲其爲早々頓首
九月二十九日

尙々遲後仕候而は失機宜不都合千萬に付、此邊は厚く御含置被下、無拔目御願仕候

といつて、只管その實現を冀望してゐた。それで朝廷でも、彼が冀望を容れて、彼を使節として朝鮮に派遣することに内定してゐた。しかし、木戸の友人等は悉くこれを阻止せんとして、勸諭大につとめてゐた。こんなことで、未だ發令さるゝに至らぬ中に、十一月十三日、木戸の病亦發し、左足痲痺して歩行する能はざるに至つた。それで、彼も考ふるところなり、自らその任を辭し、十二月七日に至つて黒田清隆が特命全權辨理大臣に、井上馨が副使に任ぜらるゝことになつた。

木戸はこれ等の任命を餘まり喜ばなかつたが、彼は我が國論の強硬と朝鮮政府の荏苒して談判の容易に成立せざるを見て、遂に日韓の間、兵戈相交はるがごときに至らば、内外の不幸、是より大なるはなしとし、再び朝鮮に赴かんことを冀つた。しかし、これは許さるべくもなく



彼の健康も許さなかつたのである。彼は維新以來、彼が朝鮮關係を思ひ、朝鮮問題の解決は、彼の外にないと信じたのである。要するに彼にあらずんば、國威を傷けずして平和の局を結び得ざるとし、自ら一身を犧牲に供してその任に當らんとしたのである。彼の志は、明治六年の西鄕、同七年の大久保が使節を奉命せんとしたときと同一である。十二月十五日の日記に『余の一意こゝに決定せし所以は、勉勵堪忍、國家の平和を希望し、偏に身を以只是を任ずる而已』といつて、平和の裏に國威を全ふするは、自分の外にないといふ意を記してゐた。それが、彼の自信と責任觀とからである。

西鄕、大久保、木戸三人は外交の因つて立つその基調を異にしたことは、前述のごとくである。だが、三人とも、深く自ら信ずるところあり、自分にあらざればこれを成就する能はずとし、全く一身を拋つてその衝に立ち、一切の反對、同僚の不一致、囂々たる輿論、總べてのものを排斥して所信に邁進したことは同一である。西鄕は『決して御國辱を釀出し候儀は萬無之候付』といひ、大久保は『誓而國辱を釀し、使命を空くせざる丈は御請仕候付』といひ、木戸は『臣當サニ務力ヲ盡シ、必ス我帝國ノ光榮ヲ損スルコトナキヲ務メントス』といつて、何づ

れも使節を命ぜられんことを要望してゐる。その精神は一つである。三人のかやうな心事は、三人の特質で、維新興國の雰圍氣中に育てられた人々の特色で、彼等以後の政治家には一寸見出されぬものである。たゞ伊藤、陸奥、大隈、小村などが、その型の人であつたことを見るだけである。

## 三　大隈外交、條約改正

大隈外交は大久保外交の連續と見らるゝ。或る點は强化し、或る點は弱化してゐるが、その精神を同じふし、その長短を同じふしてゐる。大隈、伊藤が共に大久保に繼いで、明治政府の正統外交を繼續したものであることはいふまでもなく、その外交はまた正義に立脚してゐた。大久保が征臺役の外交によつて得た五十萬兩の內、四十萬兩を清國に返還せよ、我は正義のために戰つたのである、その目的が貫徹し、清國がこれを認むればよろしいといつてゐたが、大隈は日清戰役の後、遼東半島は一度得た上は、これを清國に返還せよ、我は朝鮮半島獨立のために戰つたのだ、その目的を貫徹すれば、友邦の土地を求むべきでないといつてゐた。兩人とも正義に立脚し、日支の親善を目的としてゐたからである。

大隈のこれ等の外交方針を明快に述べたのは、彼が明治三十年二月十六日、松隈內閣の外務大臣として、第十議會に臨んで、外交方針を說明したときである。彼はこの演說に於て、一國の外交の方針は一國の國交を遂行するを目的とすると前提し、我が國の外交は維新以來一定不動であるといふことと、外交は正義を土臺とせねばならぬといふことゝを力說し、予のいふことは大隈重信一箇の言葉でなく、明治政府を代表しての言葉であるといつてゐた。曰く、

外交の方針は國是を遂行することで、明治維新以來一定不動である、開國主義若しくは開國進取といふことは、今日に於ても、將來に於ても變るものでないが、私は更に萬國と對立する、併立するといふのが、外交の方針であるといひたい、維新以來の日本の改革變更は總てこれから起つた、廢藩置縣、幣制の改革、徵兵令、その他法律の改正、地方自治制の創始、憲法の發布、總てがこの萬國對立といふ主義によつて導かれて、今日の文明に進んだ、私は一層これを進めたいと思ふ、



212463

だが外交といふものは、隨分困難なものである、決して一國のみで左右することが出來ない、その趣は從前と頗る變つて來た、大英國と小ベネズエラの問題は、南北アメリカと英國の大問題となり、日清の爭は歐洲と日本の大問題となつたごときはその一例で、今日の外交は範圍が廣くなつて、利害の關係が世界的になつて來た、

されば外交は規模が大きく、計畫が廣大でなければならぬ、して外交の方針は一定不動であらねばならぬ、而して最も善良な外交は、國際法の主義に密着し、正義を土臺にするといふことである、正義の力は強いもので、必ず世界公論の同情を得るものである、歐米諸國が日本を眞正の獨立國と見て、條約改正を承諾し、不都合なる條約を撤廢したのはこのためで、四十年來日本の進歩の結果である、要するに日本の進歩はこの正理の上から、世界の正理の助を受けて、遂に同等の地位を保つといふことになつたのである、かくてこれから愈〻この條約改正から生ずる日本の利益を收めんとするには、一層力を盡して、この國を進歩せしめねばならぬ、これが將來の我が外交の方針である、私のいふことは大隈重信一箇の言葉でない、明治政府を代表しての言葉である、故に私のいふこの方針は、人に依つて變るべきものでない、外交方針は一定不拔にして、連續でなければならぬといふのはこのためである、私は誠意、正心この進運に乘じ、如上の主義を以て、如上の方針に從つて、努力したいと考へてゐる、

大隈のこの演說は頗る異彩を放ち、議院の內外に於て頗る好感を以て迎へられた。それは舊自由黨員であつたが、當時中立の地位にあつた小久保喜七氏（現貴族院議員）の、次の書翰がこれを證する。

拜啓未得拜顏候得共、得貴意候、陳は自分儀閣下が明治二十二年之條約改正に際しては非常之反對を試み、御負傷之時之如きは、之れが敎唆者たりとの嫌疑にて、九ケ月餘の入監をなしたる位なれども、其後尾崎等初め友人諸氏より閣下之意見風采を承り、心竊かに欽慕いたし候得共、久しく表面上政海に出でざるより、今日に至る迄嘗て接せず、然るに近來閣下が衆議院にての御行動を見、眞に立憲大臣の資格に相應するを知り、一たび御面會を得、親しく貴見を拜聽いたし度意旨益相迫まり、先日高橋書記官長と面會之節、序もあれば閣下に御紹介を乞ひ度旨申上置き候樣の始末、何れ其中議會も閉會し、御閒暇に相

成り候ハヽ参殿、御高教を蒙るの考に御座候得共、眞情遙め以紙中申上候、濱りに尊嚴を犯す段、幾位にも御容赦被下度、誠恐誠惶

二十七日

大隈大臣殿

小久保喜七

かくて、彼は斃ばくならず、高橋翰長の紹介を以て、大隈に面會を求めて來た。彼が感激のさまが思はるゝのである。

かやうに大隈は、明治政府の正統外交家として、正義外交を主張したが、彼が後年支那保全論を唱道し、世界戰爭に參加するに於て、常に正義と理想とを口にしてゐたことの緣因淺からざることが知らるゝ。

大隈外交の最大特色は、條約改正のことに於て現はれてゐる。彼が、伊藤、黑田等の懇請默し難く、明治二十一年一月外務大臣として入閣、條約改正を擔任したのは、非常な決心があつたからである。條約改正の談判に於て、彼は獨特の外交手腕を振つた。彼は歐米列國の形勢を相互に利用し、相懸制して、我に有利に導かうとして、苦心慘憺した。その外交談判折衝のさまを見ると、蘇秦張儀等戰國の說客を見るの思ひがある。

大隈は前外務大臣井上馨の聯合談判を改めて、國別談判とし、先づ最初に獨逸及び米國に提議し、二國との改正を了し、その勢を以て他に及ぼさんとした。これは當時獨逸及米國が最も我が國に好意を有してゐたからである。大隈は明治二十一年十一月二十六日、獨逸臨時代理公使フォン・ウワルゾハウゼンを外務省に招き、條約改正案を手交し告ぐるに、

獨逸政府は從來條約改正に關し容易ならざる好意を示され、國民は等しく感謝してゐる、この緣故を持ち、本官は他國に先達ち、第一にこの改正案を提出した、どうか、この意を諒とし、他國に先んじ、且つ秘密に、同意か不同意かを回答されたい、

と信頼の意を示し、彼の高義に訴へんとした。米國に對しても、略々同樣の態度と言辭とを以て接してゐる、だが、英國に對しては、全く態度を變じ、實利的な英國には飽まで、條約改正の彼に與へる實利を高調して彼を動さんとした。その言辭は極めて巧妙なものがあつた。明治二十二年一月七日、英國駐劄公使岡部長職に與へた書翰には、英國政府に對して取るべき方針を訓示し、英國政府の決答を督促せしめた。

今更申迄モ無之、英國ハ我國輸入貿易ノ大部分ヲ占有スルモノニシテ、日英兩國間ノ貿易高ハ我國海外貿易總高ノ三分一ヲ占メ、本邦ニ居留、英國人民ハ總外國居留民ノ殆ント半數ヲ占ムル程ニ有之候ニ付テハ、其本件ニ利害ヲ感スルノ深キハ、遠ク他國ノ上ニ有之候處、是迄我ニ接スル同國ノ政略上兎角單獨的ノ働キヲ取ラス、常ニ他ノ條約各國ト共同連合ノ手段ヲ墨守シ、條約改正ノ一件ニ就テモ殊ニ其利害ヲ感スルノ最大ナルニ拘ハラス、決シテ獨立ノ運動ヲナサスシテ、常ニ他國ト共ニ進退スルノ慣習有之候、英國ノ勢力ハ強大ニシテ、已ノ爲サント欲スル事ハ、他國ノ意見如何ニ拘ハラス之ヲ爲ス事ヲ得ルハ素ヨリ論ヲ待タサルニ、其謀爰ニ出テス、稍ヤモスレハ他國ト連合シテ我至當ノ要求ヲ拒ムノ形跡有之ニ依リ、我國人ニシテ外國人ニ對シ不平アル場合ニ於テハ、重モニ其罪ヲ英國人ニ歸スルノ傾キアルハ、誠ニ遺憾之次第ニ有之候、明治維新ノ際サー・ハルリー・パークス、英國ノ公使トシテ本邦ニ駐劄シ、當時同氏カ新政府ヲ助ケタル事一二ニシテ足ラス其功淺少ナラサルニ、我國人ハ此等ノ事實ヲ記憶セスシテ、英國人ヲ愛スル事決シテ米國人ノ如クナラス、或ハ却テ之ヲ忌ム者多キハ、英國人ニ他國人ト親ム事ヲ得サル一種固有ノ性質アリ、又ハ驕慢ノ外見アル等、種々他ニ原因モ可有之候ヘ共、前述ノ事情モ亦大ニ其勢ヲ助成シタルハ、決シテ疑フヘカラサル事ト存候、彼我人民間ニ是等不快ノ感情ヲ存スルハ、兩國ノ交際上甚タ取ラサル處ニ有之候處、此度我政府ヨリ條約新案提出ニ際シ、英國ノ擧動ハ此感情ノ消長ニ關スル事勘ナカラス、若シ幸ニ英國政府ニ於テ新案ノ趣意ニ同意ヲ表シ、直チニ新條約ニ調印セハ、他國モ自ラ之ニ同意ヲ表セサルヘカラサル勢ニ立到リ、數年來我國ノ輿廢ニモ關スル重大問題ハ爰ニ滿足ノ結了ヲ告クヘク候、從テ本邦人ハ英國ニ對シテ眞實ノ友愛心ヲ起シ、其極同國カ極東東洋ニ於テ、四千萬ノ人口ト十八萬ノ精兵及數十艘ノ堅艦トヲ有スル一大同盟國ヲ得ルノ快事ヲ見ルハ、決シテ難事ニ無之ト存候、

前陳ノ事實ハ過日本大臣ヨリ英國臨時代理公使ヘ詳細陳述ニ及置候處、貴官ヨリモ、サー・フヒリツピ・カルリー其他、其國要路ノ人々ヘ程能御入說相成、英國慣手ノ連合政略ヲ打破ル樣、十分御盡力可有之候、

實利主義の英國を說くには、實利を以てし、單刀直入彼が外交の弊を摘抉し、彼をして新興

日本を敵とし、味方とするの利害得失を能く了解せしむるを旨とした。また大隈は駐日公使のフレザアが、とかく本國政府の訓令を固執し、安政の舊條約の最惠國條款を固執して、我が正當の要求を肯んぜざるを知つて、一日、フレザアに告ぐるに、

日本は東洋の英國である、陸には六萬の常備軍あり、海には三十餘隻の軍艦がある、この武力を擁して東洋に雄視する日本を敵とするのは、英國にとつて不利であらう、シヤムを見よ、朝鮮を見よ、何づれも微力で賴とするに足りない、日本はこの間に起つて、屹然として獨立の體面を維持してゐる、條約改正に就いて、英國が日本の感情を害するのは不得策でないか、それは英國のためにも、篤と考慮すべきことでないか、

と諭し、フレザアをして、

御話のことは頗る大切な問題であるから、篤と考慮致しましよう、

と答へしめた。これより、フレザアは大に日本のために誠意を盡したといふことである。〇大隈侯八十史五年

大隈外交の特色の一は、強硬といふことで、我が權利を充分に主張するといふことである。これは當然なことであるが、後進國として歐米に一目置いてゐた我が外交家には、我が當然の權利さへ主張し得なかつたことが多く、これに乘じて、我がまゝ、勝手を働く外國公使などが多かつた。大隈はこれを非常に苦々しきことに思つて、常にこの弊を打破せんとしてゐた。明治二十一年外相に就任して間もなく、神戸雜居地の課稅問題で、二三の公使が、大隈を外務省に訪うた。その中にハワイ公使がゐた。大隈は彼等に向つて、

皆さんのうちで、この事に關係ある方が幾何あるのですか、英國の利益を代表する代理公使の言は能くわかるが、他の御兩人はどんな利害をこの問題に有せらるゝか、それ等に無關係の人々が、外交官の代表として外務大臣に御話されることは承りたくありません、皆さんは從來事毎にかうした態度を取られたのですか、

と質した。彼等が、

萬事左樣でした、

と答へた。この時、大隈は嚴かに容を正して、

それは以ての外であります、他の席ではともかく、この席では御兩人とは御話し致しませ

ん。兩後さうした態度は、きつぱり止めて戴きたい、

と告げた。彼の强硬な態度を見て、一同は意外の顏色をして歸つた。大隈は後に秘書の加藤高明に、

私も十四年まで政府にゐたが、それ迄はさういふことが始終あつたが、それから六七年經つた今日未だかやうなことがあらうとは思はなかつた。

と告げたといふことである。

かやうな大隈外相は各國駐劄公使に對して我が權利を主張し、正當な權限を行使することを怠らぬやう常に督勵してゐた。やはり條約改正のときである。大隈は佛國駐劄公使田中不二麿の、とかく遠慮勝の外交振りを遺憾としてゐた。それで田中の報告する佛國政府のいふことと、佛國公使シェンキウィツチのいふことゝ相違してゐることがあつた。シェンキウィツチはどうした理由か大隈外相に頗る惡感を抱き、故意に談判を緩慢に付して改正談判の開始に應じないので、大隈は、田中に電令して、佛國外務大臣にそれ等の事情を質さしめようとした。しかし、田中公使は、大隈外相に宛てゝ、

かやうのことを外務大臣に問ふのは、恰かも長官の行爲を批評するごときことに當るから閣下から今一度シェンキウィツチに訓令のことを聞いてください、私は機會を見て申出づべし、猥りに質すのは感情を害する虞がある。

といつて應じない。數度の電文を往復しても要領を得ない。それで大隈は、明治二十二年四月八日、詳細の訓令を發した。その中には、次の語があつた。

凡そ此種の談判を外國政府と開くに當りては、多少其政府の感情を損するの恐あるに拘はらず、進んで我所望を貫かざるべからざる場合往々可有之は、今更申迄も無之義に候處、前文佛國外務卿へ御掛合を要する事項は、一切右等の危險無之、只同卿が貴官に告げたる事項を本大臣に傳報せられたる次第と、佛國公使が本國政府より接手したる電報の趣意なりとて、本大臣に告ぐる所とは、兩者の間に大なる差違有之、仍て貴官は外務卿に向ひ、前者、後者何れが實なるを問糺し、前者にして果して、其實を得たるものならんには、佛國公使は本國政府の訓令を誤解したるもの故、更に訓令を發して、其誤を正され度旨を請ふに過ぎず、事極めて容易にして、同國政府の感情を破る等の義は毫も無之筈と存候、然

るに貴官が此事を爲すに躊躇して、再三電報を以て同一の事を申越され候は、抑も何等の理由ありて然るか、本大臣は之を知るに苦しむを遺憾と致候間、委曲の事情後便に御報告相成度翼望致候、將又兼て電報を以て申進候通り、條約改正事件は、畢竟我政府の權利を主張するものにして、決して外國政府に對し、恩惠を請ふものにあらず、從つて談判の際無益に彼等の感情を害せざる樣、細心注意すべきは勿論なれども、若し必要の場合に際しては、强硬談判を要すること往々にして可有之、況んや前文一事の如きは、單に一回の問答を爲すに過ぎず、是等の事に迄先方の氣受如何を斟酌して、躊躇逡巡致居候樣にては、到底改正事業は成功の期有之間敷と存候間、今回帝國政府の決心は確然動すべからざるものなる旨を深く御服膺相成、自今本件御處辨の際、一層御注意相成候樣致度、切望之至りに候。

この書翰は、田中公使を警告して、外交の本義を說いたものである。條約改正事件は帝國の權利を主張するものにして、外國政府に對し恩惠を請ふものにあらずとは、彼の外交の主義とその信念とを示したものである。彼の外交を貫いた强硬外交とは、この信念から發したもので

ある。

それで、大隈は條約改正の一手段として、條約の厲行を唱へた。大隈は從來の外相等が、條約規定を無視してまでも、外人の歡心を買はうとする傾向のあつたことを遺憾とし、現行條約に規定しあることは、どし〳〵厲行して、外人にその不便を感ぜしめ、條約改正が單に日本にとつて必要なるのみならず、外人にとつても亦必要であることを知らしめようとした。大隈のこのことは、在留外人等に大恐慌を惹起したものであつた。さうして帝國議會開設以後在野政黨の間に、條約勵行論が勃興して、痛く政府を驚かしたが、その起因は全くこの條約厲行の趣旨にあつたのである。

大隈の强硬政策の一に、最惠國條款の解釋と條約廢棄の二つがあつた。歐米諸國は我が國と條約を改正することなくして、しかも我が國と條約を改正して得た國の特權をそのまゝ享有しようとしたことである。明治十三年外務卿寺島宗則は米國との條約改正に成功したが、歐洲諸國は條約を改正することなくして、米國の得た特權のみを享有しようとしたので、我が國も折角成立し

た改正日米條約を破棄するの止むなきに至つたことがある。

大隈は、條約改正に就て、この不條理を遺憾とし、所謂最惠國條款の有條件解釋を主張したのである。その意は、元來條件付で與へる讓與を、無條件で得やうといふのは、誠に無法のことです、萬國公法にもかやうの實例はありません、現に先年（千八百七十三年）伊太利政府の翼望で、日本の法權に從ふといふ約束で、伊太利人に內地旅行を許すといふ條約を結ばうとしたことがありました、當時歐米の各條約國は若し伊太利に於て、右樣な條約を結ぶことあらば、これは西洋諸國が、東洋國に對する政略上に一新例を開くもので、從前施行し來つた一致の進退を破るものであると、嚴重に反對したので、遂に中止になつたことがあります、若し最惠國條款なるものが、條件の有無に關係なく、權利のみを享有することが出來るものとしたなら、各國政府は決して心配なく、伊太利に條約を締結させて、自分達は條件即ち法權に從ふことを承諾しないで、權利即ち內地に旅行することのみを請求してもよろしい譯であつた、何を苦しんで伊太利に勸告することの必要がありましやう、そのこれをなさなかつたのは、最惠國條款の條件によつて、支配されることを顧慮した結果ではありませんか。○明治二十一年十二月二十六日獨逸公使へ條約改正提議の隙

大隈外相は、この方針を以て、條約改正に邁進したが、これに對して最も反對して肯かなかつたのは、英國であつた。彼はこれに對し、英國が條約改正するを肯んぜずして、しかも、改正條約の特權のみを得んとするがごとき無理を通さうとするならば、英國と條約を破棄するばかりであるといひ出した。彼はこのことを放言し、明治天皇にもその旨奏聞したと宣傳された。これは大隈外相の實際の決心であつたか、或は權宜の言葉であつたか知らないが、この放言は痛く內外を驚かしたのである。

大隈外交に最も驚いたのは、伊藤で、最惠國約款もかやうの解釋が行はるゝとも思はない、若し二三國と條約を改正し、他國と改正しなかつた場合、それ等の國が連合して、最惠國約款を利用して、我が國に迫まるやうなことがあつては、我は條約改正の利を受けないで改正の害

のみ受けることになる、若しそれ改正を肯んじない國とは、無條約となるといふに至つては、これは容易ならぬことである、かやうなことをしてはどんな國難が惹起されるかも知れないと非常に痛心した。彼は二十二年八月十八日、次の書翰を井上馨に與へて、その苦衷を述べた。

去說當地之形勢ハ追々新聞ニ而御承知之事ニ可有之不及縷陳候得共、實ニ困リ果タル情勢ト云ノ外無之候、英國之談判ハ目下殆ント中絕之形ニ有之候趣、昨日松方ヨリ傳承、同公使ハ訓令ニ率遵シ、中々一步モ讓ル之氣色ナク、終ニ本國へ長文之電信ヲ兩日ニ渉リ發信シタルヤ之趣、又一方ニ於テハ外務大臣請謁、英國之談判到底成就無覺束若彼レ我之請求ヲ拒絕スルニ於テハ、條約破棄之外無之儀ヲ奏聞シタリトノコト、此儀ハ聖上ヨリ吉井次官ヘ親シク被仰聞タリとの儀極密ニ承知セリ、乍去此等之事萬一も外ニ漏洩スルニ至テハ英政府之感覺ヲ損シ、成ルモノモ不成ニ至ルヘクト、只恐懼之外無之候、實ニ爲國家憂慮不能措候へとも、當今ハ國家ヲ危險ノ中ヨリ救出スコトモ、尋常一樣之手段ニ而出來ヘキニモアラス、唯默シテ形勢之經過シテ萬一ニモ不幸ニ陷落セサルコトヲ希望シテ止ム能ハサル而耳、小生十六年間樞機ニ出入シテ早晩彌縫救護之手段ニ盡力候事不少候得共、此節ノ如クハ未嘗遭遇、古來忠臣之辛苦思ヒヤラレ候、昨日黑田面會、目下之形勢ハ不容易、終ニ非常之處分ヲ至干不免モ難料ト申候處、同人モ其覺悟ニ而頻リニ勘考中ナリトノコトニ候故、內部之紛紜ノミヲ鎭定スルハ左迄ノ御苦心モ有之間布歟ト察候へ共、外ニ向テノ目的ヲ達ス能ハサル時ハ艱難不可謂事ニ付、萬々御注意有之度ト申述置引取申候、松方モ大心配ニ而到底英國不承諾ニ際シタルトキ、豫メ廟謨ヲ一定シ置キ度トノ事頻リニ盡力中ニ有之候、

小生樞機に列して、十六年かゝる困難に遭遇したことがないとは、伊藤の述懷である。

條約改正に執つた大隈のかやうな態度は、その改正に反對すると贊成するとを問はず、一種の偉觀とされた。德富蘇峰氏は國民新聞紙上にこれを評して、大隈伯は失敗したが、これによつて無形上の勝利を得た。それは國民の信用なりといひ、

大隈伯の經綸の才に富むは、人皆之を知れり、然れども其の崛強雄驚、毅然として奪ふ可からざる大節に至ては、條約改正の騷動に依りて始て國民に證明せられたり、政界に於て伯の敵たる者甚だ少しとせず、伯が計畫したる條約改正其れ自身に就いて異存を抱く者、

殆ど國民の多數を占めたり、然れども伯が條約改正の方面に當り、其の衆議群議の重圍中に安歩して、敢て動かず、百艱百勇を生じ、千難千策を出し、愈々窮して愈々生路を斫り開くの膽勇智謀に至りては、之に最も感服するは、乃ち伯に最も反對したるの人々に在るを可し、即ち伯が政治家として倚信すべきの信用は、殆んど伯と倶に天を戴かざる敵に迄及びたりと云ふ可きのみ、其の信用を得たる所斯の如し、條約改正の失敗の如きは、伯に取ては只是れ眼前の一小事のみ。

と激賛してゐた。これは一蘇峰氏の感想だけでなかつた。しかし、彼のこの外交には、恕すべからざる缺陷があつたことを忘れてならない。それは國民を操縦指導することに失敗し、遂に折角の大業も內から破れたことである。陸奥は後年自ら外交の衝に立つに際し、このことを論じ、『就中大隈伯爵の如きは、權變縱橫の才を奮ひ、當時世論の逆潮に抵抗し其志望を達せむとしたるも、其局尙ほ失敗に了り、條約改正の歷史は殆ど失敗の歷史たるに至りぬ』と述べてゐた。さうして大隈の失敗が、陸奥の鑑となつて、その成功となつたことは、後に述べよう。

## 四　陸奥宗光の外交、條約改正

陸奥外相の條約改正が、帝國外交の一大進轉期を畫し、それが陸奥外交の成功であることには、何人も異論がない。しかし、陸奥が後年自讃してゐたごとく、それが盡く陸奥の力で、寺島、井上、大隈、青木の前外相の誰もがその功績を頒つものでないといふのは、如何にも見苦しき自惚である。

陸奥は、明治三十年二月一日發行の世界之日本に於て、在東京一外人といふ匿名を以て、鳩山和夫が、太陽誌上に公にした『日獨條約を評す』といふ論文を批評し、鳩山が、陸奥の條約改正成功は、『日清交戰の事ありて、帝國の威名頓に揚りたると、前任寺島、井上、大隈等の外相が、一回は一回より改正事業の前途に橫はる難關を打破したる結果とは、意外にも條約改正の進行を速かにし、歐米の諸大國は已に略ぼ之を結了して、今は僅に三四國を餘すのみとなれり』といつたことを駁撃して、英國との改正條約の調印は、明治二十七年七月十七日で、日清

開戰前であるといひ、寺島、井上、大隈、青木の前外相の條約改正に關係せしことをは、我が對等條約を結ぶことの妨害とこそなつたれ、決してその進行を助けたるものにあらざるや明白なりといつて、遂に自ら、

拙者は外臣ながら、寧ろ陸奥伯が一方に於ては日清の交戰に方り、歐洲列國虎視耽々、苟も乘ずべき寸隙を閑却せさらんとする危機に際して、外交操縱の妙を盡し、一方に於ては最も精細緻密の考量を要する條約改正の談判を進行し、經營慘澹其大半を清國條約以前に結了したる大膽と靈敏とに感服する者に候、

といひ、また

井上伯以來の改正談判は、對等條約を結ぶの妨とこそ爲りたれ、決して陸奥案の進行を助けたるものに非さるや、明白の次第に御座候、語を換へて言へば、陸奥案進行の最初の困難は、前任者が貽したる餘殃と申すべきものに候、

と一外人に名を匿くして、自讃したばかりでなく、前任者を誹謗するに至つたことは、陸奥の人格に對して遺憾とさへ感ずるのである。

歷史的に考へれば、條約改正の成功は、ふところあるはいふを待たないことである。時勢の進歩と前任外相等の開拓の結果とに多大に負錄には、これを認め、彼が前任外相の半面的對等條約を捨てゝ、全面的對等條約案を提出するに至つたことを述べて、次のごとくいつてゐる。

今や我國は既に立憲の制度確立し、國民亦長足の進歩を爲したる秋に當り、斯る半面的對等條約案に向ひ、何等の改良修飾を加ふるも、到底立憲制度の大本と併立せず、從て國民一般の希望を滿足せしむ可からず、若し强て之れを決行せむとせば、會々以て更に一の失敗を重ぬるに過ぎざるや明なり、故に余は寧ろ外國に對し、一層の困難を增加するも、內國物議の爲め、再び失敗することを豫防するの得策たるを確信し、斷然井上伯爵以來歷任當局者が承襲する半面的對等條約案の系統を根本より變改し、純乎たる全面的對等條約案を以て各締盟國に提議し、彼等が如何に之れに應ずるやを試みむと欲し、即ち明治二十六年七月五日を以て左の主義に基き、一の通商航海條約案を草し、閣議に提出し、聖裁を經たる上、先づ之れを英國政府に提出せむとし、當時獨逸の特命全權公使青木子爵をして、

更に英國駐劄の公使を發ねしめむことを奏請し、同子爵をして倫敦に赴き、樽俎折衝の大任に當らしめたり、

これによつて見れば、陸奥の全面的對等條約案は立憲制度の確立と國民の進歩とに促がされたる自然の結果であつて、その半面的對等條約案を變改したのは、主として、内國物議の爲に失敗せむことを畏れたるに由るのである。

またこれによつて知らるゝごとく、前任外相の所爲は、その成功と失敗とにかゝはらず、陸奥の條約改正に役立つたことは否む能はざることである。陸奥は失敗に鑑みたことだけをいつてゐるが、成功に鑑みたことはないであらうか。陸奥の條約改正の成功は、丁度安藝海が双葉山を破つたやうのものであるまいか、安藝海はその昔し、大錦が太刀山を破つたごとく、幾度か双葉山に破れ、また仲間力士の破られたのを見て、双葉山の長短、強弱のあるところを研究し、遂に覺るところあり、決心するところあつて、あの成功を克ち得たのであるまいか、從來の失敗なくして、誰が太刀を破り、双葉を破り得たか、寺島、井上、大隈前外相の失敗が、陸奥に與へた敎訓は、條約改正は、内を固め、國内人心の統一にあるといふことだけではない筈である。

私は二つの點に於て、陸奥の前任外相に負ふところあることを指摘し得る。その一は、大隈の最惠國條款の解釋である。從來我に臨む歐米諸國は、最惠國條款の無條件解釋を主張し、甲國が或る讓與を我に與へることによつて得た特權を、乙國は我に何にも與へることなくして、甲國の特權に均霑せんとしたのである。寺島の國別談判に失敗したことも、井上の聯合談判を開くの止なきに至つたことも、何づれもこのためである。然るに大隈は、最惠國條款の有條件解釋を固執し、乙國の無條件にて、甲國の特權を得んとするを頑乎として退け、國別談判の障害を排除したのは、全く政略上の一大進歩である。陸奥が國別談判に成功したのは、大隈の最惠國條款の有條件解釋を踏襲したことであるまいか、彼が功績の一に數へらるゝ日墨條約は、大隈外相の下に、その方針によつて米國公使として締結したのではないか。

その他、大隈の唱道した條約厲行問題は、陸奥の條約改正に資することがなかつたであらうか、例へば、英獨兩國が商標僞造事件を以て、大隈外相に訴へたときに、日本特許局の登記を經ざるものを保護するの理由がないと主張して、その提議を拒絶し、米國政府が、書籍翻刻問

題を提議するや、日本の法律は、外國人の版權を保護されぬと論じて、その要求を排斥したことのごときは、現行條約を勵行して外國人に諸種の不便を感ぜしめ、彼等をして、自ら進で、條約改正を望ましむとしたのである。かゝることは、陸奥の條約改正を促進することに稗益しなかつたであらうか。

その二は、陸奥が自らいふ全面的對等條約にあらされば、國民一般の冀望を滿足せしめざることを知つて、全面的對等條約を締結するの決心をしたといふことは、實は彼に始まつたことでなくて、明治二十二年十二月、大隈外相の失敗に鑑みた山縣内閣の定めた方針で、井上馨の意見に基いて、伊東巳代治が起草したといふ『將來外交の政略』と稱するもの〻内に、はつきりと論究されてある。それには、條約改正そのもの〻大目的及び當面の條約改正問題の大綱領とを揭げ、三個の主義を示してゐる。

第一　條約ヲ改正シテ、平等ノ位地ヲ取ルハ、我ガ政府ノ從前及將來ノ目的ナリ、

第二　現在調印濟ノ條約案ハ、之ヲ修正シテ、以テ平等完全ノ位地ニ近ヅクヲ要ス、

第三　修正ノ要求行ハレザレバ、寧ロ從前ノ位地ヲ存スルモ缺點ノ條約ヲ締結セズ、其間改正ノ手順ヲ中止シテ、以テ將來ニ我ガ目的ヲ達スベキノ機會ヲ待ツベシ、

要するに對等條約にあらされば、締結すべからずといふのが、その根本方針で、これは大隈外相の失敗に鑒みた山縣内閣の理想案であつたのである。そうして、このとき、外務次官として、外交事務を擔任した青木周藏は、山縣内閣及び次の松方内閣に外相として、この方針に從つて、條約改正案を起草した。陸奥の改正案といふのは、この青木案を踏襲したのであるといはれ、また、この青木が英獨公使を兼任して、兩國との條約締結に專ら盡力したといはるゝのである。これ等の點に於て、陸奥外相は果して、前任外相等に負ふところがなかつたといはれ得るであらうか。彼が巧妙な自傳的記述は、多分に人を魅するものがあるが、史實を語る史家には影響がない。

私がかやうなことをいふのは、何も人の虛構をあばくを誇とするのでない、たゞ一國の眞の國是を成就する外交は、一人や二人の偉い外交家だけで遂せらるゝものでない。間斷なき努力と不變な組織とに待たねばならぬといふことを證したいためである。

序でにいつて置きたいことは、陸奥が條約改正の常に内部國民の反對によつて破らるゝといふ

ふことを知つて、それに細心な注意を拂つて國論の一致を求めたことは宜しいが、彼の爲すところは、極めて消極的で、未だ進んで積極的に國民を指導作興し、これを後援とし、背景として外交に當るといふ趣に乏しかつたのは、極めて遺憾とせらるゝ。彼は、終日人と語つて、終に秘密を一も語らさるの奇才あるとまでいはるゝが、彼にしてこの奇才、深慮に加ふるに雄大なる器局を以てし、中外の批評を恐れず、磊々落々として自己の意見を國民に徹底し、これを後援とすることを得たならば、彼の外交も今一段の光彩を添へたであらう。勘なくとも、條約勵行の對外硬論の勃興に周章狼狽することはなかつたであらう。彼は維新以來の奇才で、折衝外交に於ては第一人者であつたが、私は未だ彼に許し難いものを有する。

## 五　伊藤・陸奥の結合外交

私は前に、我が外交家のそれ〴〵一長一短、眞に帝國の國策を完全に遂行し得た人のなかつたことをいつたが、たゞ僅かにこの缺陷を補つたのは、良首相の下に良外相あつて、互に長短相補つたときにあつた。伊藤と陸奥、桂と小村、大隈と加藤の場合がさうであつたのである。

私は先づ、伊藤と陸奥の結合を語らう。兩者結合外交の功績は、主として日清戰役の外交に於て見らるゝ、私はこゝにその長短成否と、功過とを述べて見よう。

### 日清戰役の內政的觀察

林銑十郎內閣の外相、佐藤尙武は、議會で、我れ戰を欲すれば戰あり、平和を欲すれば、平和ありといつて問題を惹起したが、その言には一部の眞理と現實味とがある。何時の戰爭に於ても、かやうのことは決して尠なくないのである。といふのは、外國との戰爭には內政より來る原因、或は一國指導者の主義、方針、引いては性格、好惡等による原因によつて決定せらることが多いからである。

明治六年の征韓論が、西鄕、江藤、後藤等の個人的問題に原因することが多かつたとは、當時その渦中にあつた大隈重信の指摘したところであるが、日清戰役に於ても、かやうなことが多かつたのである。私はこゝに少しくこのことを述べて見よう。

私が内政と戰爭との關係を述ぶるのは、敢へて史學知識の滿足を得るに止まらないで、一國の存亡を賭する戰役を決定する原因のたゞ一つに止まらさることを探求して、外交家及び國民の責任の如何に重大なるかを考察したいからである。

私は先づ日清戰役に內政的觀察を試み、伊藤、陸奥の立場を檢討して見たい。伊藤が對韓問題の解決に志したことは一日ゞなかつた。彼が明治二十三年十月、貴族院議長の就任を拜諾したときに、明治天皇に奏上した冀望條件の一は、第一議會を終了せば、早速、その職を辭して清國に赴き、支那問題……對韓問題……の解決のために盡したいといふことであつた。

また明治二十五年一月、伊藤が政黨組織を決心して、明治天皇に奏上し、また松方首相に語つたときに、彼は政黨組織を許さるゝか、全權大使として歐米に使し、條約改正の業を完成せしめらるゝか、朝鮮問題解決の任に當らしめらるゝか、三者何れかに當らしめたまへ、その何れも許されぬならば、政界を隱退して故山に歸臥するといふのであつた。朝鮮問題に就いては彼は次のやうにいつてゐる。

東洋問題ハ國家ノ重事ナリ、朝鮮國獨立ノ儀ニ付テモ清國關渉シ、屬國ノ躰アリ、李鴻章生存中面語熟談、先途方策定メ置度、依テ支那公使駐劄被仰付度、

伊藤は、その頃自ら任ずること極めて厚く、木戸、大久保以來第一等の人物と信じ、內治、外交何づれの問題でも、重要な解決は自分の外に能くするものがないと信じてゐた。彼は自らこれを高言してゐた。外交問題には期することの伊藤の考は、明治三十四年露國に行つて、日露協商を締結して、露國の滿韓侵略を阻止せんとしたと同一で、清國に行つて日清協商を締結し、清國の韓國屬邦論を放棄せしめんといふのであつたことに疑ひがない、後に日露親善論者たる伊藤は、前に日清親善論者であつたのである。伊藤のこの目的は、果されなかつたが、彼の志は明かである。

日清戰役の開始を考へるものは、當時の伊藤首相と陸奥外相の內政、特に議會政策の行きつまりの實情を知らねばならぬ、この事情に徹底せねば、日清戰役の眞相は、つかめないのである。それに伊藤、陸奥はその性格として、外交に內政を顧慮することが最も深かつた、彼等の外交の成敗、長短はそこにあつたことを知らねばならぬ。

伊藤は立憲政治の創始者として、山縣、松方に次いで、內閣を組織し、議會對策に乘り出し

た。乃公出でずんばといふ意氣込であつたが、畢竟は自惚に過ぎなかつた。政黨及び議會の反抗は益〻甚しくなつた。第四議會は、明治二十六年二月十日、纔かに聖詔の渙發によつて和協の道を見出したが、第五議會は同年十二月二十九日、第六議會は明治二十七年六月二日、解散を奏請するの餘儀なきに至つた。內治外交の彈劾上奏を受けて妥協の道がなかつたのである。反對は獨り衆議院だけでない。貴族院では二十七年一月二十四日に、公爵二條基弘・公爵近衛篤麿等三十八名の連署を以て、伊藤の擧を非難し、何故に解散奏請の理由を示さゞるかと忠告書を伊藤に呈して、その反省を求めた。

伊藤は、これに復書を與へ、衆議院は到底和協によりて、大業を翼贊するの望なきものと認むと斷言したが、二條、近衞等はこれに滿足せず、その言を誣妄なりとし、和衷協同を破るの罪は、衆議院にあらずして政府にありと斷定し、再び書を伊藤に與へた。かくて、公爵等の一派は第二回總選擧には、衆議院の對外硬派に應援するに至つたのである。このときに當り、朝野の反目疾視は甚しく、政府と議會との衝突は、日々深刻を加へ、到底調停の道がないとされた。樞密顧問官佐佐木高行は、その日記に、二十七年六月五日、貴族院議員安場保和が訪問して、次のごとく語つたといつてゐる。

閣下は、近來朝野何れにも交際が少ないから、御存じないかも知れないが、今日は恐しい人氣で、新聞などは、御用新聞の外は、一として政府に味方するものがない、元來解散は止むを得ないとしても、一方では內閣を辭職さすべきであつた。然るに衆議院の上奏を御採用無之とて、却下されたとは恐れ入つた次第である、何分內閣が今日のやうに人望を失しては、辭職の外はあるまい、さもなくば恐れながら、帝室を怨み奉るやうになるのが人情である、このまゝ續いたら、今年十一月の國會までには、必ず流血の不祥事を見るに至りましよ。

こんな情勢に導かうとは、伊藤の全く豫期せぬことであつた。かやうな際、伊藤の考へることとは、何日も聖上に御すがり申すことより外になかつた。彼は勅諭を奏請し、或は政黨首領を御前に召集するの議などを考へてゐた。こゝに、突如として起つたのが、朝鮮東學黨の亂、次いで淸國出兵の報であつた。伊藤が、彼の先輩木戸孝允が、明治元年征韓の議を唱道して人心を外に轉じ、人心を作興し、統一し、維新中興の業を完成しようとしたことを想起したことは

當然である。

日清戰爭を說くものは、また外相陸奥宗光の立場に就いて考へねばならぬ。陸奥は勤王志士の一人として維新の舞臺に登場し、大隈、伊藤と竝び稱せられた。その才幹功績は維新政府の一異彩であつた。だが紀藩出身といふハンデキヤップは、彼を縣令、大藏少輔心得、元老院幹事といふに止めた。焦燥鬱悶、遂に西南の役に不軌を圖つたといふので、五ケ年の囹圄に囚はれた。薩長は彼にとつては仇敵であつたが、今や薩長の勢全く成り、到底外部よりこれを倒すべからざるを見て、心機一轉、薩長と和し、薩長の臟腑に喰ひこんで、內部より薩長を操縱しようとした。

かやうな機略を藏して、薩長政府の一大臣となつたが、民黨の攻擊餘りに急激にして、策を施すの地なく、彼まで俱に燒かれんとする有りさまであつた。彼を唯一の腹心とした伊藤內閣も、二回の解散を餘儀なくせられたこと前記のごとくである。奇策縱橫な彼も全く施すの策がなかつたのである。特に彼が最も得意とする外交問題で、窮地に陷つたのであるからたまらない。こゝに突如として起つたのが、東學黨の亂、清國出兵の報であつた。彼がこの機會を好機としたのは、伊藤にも劣らぬものがあつたのである。

特に陸奥外相が朝鮮駐劄臨時代理公使杉村濬から、清國出兵の內報を得たのが、六月二日の閣議當日で、その閣議といふのは、伊藤內閣が、條約問題で、議會の彈劾建議を受け、議會解散を奏請せんとするときであつたとすれば一層內政外交聯關のさまが考へらるゝのである。若し時勢を指導するを以て、政治家の最大要事とするならば、伊藤、陸奥がこの深刻なる官民不和軋轢の情勢を利用し、國民の宿望たる對韓問題を解決すると共に、人心を外に轉じ、その窮境を脫出せんとしたことは當然であつて、彼等の心事に同情を惜しまぬものである。

## 外交方針の確立

日清戰役の外交に於て何人もその經綸を稱するが、私は特に迅速なる外交處理を擧ぐる。我が始めて清國出兵の內報に接したのは六月二日で、即日閣議を開いて、我が對韓方針を定めてしまつた。同七日清國出兵の公報に接するや、即日我が出兵を通告した。伊藤首相が朝鮮內政共同改革案を閣議に提出して、その可決を得、裁可を仰いで、清國公使に手交したのは六月十

六日で、清國政府のこれを拒絶するの公文に接した陸奥外相は即日、清國政府の承諾の有無にかゝはらず、單獨にて改革に從事するからと我が嚴乎たる決意を示した、これが六月二十二日で、我が第一次的最後通牒である。七月九日、清國が英國公使オコンナーの調停を拒絶したといふ報を得た陸奥は、即刻、北京駐劄の臨時代理公使小村壽太郎に電訓して、清國政府の不信を責め、今後不測の變を生ずることあるも、その責任は我にあらずして彼にあるといはしめた。これが第二次最後通牒といはるゝもので、七月十七日であつた。

朝鮮政府に對しても、大島公使を督して同樣迅速果敢な外交處置を取らしめ、七月二十日、最後通牒を以て朝鮮政府に逼まつて清國兵の擊攘を命じ、二十三日、我が兵を以て王宮を護衛して、二十九日成歡牙山の清兵を驅逐し、八月一日宣戰を布告した。曠日瀰久、遷延外交を事とする清韓政府を相手として、かくまで迅速果敢に外交を進捗せしめ得たのは、國内に於ける輿論の高潮と外國勢力の絕えざる壓迫とに據るはいふまでもないが、我が外交の特に時宜にかなつたことが稱せらるゝのである。

これに就いて、一般に陸奥外相の外交手腕が稱せらるゝが、しかし、陸奥をして思ふ存分に働かしめた伊藤首相の存在を忘れてはならない。伊藤の經綸の識見、明治天皇を補弼し、元老を抑へ、軍部、財部と協調し、時勢を達觀し、國民を指導した彼の名望、才幹のまた尋常ならざるを看過してはならぬ。要するに伊藤、陸奥の結合宜しきを得たので、兩人は共に自己の力量以上の事業を成就したことになつたのである。

これ等のことを了解するには、伊藤の明治十八年の天津條約に遡らねばならぬ。伊藤の天津條約に於ける功過は、いろ〳〵にいはるゝ、大井憲太郎等の朝鮮事件などは、この外交に憤激して起つたといはるゝほど、伊藤の外交はその軟弱を非難されたものである。勘なくとも朝鮮獨立問題を未解決のまゝに放任したことときは、彼が責任の最も大なるものとされたのである。

しかし、朝鮮駐兵に就いて、彼がこの條約で清國と同一の權を得たことは、日清戰役外交に於て、充分の地歩を占むることを得た重大原因である。

明治十八年四月十日、第四回談判に於て、伊藤大使と李鴻章との間に、朝鮮撤兵が約されたときに、次の談判が行はれた。

李　貴國朝鮮ヲ占領スルノ意ナキハ、既ニ閣下ノ明言ヲ以テ確信スルニ足レリ、然レトモ異

日他國ノ朝鮮ヲ睥睨スルカ如キアラハ、則チ我國ニ於テハ兵員ヲ派遣セサルヲ得ス、其時ニ當リテハ貴國モ亦貴國ノ便宜ニ從ヒ、兵員ヲ派スルコトヲ得ヘシ、

伊　朝鮮獨立ノ國體ヲ維持シ、以テ他國ヲシテ、其疆土ヲ侵略スル等ノ事ナカラシメンコトヲ、我國ノ切ニ希望スル所ナリ、

李　貴國果シテ朝鮮ヲ併呑セントスルトキハ、則チ國力ノ及フ限リヲ以テ貴國ト戰ハサルヲ得ス、我國若シ朝鮮ヲ併呑スルコトアレハ、貴國應サニ全國力ヲ擧ケテ我國ト戰ヲ決スヘシ、若シ他國朝鮮ノ地ヲ睥睨スルモノアレハ、貴國ト我國トハ互ニ相連合シテ力ノ及フ限リ、其侵略ヲ防クヘシ、

日清戰役は、この條約の精神を無視して、清國が朝鮮を屬邦化、即ち併合せんとしたことから起つたのである。さうしてこのことこそは、我が國をして朝鮮出兵及び改革に名義を得しめ朝鮮問題解決に機會を得しめたものである。日清戰役をして、東洋の義戰たるを得しめたのは伊藤の天津條約の締結が與つて力があつたのである。

また一般に信ぜらるゝことは、日清戰役の開始に關し、伊藤首相及び井上内相等は平和論者であつたが、これを開戰まで導いたのは、陸奥と彼を飽まで援助した參謀次長川上操六であるといふことである。坪井九馬三博士の『最近外交史』はこの間の事情を記し、『今こそ日本が躍進一番すべき時であるとしたのは、外務大臣陸奥宗光であつて、彼は密かに、其の意圖を參謀次長川上操六に漏らして謀るところがあつた。すると川上は、陸奥が乘るか反るかの大賭博を試みようとしてゐる壯烈な意氣を見て、よし貴公が其の決心なら、姑息の外交は止して一刀兩斷の大策を決行したがよからう、軍事上のことは拙者の胸中に成算があると答へて、大いに賛成の意を表した。次いで海軍大臣の西鄕從道に相談すると、これも自分でできる限りの事は一切お望み通り引受けると快諾したので、陸奥は愈〻決心の臍を固めて恰も賜暇で東京に歸つてゐた北京駐劄公使兼京城駐劄公使の大鳥圭介に成るべく早く戰爭になるやうに、何とか仕向けて呉れ、君が若しそれが爲に死んだら、僕が骨を拾つて遣ると秘密の訓令を與へた。當時日本政府部内では伊藤、井上等の人々は平和論者であつた』云々と述べて、獨り陸奥の功に歸するやうなことをいつてゐる。さうしてかやうな考が從來の通説であつた。

しかし、一國の運命を賭する外交政策といふものは、世間知らずの學者が机上で考へること

く簡單なものでない。事實は陸奥と伊藤との間に、格別主義の相違があつたわけでなく、陸奥と雖も、最初より主戰といふ確乎たる決心があつたのでもなく、伊藤と雖も、最初より非戰論者であつたのでもない。兩人の最初の決心は、たゞこの機會を利用して多年の懸案の朝鮮問題を解決しようといふにあつた。これをあのやうに迅速に戰爭にまで迫ひこんだのは、寧ろ內外の情勢にあつたのである。

陸奥なども、六月十五日以來、竊かに決心するところがあつたとはいひ、七月二十五日豐島沖に於て英國商船砲撃の報に接したときは驚愕措くところを知らず、その結果の重大に鑑み、この際、開戰に至るごときことあつては、我が不利瀕るべからず、この際は、暫く朝鮮出兵を抑制し、民間輿論を壓伏せねばならぬと伊藤に進言してゐた。次の書翰はこの事情を語る。

英國旗の船を砲撃せしや否や、未だ西鄉より何等の報知無之故唯今一書を飛し催促致し置候、此件關係實に至大殆んど其の結果を推測する能はず、憂慮に不堪候、將又他の旅團を朝鮮に增發する事は今更致し方無之次第に有之なれども、又（清兵）來り居り候も二三千の少數にして必ずしも、我が增兵を要せざる敗の場合なるに、我より續々增兵する時は、



第三邦國の疑惑を起し候は勿論なるのみならず、第一大院君等をして疑惧の念を起さしめ候、其の間に乘じて、清國其の他の離間行はれ候時は、朝鮮再び清兵に依賴するに至るも難計、又大院君の第一の願は閔族に復仇するにありて、其の日本に依賴するも、清國に依賴するも必しも撰所にあらず、而して清國も從來の行き懸り上閔族を助けたるも、形勢一變すれば、必ずしも大院君と一致すまじきにあらず、この間大島の「タクト」にて大院君等をして十分「コミツト」爲致、最早我れに依賴するの外、更に詳言すれば、清國とは再び和同すべからざる丈に引懸りを作らしめざるべからず、

然るに先づ大院君をして、我が國の擧動を疑はしめる樣の義有之候ては、所謂アブ蜂取らずに相成候義、如何にも殘念に御座候、昨日來參謀本部と相談して釜山より船を廻し、仁川より接電せしめ、大島に種々の心付可申遣と數通の電信相發候處、昨夕に至り右の通り船も到底出帆六ツヶ敷との事に相成全く「コムミニケーション」相斷り候、折柄俄然大兵韓地に入り込み候樣にては、第一に大島をも疑惑せしめ候樣に相成萬事已矣と申す位置に陷り可申歟、此の際何とか御工夫若し可成は陛下の御英斷を仰ぎ候ても、大兵增發の義、一

時見合せ候義相叶間敷哉、餘り憂慮に不堪、玆に一書を裁し、高慮相伺候、
要之今日の形勢は內を推付くるか、外を推付くるかの一途を出でざるべからず、此の一件
は寧ろ暫く內を推付け候樣の御英斷被成下度、猶御賢慮御示しを乞ふ、匆々頓首、

光

首相閣下

日附を缺くが、高陞號事件直後の陸奥の書翰たること疑がない。陛下の御英斷を仰いで、軍部を抑壓し、また內、國論を壓服すべしといふ陸奥が、高陞號事件を憂慮して、我が開戰の機を避けんと苦慮したことが思はるゝ。高陞號事件の顚末はやがて明瞭となつて、我れに非がないことが明かになつたので、幸に我が外交方針の變更まで至らず、陸奥もこのことは全くなかつたごとく、口を緘してゐる。

伊藤とても、どこまでも非戰論でなかつたことのいろ〳〵の證據が殘つてゐる。明治二十七年六月十五日、清國に共同改革案を提出することになつたときの、伊藤の陸奥宛の書翰を見ると能く了解される。彼は清國が開戰を欲せざるの傾向あることをいつて、陸奥の注意を促してゐる。

密電の趣に依れば、彼は衝突を避くるを得策とするの意充分相見候上は、殆んと猶豫すべからざるの情況と被察候故、可成速に御開談相成候而は如何、昨日小生の回答を得たる上の決意と察せざるを得ず、彼は我と同時に撤兵せんことを望むと雖も、若し我に關せず、撤したるときは、充分手持無沙汰のものには無之乎、御考慮可被下候、小生は老臺御面會は今可成相避け可申候得共、押掛け來りたる時は隨分不都合ならん、此段御注意可被下候
爲其早々頓首

これは、清國に戰意なきを見て、我より先手を打つべきことを注意したものと思はるゝのである。

だが、清國では李鴻章も、北京政府も、伊藤の案じたやうな巧妙な手段に出づることなく、齟齬と外國依存との二手段によつて、うまく成切せんとのみしてゐたから、却てぬきさしならず、他に乘ぜらるゝの機會を作り出したのである。また六月二十五日、露國公使の抗議に對する外相の交涉にも、毫髮遺憾無之といつて贊急を表し、六月二十九日の外相宛書翰にも、外相

の大島公使への強硬訓電を最妙といつてゐた。これ等の書翰の何づれにも、伊藤の戰爭忌避の意は見出せない。彼が寧ろ積極的であつたかのごとく思はるゝのは、七月二十二日の外相宛書翰である。

大島電報御示一讀仕候、朝鮮え之要求は到底効能有之間敷樣被察候へ共、別に致方無之事と推察するの外無之候、如高論破裂は、何時も不苦候へ共、プロテツキスを看出すに困却仕候、御工夫有之候得は、何時も御同意可仕候、早々拜復、

だが、時局は次第に進展し、朝鮮政府を擁して、牙山の清兵撤退の要求となり、開戰の機、刻一刻と迫まつた。だが平和愛好の明治天皇の御思召を何人よりも能く了解する伊藤はこのまま、開戰の幕を切り落したくないと考へたが、七月二十四日、陸奥に對し、牙山攻撃の中止を求めた。しかし、矢は既に弦を離れた。陸奥は次の書翰を以て、そのことの不可能をいつて、その要求を斥けてゐる。このときの陸奥の態度は頗る毅然たるものがあつた。

尊翰拜讀、縷々被仰付候件承知、然るに牙山攻撃見合候樣、大島に御電訓云々の義、今日に至り到底被行申間敷、其の譯も大島が乙案と稱せしものは、若し朝鮮獨立國なれば、屬邦を援くるとして來りたる清國兵は、朝鮮自から撤回を求むべく、若し清兵撤回を拒み候へは、之を追出すべく、朝鮮政府は不滿足なる回答を與へたるが故に、王宮圍繞する迄に相運意味の照會に對し、朝鮮政府は不滿足なる回答を與へたるが故に、王宮圍繞する迄に相運び候事にて、若し大院君などが出て大島と相談する事出來る樣に相成候へば、必ず此の件第一斷行する事なるべし、最早今比は斷行して居るや不被計候、右の筋合故、到底牙山攻撃見合候義は、今日に難被行義と存じ候、就ては川上への御訓示は、大に出先きの文武官の行き違ひを生じ、甚だ不都合と相成る恐れ有之候間、一應小生と相談する迄は、電訓發表の義、御見合せ候樣至急被仰遣度奉願候

右亂文ながら、頗る緊要と存候間、横臥執筆仕候、御推讀被下度候

即刻

春畝首相閣下

宗光

外國相手の外交政策が、時の形勢に應じて寬嚴の差あるは止むを得ないが、日清戰役の前後

に於て伊藤首相と陸奥外相とは、かやうに互に相援けて、固く手を握つて進んだのである。日清戰役外交の成功はそこにあつた。開戰前後の迅速果敢な外交、外國干渉の排除、軍部、財部の制壓指導等はかくして齎らされたのである。

## 軍部指導外交

近代外交の要は、文武、各々その處を得て偏重偏輕することなく、相補ひ相援けて進むことである。文の過ぎた外交が、とかく軟弱となり、退嬰となるごとく、武の過ぎた外交は、とかく武斷となり、驕暴となるものである。兩者の調和宜しきを得しむるは極めて至難とされ、これを能くしたものは、近代に於ては、僅かに獨逸のビスマルク位のものであるといはるゝ。このビスマルクさへ、普佛戰爭以後、軍人の勢力が增進したときは、大に困つたものである。彼の追想錄によれば、

獨逸より各國に派遣せられある大公使館附陸軍武官は、直接參謀本部より訓令を受け、任國の皇帝に謁見して意見を言上し、皇帝の御挨拶も亦直接參謀本部に報告せられて、其間外交當局は全然沒交渉が、種々事後に報告の廻覽に與かるの實況なり、外交軍事の交互錯綜せる今日、陸軍の單獨行動此の如くむば、外交當局如何にして國策の撞著を防ぎ、如何にして大政の職責を全ふするを得べきや。

とウイルヘルム大帝に奏上し、同時に陸軍大臣ローン、參謀總長モルトケに對し、このやうでは、自分は桂冠の外なしと迫まり、辛うじて外交と軍事の分限を確立したと書いてゐる。（○外交餘錄）ビスマルクの軍部に對する成功は外交の成功であつたのである。

武が文を壓した外交の最も著しき例は、日露戰役直前の露國であつた。文治派たる藏相ウイツテ、外相ラムスドルフ等は樞機に與からず、アレキシエフ將軍は旅順に乘出して關東太守となり、北京や東京に駐剳する露國公使等は、外務本省とは殆んど沒交涉で、關東太守から訓令を受くる有樣となつた。かくして惹起されたのが日露戰役で、その結果は世界の知るところである。

またビスマルクに抑壓された軍部も、ウイルヘルム皇帝崩じ、ビスマルク退官するに於て、再び擡頭して、外交を指導するに至つた。その結果世界戰爭を惹起して、遂に獨逸帝國の滅亡

となつたのである。

東洋のビスマルクを以て任じた伊藤が、日清戰役に於て、軍部を制壓し、指導して戰局を收拾し、外交を有利に展開せんとしたことはいふまでもなかつたことである。幸に山縣の勢力未だ後年のごとならず、川上操六の年功、地位未だ大に伸びざるのときであつたので、伊藤の勢望と氣力、それに陸奥の材幹と權略とは、完全に彼等を抑壓して軍部を指導し得たのである。これ等の事蹟は拙著の近世日本外交史に詳述して置いたから、一二の例を述ぶるに止めよう。

明治二十七年十月十七日、陸奥は、伊藤に次の書翰を與へて、軍人が外交に關與することを極力誡しめて、外交の極めてデリケートにして、一言一行も、時に至大の影響を及ぼすことあると說き、

有體に申述候へば、近來大本營及び在韓諸將校と外國武官若くは外國新聞社員などの交際は、時節柄避け得べからざることなれども、外國人の交際に不馴にして、且つ正直一片の我が武官は、或は外人の其の言を信ずる事なしとも難申、遂に甲を信じて乙を疑ひ候儀出來間敷にもあらず、其の間不知不識、我が意向を彼に悟られ候樣の事出候ては面倒に候、

とて、實例を擧げて、大本營將校等の外人に誤まられたことを述べ、今日の外交は東洋邊駐在の外交官などを相手とせず、本國政府を相手とせねばならぬ、それには閣下の賢案を私が責任を以て、斷行するより他に策はないと、强硬進言するところがあつた。

要之、日淸の關係事件は、今日は最早歐洲各國の本舞臺の脚色と相成候に付、朝鮮邊りに在勤する代理公使、若は總領事輩の容喙は格別の重力を有せざるべし、此輩の說たりとも一概に擯斥すべきにあらざれども、彼の輩の爲め、各本國の舞臺は動き申間敷、其の例を擧ぐれば、在本邦の佛公使は上海中立の事に付、小生に向ひ、英國に敵意を生ぜしむる如き煽動を做したれども、小生は餘り頓着せざるに付、彼は自己の考として、其の本國政府に申立たる趣なれども、佛政府は彼が申立の如くにも動かざりし、又安南事件の風說にも佛淸間、何か重大の問題なるが如く云ひ囃せしも、曾根公使よりの報告に依れば、佛政府は餘り之を重視し居らざる趣なり、亦大島と喧嘩したる在韓の英領事の一件も、最初の頃は北京の「オコンネル」氏も、當時我が國に在留せる英の代理公使等が、小生に對し種々の苦情を並べ立てるにも拘らず、英政府は領事の更迭を命じたる如き例多々に有之、約言す

れば、日清兩國に關する我が外交政略は、到底は閣下の賢案を受け、小生之を奉行し、一面閣下と小生との間に、定案相立ちたる上は餘り他を顧みず、眞直線に進行し、途上若し故障物に出會せば、乍不肖小生其責任に當る限りは、出來る丈之を排除し、全局の目的を達するの外有之間敷、此際餘りチョク〳〵と、種々の手を出し候事は、決て得策に無之候陸奥は、更に伊藤にこれ等の趣旨を、機會を以て、西鄕海相や、川上參謀次長等に話をして欲しい、將來外交上の困難が、彼等から惹起されぬとも限らないからといつてゐた。

十一月二十六日、旅順大勝の報達するや、陸奥は講和の機遽からざるを思ひ、伊藤に書を與へて、時局が愈々進轉し、講和の端緒が開かるゝれば、これまでと違つて、外交が主となつて軍事が從とならねばならぬといつて、伊藤首相の軍部指導を冀つてゐた。

清國と講和の端緒を開き候上は、恰も今日迄外交上の運動が、海陸軍の運動に伴ひたる如く、海陸軍の運動が將來の外交上の運動に相伴ひ候儀肝要に有之、就ては今日旅順口陷落の勢に乘じ、米國公使に回答を爲すは、最も其の機會を得たるものと相考候に付、昨夜差上候電報の御返事有之次第、直ちに米公使へ回答可相發、左すれば清國より何とか回答可有之、而して其の回答若し不滿足なる時は、時機を失はず、直ちに陸海軍を活用して清國をして、更に恐懼の志想を起さしめ候儀必要に候、其の行軍の方針は、山海關なり、臺灣なり、威海衛なり、大本營の軍機に屬する事なれば敢て容喙せざれども、外交上の結果より海陸軍の一運動を要し候場合には、瞬間に其の働きを始められ得べき樣、兼て大本營と御考合せ置被下度、否されば清國の回答不滿足なる時に、我が陸海軍の運動、外交上の進行と符合せざる時は、折角今日迄占有し來りたる國光も、稍頓挫する所なき能はずと存候、といつてゐた。陸奥の考は固より伊藤の考であつた。かくて、伊藤は大本營會議に出席して大に軍略を論じ、意見を提出した。十一月二十八日の郵便報知新聞には、伊藤首相と樺山海軍軍令部長とが大本營會議に於て、大議論を闘はしたといふ記事が出てゐる。兩人が何を激論したか、その內容は到底知る由もないが、伊藤博文編の『秘書類纂』には、伊藤が十二月十四日に『威海衛ヲ衝キ臺灣を略スベキ方略』といふを大本營に提出したことが出てゐる。その末文に次の語がある。

本大臣身文官に首班し、敢て軍議に容喙せんとするに非ずと雖も、或は徒に天候に抗して

力を疲耗し、平和克復の機を失ふの不利に陥るなり、又或は三旬の久き客地に消費し、以て剣を按じ、腕を撫し春暖融氷の候を待つの迂を避けんことを欲するに必急なるのみならず、事苟も大局に關す、今一片の愚衷を披瀝して以て、當路萬一の參考に供せざるを得ざるなり、

とある。伊藤と樺山との激論といふのはかやうな問題であるまいか。かく伊藤が威海衛を衝き臺灣を略取すべしといふ主張は、前記陸奥のいふ趣意に出でたもので、それには重大な意義があつたのである。つまり我が征清軍が連戰連捷の勢に乘じて、餘りに烈しく清國を擊破し、ために清朝を滅亡瓦解に陷れ、無政府狀態に導くやうなことがあると、列國の干涉を惹起すばかりでなく、我が講和の相手を失ふに至るといふことを恐れたのである。彼はかういつてゐる。

此の如くにして、幸に其望を達するとするも彼れ清國は滿廷震駭、暴民四方に起り、土崩瓦解遂に無政府となるべきは、即ち中外の聲を齊ふして唱道する所、我國の今日に至るまで、百方列國の干涉を避くることを努めたるに拘はらず、列國は各其商民を保護するの上に於て、利害の關要最も痛切なるより、勢ひ合同干涉の策を施さゞるを得ざるの勢に至らしむべきや必然たり、是れ寔に自ら各國の干涉を招致するものに非ず耶、若し夫れ清國にして一たび無政府の境遇に陷らん乎、我に於て機熟するを待て、彼の請を容れて和を講ぜんとするも、彼國を代表して、我と商定するの任に當るべき對手は、決して之を土崩瓦解したる清廷の末に求むべきに非ず、四百餘州の覇權を握り、盟主となつて列國と立約割地の極端に出づるは、却て難事に屬せざるべきも機宜彼の降を容れ、和平を兩國の間に克服して、以て苟も我に戰勝の利益を收めんと欲せば、宜しく利害を稽考し、愼重事に處せざるべからず、



明治二十八年一月、清國から講和使節派遣の義があつたので、伊藤は外相と議して豫定條約案を草して閣議に附し、その決定を得たので、一月二十日、これを大本營會議に提出し、その承認を求めた。このときは、陸奥外相も出席し、伊藤はかういつてゐる。

宣戰講和の大權は、もとより陛下の掌握したまふところである。しかし廟議を確定せらるるには豫め先づ時局の責に當る閣臣が心を悉くして考慮し、帷幄の議に參畫する諸臣が、飽まで協同一致せねばならぬ。しかも、宸斷一たび下つた上は、當局者は宜しくこれを奉

行するの責に任ぜねばならぬ。また帷幕の臣僚も、他日これに對して毫も異を挟みてはならぬ。何となれば、閣臣といひ、帷幕の臣といひ、均しく皆な　陛下に左右して文武の兩班の上位を忝ふするもので、恰も車の兩輪鳥の兩翼あるが如く、各相駢行竝動して以て人身の肢體が、その頭腦の指令に應じて常態を顯はすが如くならねばならぬ。此の如く、廟議を畫策する所の閣幕兩臣の意思一に歸するに於ては、たとひ世上に如何なる物議ありとも、敢へて顧慮するに足りない。

こゝに至つて大本營幕僚は全く首相伊藤によつて抑制され、指導された。陸海兩軍の操縱、進止は我が意のまゝであつたのである。

かやうに、伊藤陸奥の外交は軍部の抑壓指導に於て、その氣力を示し、清朝保全論に於てその深慮を示したのである。これ等は兩人の外交の長所とし、成功として稱揚され、その外交手腕は靈妙とさへ稱せられたのである。若し三國干渉と遼東半島還付の擧がなかつたならば、彼等は近代第一等の外交家・政治家として、國民讃仰の偶像となつたであらう。

## 講和外交と三國干渉

講和外交と三國干渉の一般の經過とは、世間周知のことであるのでこゝに述ぶるを要せぬ。たゞ、一般に知られてないこと、未だ論究されてない一二の點を述べて、伊藤、陸奥外交の短所及び失敗の跡を探つて見たい。

從來、三國干渉は、青天の霹靂で、我が外務當局も、對淸講和條件に向つて横槍が入らうなどとは、夢にも思はなかつた所で、全然寢耳に水であつたと解するものもあつた。（○外交餘錄）しかし、これは全く當時の外交の眞相を知らないからである。伊藤、陸奥などは、寢耳に水どころか、瞳病者が風にそよぐ木の葉にも心を置くごとく、外國政府の言動には全神經を集めて注意を怠らなかつた。戰爭の開始前後から、軍國政府一切の機能を總動員して、それに備へ、その防止と準備とに怠らなかつたのである。

しからば、かやうのことになつた原因は、何處にあつたか、これに就いて、露國公使ヒトロヴォーは、明治二十八年四月二十三日、我が遼東半島の領有に對して抗議を提出し、覺書を手

交した後、談話の形式で、次の意味のことを外務次官林董に述べた。

予は嘗て朝鮮事件に就き、我が政府の勸告を爲し、日淸事件の起つてから、終始事の面倒にならぬやうにと盡力し、本國への報告も、この意を以てしてゐたのに、本日かやうなる宣告を爲すに至つたのは、遺憾とするところである。嘗て予は和約條件につき、本國に豫告し、日本政府は、必らず臺灣全島の讓與、並に大陸の或る要地を償金賠償迄占領すべき等の要求あるべしと申送り置きたるに、今般調印された和約に依れば、遼東半島即ち大陸の一部を永久所有さるゝことになりたれば、これを見て、本國政府その他の國も驚きたることならんと信ずる。

元來日本政府の外交法は、前以て御打合せ等更に無く、何時も不意に出るから、動もすれば、かやうな衝突を招くのである。

また獨逸の外相は靑木公使に、

獨逸國は、昨秋以來、日本國に對して充分の厚意を示し、歐洲諸國干涉の企を破り、且つ其他種々の方法を以て、日本國を助けたり、然れども、日本國は其報酬として、何事もなさず、獨逸國の利益を增進せず、剩へ獨逸國及其他歐洲諸國が、淸國に對する通商上の關係を顧みることなくして、平和の條件を專定せり、之に依て、獨逸國は最早歐洲諸國協同の運動外に居る能はず、世界は決して日本國の希望又は命令に依りて動くものにあらず。

と、口を極めて日本外交を攻擊したといふことである。

露國公使及び獨逸外相のいふところ、伊藤特に陸奧には多くの辯解があらう。我々もその非悉く彼等にあるとはいはない。しかも、兩者のいふところは、確かに陸奧外交の一面を語るもので、どうも彼の外交には、とかく獨善的な趣があつたのである。特に獨逸外相のいふごとく彼に何等與ふるところの利益なくして、我が冀望を成就する所以でなかつたのである。

陸奧が、かやうに獨善的外交を弄して顧みなかつた理由は、何處にあつたか、それは陸奧の材幹を以てして、列國の形勢に未だ通ぜざるところあり、その欲するところの何處にあるやを充分に知らなかつたからである。陸奧はヒトロヴオー公使との談話によつて、露國は、日本政府が名義上及び事實上、朝鮮の獨立を認むることを宣言するならば、土地の要求には必ずしも

深かき反對があるまいと信じてゐたらしいのである。

だが、さすがの陸奥も、露國に藏相ウィッテなるものがあつて、日本が、日清戰役の結果として、遼東半島を領有せんとするは、露國の利益のため、放擲されぬといふことを考へて、遂に露國政府の決意を定めたことを知らなかつたのである。ウィッテは次のやうにいつてゐる。

ロシアのためには、強大ではあるが、活動的素質のない支那を、隣接國としてゐることが最も利益である。これこそ東方に於けるロシアの安全を保持する良策であり、ロシア帝國の將來の繁榮を保證する所以である、故に日本をして大陸に根幹を張り、遼東半島の様な或る場合には、北京の死命を制するに足る、地域を領有させることは、到底我々の容認し得ない所である。

と、ウイッテはこの結論に基いて、日清の講和條約の實行を妨害する必要を、提議したのである。皇帝ニコラス二世も、極めて漠然としてゐたが、極東に、露國の勢力を伸張して見たいといふ志望を抱いてゐた。極東は皇帝が、皇太子時代に會遊の地であつたから、これは當然であつた。それでウィッテの提議に接すると、重臣等に、この問題を熟議すべきことを命じた。會議は外相官邸に開かれ、陸相、參謀總長、海相、外相、藏相等が出席した。ウイッテは、露國の利益は、今後長く支那を現狀のまゝに置くことである。支那を長く現狀に停滯せしむるためには、その領土保全と、獨立維持の原則を支持するために、全力をそゝがねばならぬと力說した。そうして、彼は、日清講和會議に對して、次の意見を提出した。

我々は主義として、支那の領土保全とその獨立を破壞する様なことを容認し得ないのであるから、今度日支兩國間に成立した條約に、同意することは出來ない、但し日本が戰勝國として、軍費を補塡するために、相當額の償金を取ることには、異議はないといふ意味の最後通牒を日本に送るべきである、もし日本が、この通牒に同意しないときは、我々は積極的行動をとる他はない、その行動が如何なるものであるべきかは、今日まだこれを論議するの時機ではないが、この提議を貫徹するためには、日本の或る地點を砲擊する位のことは、實際やむを得ないことである、

この提議は內閣會議では決定されなかつたが、皇帝は直に御前會議を召集して、再び論議を盡さしめ、皇帝はウイッテの議を可とし、外務大臣ロバノフにその遂行を命じた。以上はウイ

ツテ自ら記するところの『回想記』にある。

しかし、露國政府は單獨干渉を好まず、先に英國がなさんとしたごとく、歐洲列國の共同干渉を試みようとし、四月八日その國駐劄外交官をして、英、獨、佛三國に正式に申込ました。それは歐洲諸國の意見を友誼ある形式の下に、日本に通牒しようといふので、その意は、日本によるボルト・アーサーの併合は、日本と支那との間に、親善の關係を取結ぶに對して、一の永久の妨碍となり、而して東アジアに於ける平和の一の常住の脅威となるべし、といふのである。

この通牒を受けた獨逸政府は、即日露都駐在の大使館事務官に訓示を發して、同意の旨を回答せしめた。獨逸の回答は豫期されたことであつた。獨逸の同意にはいろ〳〵の理由がある。それが歐洲政略的の關係から來てゐることはいふまでもない。獨逸は、歐洲に於て覇權を握るため、露國の兵力を去勢するの必要がある、露國の兵力を去勢するの方法は、彼を東洋に押しやつて日本と事を構へしむるにある、それはビスマルク以來の政策であるといはるゝ。

かくて、獨逸は露國の通牒に接し、好機至れるとして、喜んで參加したのである。これは、一石二鳥の名策で、これによつて、露國に對する獨逸の防備を輕減すると同時に、露佛同盟の作用を緩め得るばかりでなく、若しこの際、佛國が、共同干渉に參加しないとすれば、露國に一層の好意が賣らるゝのである。しかも、利益はこれに止まらず、一方支那に恩を賣つて、その報酬を得る、即ち支那から艦隊の繫船所、または石炭積場として、或る地點を讓り受け、又は借入れ得るからと信じたからである。

その他佛國には佛國の立場があつて、露國の提議に應ぜざるを得なかつたのである。私はこれら等の露獨佛の事情に通ぜざるを以て、陸奥のみを責むるものでない。或はかやうなことを知らないのは、その國駐劄の我が外交官の迂濶無能にあつたといはれるかも知れない。しかし陸奥にしても、今少しくそれ等の事情に通ずれば、異つた考へ方もあつたかも知れないのである。

しかし、陸奥にいはしむれば、そんなことは、百も承知してゐたことだが、かうするより外に方法がなかつたといふのである。或はさうかも知れない。だが、我々の疑問とするところは充分の危險が豫期せられた大陸の割地といふごとき、清國の最も好まぬ要求を何故に敢へてし

たのか、若しこの戰役の意義が、東洋平和のため、朝鮮獨立維持のため、暴戻なる清朝を膺懲するにあつた。所謂、我が揚言してゐたやうに義擧であつたとするならば、清朝が悔悟して講和を乞うた以上は、土地の要求は爲すべからざるものでないか。日清相提携して歐洲勢力の東侵に備へるといふのは、明治政府の對清外交の基調であつた。伊藤、井上はその後繼者として自他共に許した人である。伊藤のこの戰役の前後を見ると、何づれもその熱心な主張者であつた。彼が軍部の北京攻略に反對した眞意も、そこにあつたのであるまいか。

然るに何故に、自ら支那領土を要求して、清國の怨恨を將來に、遺すやうなことをしたのであるか、大隈重信は、講和會議が開始された頃、某新聞記者の問に答へて、『日本は遼東半島を要求し、一旦これを日本の手に收めたなら、直に清國に還付するがよろしい、これを收めるのは、戰勝國の權利であるが、それを還付するのは、我が天皇陛下の聖德を顯彰する所以である勿論それを還付するには、相當の條件付で、朝鮮に於ける我が利權を、遼東によつて脅かされないやうに注意すべき必要はあるが、とにかく將來の對清政策上、それを還付するのが得策である』と說き、更に一步を進めて、『何故それを還付するかと云へば、我が天皇陛下は、弱小な朝鮮を扶植するために、義兵を起されたのである、清國が敗れて、既にその非を悟つた上は、清帝は將來永く我が天皇陛下の親友であらねばならぬ、その親友の發祥地を我が手に收めるは、我が陛下の御本旨でなからう』といつたと大隈侯八十五年史にある。伊藤は、何故に日支提携論に返つて、割地要求を非認しなかつたのであらうか。

陸奥はこの說明を蹇々錄に於て試み、二つの理由を擧げてゐる。その一は對外的權宜で、その二は對內的理由である。戰勝の狂熱に醉うてゐた我が國民の、講和條約の要求は過大にして軍人の鮮血を濺いで略取したといふ遼東半島割地の一條を脫漏するごときは、到底承諾する所でない。これでは、國民氣勢の激する所、講和條約は締結されなかつた。

かう考へれば、外國に對して割地問題の難きことはいふまでもないが、これを除外するは、對內的に爲し得ざることである。しかし、豫じめこの問題を外國に謀り、直に拒絕されたならどうするか、しかず、外國には豫じめ謀ることなく、清國に對しては、飽まで戰勝の權利を主張しよう。若し干涉來らば、極力これを排斥し、或は緩和するにつとめようといふのが、伊藤陸奥の腹であつたのである。

陸奥は、その著蹇々錄に於て、そのことを說明し、次のごとくいつてゐた。

大陸の割地に關する露國の意向は、昨年以來、默々の間に於て、既に之を推測するに足るものありし、而も既に之を推測し得たる上は、何故に、將來遂に拋棄せざるべからざるに至るやも計られざる割地を故らに要求せしやと云ふ者あらむ、余は此點に於て、我は豫め外國の鼻息を窺ひ、徒に自ら戰後の權利を屈するの必要なかりしとの陳疏をなさゞるべし何となれば鼻息を窺ふの一語は語弊あれども、今日列國が各々功名利益の間に爭ふに於て飛耳長目、互に他の心術を忖度し、豫め彼我の交涉を悉して、互に其猜忌する所を避け、以て他日の紛議を免るゝの地を爲すは、亦外交上重要の權宜たればなり、然れども當時我國內の大勢は果して吾儕をして毫も顧慮する所なく、斯る權宜を施爲し得しめたる乎といふに、余が前章（日淸講和の發端）に於て述べたるが如く、當時國民一般は論なく、乃ち政府部內に在てすら、淸國の讓與は唯々其大ならむことを之れ欲し、帝國の光輝は多々益々揚らむことを欲し、現に廣島御前會議に於て、余が提出せる講和條約案を視て、其遼東半島割地の外尙ほ山東省の大部分を添加せむことを希望すと演べたる人ありし程なれば、其他に割地の廣大ならむことを望む者固より少からず、況や大纛を金州半島に進め、皇帥北京城を陷るゝ迄は、決して和議を許すべからずと主張せし者さへありたるに於てをや、戰勝の狂熱は社會に充滿し、浮望空想、殆ど其絕顚に達したるに於て、若し講和條約中特に軍人の鮮血を濺で略取したりと云ふ遼東半島割地の一條を脫漏したらむには、如何に一般國民を失望せしめたるべきぞ、豈に啻に失望せしむるのみならむや、氣勢の馴致する所是の如き條約は當時の事情に於て、殆ど之を事實に施爲するを許したるや否やを疑ふべきものあり、斯く內外の形勢互に相容れずして、之を調和すること甚だ難く、若し强て之を調和せむとせば、當時必然內に發したる激動は、其危害却て他日或は外來すべしと推度する事變よりも、更に重大なるを慮らざるべからず、政府は實に此內外形勢の難きに處し、時局の緩急輕重を較量し、常に其重く且つ急なるものゝ爲めに、輕く且つ緩なるものを後にし、而も內難は成丈け之を融和し、外難は成丈け之を制限し、全く之を制限する能はざりしも、尙其禍機の發するを一日も遲からしめむことを努めたるは、外交の能事亦盡さゞる所ありしと謂ふ可からざるが如し、

陸奥のいふところに從へば、三國干渉の來ることも必ずしも豫期しないことでもなかつた。またこれを豫め防止する策がなかつたとはいはない。だが、國内の情勢は全くこれを許さなかつた。若しかくのごときことをして、講和條件が國民豫期の目的に達せざるときは、その結果國内にどんな暴動が起つたかも知れない、それは、外から來る事變よりも重大であつたかも知れない。それで政府は輕重を計つて、その處置を取つたのである。我々は、審議精慮、苟も試み得べき計策は、悉く取つて、危機一髪の間に時艱を匡救したのである。當時何人を以てこの局に當らしむるも、決して他策がなかつたと信ずるといふのである。

我々も三國干渉前後に於ける伊藤・陸奥等の苦心は察する。彼等は惡戰苦鬪、刀折れ、矢盡きて後止むの慨があつた。しかし、私はそこに伊藤、特に陸奥の外交の失敗と缺點とがあつたことを否み能はぬ。若し、一般國民の要求が過當にして、徒に外國干渉を招くに過ぎざると思つたなら、何故に國民を指導し、調和して、國家を誤らぬやうにつとめなかつたか。彼は國民勢力を外交に利用することを知つた先覺外交家の一人たりしとせば、彼は一身を擲ち、身を殺して輿論指導の任に當らねばならなかつた筈である。大久保は、明治七年清國に對し、一身を賭して信ずる條約に調印した。日露戰役の外交に於て、小村は國家のために、國民の悉くが非とする講和條約に調印する勇氣があつたのである。

前に私は開戰の理由を論じて、伊藤・陸奥の對内的理由を重視したが、彼等の外交家としての缺點は餘りに對内的に拘はり過ぎたところにある。功名心に燃ゆる彼等は餘りに一世の名譽に關心が深か過ぎた感がある。

彼等が三國干渉に應ずるの準備なく、來たとき勝負といふ態度は餘りに無策でないか、しかもその結果、我が國威を失墜したばかりでなく、清國としては、飽まで以夷制夷の政策を助長せしめ、長く東洋の禍根たらしめた。彼等が外交失敗の結果は必ずしも小でない。而して、伊藤といひ、陸奥といひ、深くこの失敗を失敗として、上、至尊に對し、下、國民に對して、これを謝するを知らず、伊藤はその妻に書を以て、『日本人のわからぬものは、彼れ是れと、やかましくいふなるべしといへども、われは日本の爲めにこれよりほかに仕方なし、御安心あるべし』と誇り、陸奥は『何人を以て、此局に當らしむるも、亦決して他策なかりしを信ぜむと欲す』と慰めてゐた。私は彼等の行爲には同情はするが、その心事を遺憾とするを禁じ得ない。

である。

## 六　小村壽太郎の外交

### 經綸の外交か折衝の外交か

近時外交の不振か、國際情勢の危急か、過去の外交を回顧して、陸奥、小村に想到するものが多い。或るものは、日清戰役を指導したもの、日露戰役を指導した外交家はこの兩人で、この兩人がなければ、兩戰役はもつと變つた形で始められ、變つた形で收められたといつて禮讃を惜しまぬやうである。しかし、冷靜な史家は、近代日本史上に於て、兩人にどれだけの評點を與へるであらうか。陸奥に就いては前章にその功過を檢討した。こゝに小村に就いて述べて見よう。

我が外交家中の先輩石井菊次郎氏は經綸に於て小村に許し、故小村侯の經綸は世界の孰れの



役者と較べても遜色がなかつたといひ、加藤高明に許すに折衝を以てした。更に或る人の評を假りて、陸奥伯は經綸に於て小村に及ばざるも加藤を凌ぎ、折衝に至つて、加藤に匹敵して小村に優るといつてゐる。これ等は何づれも適切な批評で、概して肯定されると思ふ。

しかし、史的に考へれば、日清戰役をあの結果に導いたのは、維新以來鬱積した國民士氣の爆發で、戰役を促進したのは、清國政府の無智と頑迷とであつたといはれ、日露戰役に就いても、同樣のことが、我が國民と露國民に就いてもいはるゝと思ふ。陸奥・小村はその間に處して方向を過まらなかつたとはいはるゝが、しかし、兩人とも、その最初に於て、どれだけ、その結末を豫期してゐたであらうか。信夫淳平氏はその著『二大外交の眞相』に於て、『想ふに往年の日清戰爭は伊藤の偉業たりしは、論なきも、伊藤は實は初めより開戰を賭するの決心を有したのではなく、寧ろ陸奥と川上とに引摺られて結局往く所まで往つたといふ概が無かりしにあらずだが、日露戰爭に至りては、桂と小村とに於て到底避くべからざる趨勢と夙に覺悟した所である』といつてゐるが、日清戰爭に於て、その說が誤つてゐたことは既に述べたが、日露戰爭に於ては、それが果して眞實であるか、どうかは容易に斷言し得ざることと思ふのである。

たゞ疑問なく斷言し得ることは、我が國民輿論の高潮が開戰へ導いたといふことである。公爵近衛篤麿を首領とする對露同志會の運動、特に上奏一件、富井政章、金井延、寺尾亨等七博士の建議、衆議院議長河野廣中の彈劾奉答文の決議等が、國民の輿論をいやが上に昂騰せしめた。何人か、首相たり、外相たりとも、この國論を抑制し得ないので、彼等がそれ等運動の取締りに窮しつゝも、この勢に乘ずるを思はぬものはないのである。怜悧なる桂首相、氣慨に富む小村外相が、この形勢を看過することはない。私は日露の開戰は、桂や小村の計畫的行動よりも、時勢の高揚の結果が與つて力があつたと思ふのである。

或る人は時勢をかくまで導いたのは、桂・小村の功であるとし、彼等が外交の成功は內政成功の結果であつたとし、彼等が擧國一致の支持を得たことを口を極めて稱するものがあるが、これはたゞ結果をのみ見たことで、桂や小村が最初より意あつて、民心作興、時勢指導にどれだけの功績があつたかは疑問である。桂などは、七博士や對露同志會の運動を警戒し、恐怖しこれを抑壓せんとしたのである。私は桂等の好運を稱するは宜しいが、それは、たゞそれだけに止まることを知らねばならぬと思ふのである。

次に私の疑問とするのは、桂及び小村の對韓對滿政策である。元駐獨大使本多熊太郎氏は小村の外交を說明し、

日淸戰爭直後の戰後經營の根柢思想であつた朝鮮問題解決といふ小さい殼中から脫出して滿洲問題と朝鮮問題の同一性を認め、此二つの問題を日本に對して滿足なる如くに解決する、此の解決の爲に順序として一應外交工作を盡す、併し、外交工作では到底解決は出來ないことが見えて居る、結局は武力解決に依ることとなる、即ち滿韓問題解決の爲に露西亞と戰ふ、戰ひに依るに非ずんば此の解決は出來ないものだと、斯う云ふ認識の下に外交上の計畫と運用を行つたのが小村外交である、即ち滿洲問題と朝鮮問題との不可分性、そして之が解決の爲の對露戰爭の不可避性、此の二つの認識が小村外交の指導原理である、指導原理と云ふ言葉が妥當でないとすれば、出發點と云つて宜ろしい、此の二つの認識から出發して一つの體系ある外交經綸が小村さんの頭の中で編み出されたのである、

といつて、日英同盟の締結、露國の滿洲撤退の滿洲還附條約を以て、日露戰爭に露國を誘導した二つの網であつたといふのである。しかし、それはやはり日露戰役の結果から推斷したもの

であるまいか、小村に果して、それだけ遠大の計畫があつたのであらうか、開戰に至るまで彼我交渉の經過を考察すると、我は朝鮮問題解決の意はあつたが、滿洲は彼に委するの考へであつた。彼れ頑迷にして、我が至當の要求を顧みないので、開戰となつたので、我れより網をかけたのでなくて、自ら網にかゝつたのであるまいか。

この疑問を解決するには、小村は對露同志會のごとく滿韓から露國勢力の一掃論者であつたらうか、それとも滿韓交換論者であつたらうかといふことを決定せねばならぬと思ふ。不幸にして我々は今日小村自らこれを語つたものを見ないから、その何づれかを斷言し得ないのである。若し彼の談片によつて、彼の心中を想像し、彼が滿韓不可分思想を有つてゐたとか、露國一掃論を抱いてゐたといふことはいはれ得よう。しかし、かやうなことは、一種の理想論である。歷史はその具體的に現はれたものを見る外はない。それは彼が桂內閣の外相として、やつた日露交渉の顚末を見る外はないのである。

それに就いて見れば、小村の外交も畢竟は滿韓交換論で、伊藤・井上兩元老の企圖するものと大差はないのである。たゞ伊藤と井上とは、これを飽まで露國との協商によつて平和裡に處置せんとし、小村と桂とは日英同盟の力によつて、露國を强制せんとするの相違とがあつたのみである。

伊藤が明治三十四年十二月四日、露國外相ラムスドルフを訪うて、日露協商の急務を論じ親ら認むるところの協商案を示した。その案の要旨は、朝鮮の獨立の相互保證、露國は日本に承認するに政治上、工業上及び商業上の自由行動を以てし、また朝鮮と日本との平和關係を維持するための日本の軍事的援助を認むるといふにあつた。伊藤は露國に對し、或る讓步をなせば成功すると考へた。その讓步といふのは、露國が滿洲から撤兵すれば、その前、即ち占領以前に同國が該地方に於て實際享有した自由行動、竝に撤兵後に至り、鐵道保護の處置のごとく、帝國の諾否如何に拘はらず、實際露國が享有するに至るべき自由行動に限り、これを同國に讓步的に承認すればよろしいといふのである。伊藤はこれは最惡の場合で、露國及び歐洲の現狀を見るとそこまで讓步しなくとも成功するとさへ考へたのである。〇伊藤公秘書類纂、外交編

桂と小村は日英同盟を主張して、伊藤の提議に反對し、伊藤を窮地に陷らしめたが、その後滿韓侵略が益積極的となつて、到底尋常手段によつて、彼の侵略を排擊し得ざることが明かに

なるに於て、桂首相も何つしか滿韓交換論と變つたのである。明治三十六年四月二十一日の元老大臣會議の決定は、それであつた。

この年四月、桂首相は大阪に開設された內閣勸業博覽會開會式に臨御のため行幸あそばされた明治天皇に供奉して大阪に行つたが、同月二十一日、山縣の別邸京都無隣庵に會して對露方針の大方針を決定しようとした。會合したものは伊藤・山縣の二元老及び桂首相と小村外相とであつた。この會議に於て、桂首相は我が最後の決心を固めんと欲し、次の提案を試み、その同意を求めた。

一、露國ニシテ滿洲還附條約ヲ履行セズ、滿洲ヨリ撤兵セザルトキハ、我ヨリ露國ニ抗議スル事

二、朝鮮問題ニ對シテハ、露國ヲシテ我ガ優先權ヲ認メシメ、一步モ露國ニ讓與セザル事

三、滿洲問題ニ對シテハ、露國ノ優越權ヲ認メ、コレヲ機會トシテ朝鮮問題ヲ根本的ニ解決スル事

この提案は、一同の承認を得たので、この方針で進むことにした。だが、これは對露同志會などの憂慮した滿韓交換論の範圍を脫しないので、伊藤の日露協商を締結せんとした精神でもあつたのである。されば、桂はその自敍傳に、滿洲問題を利用し、朝鮮問題を解決せんとするは、予の決心なりしといつてゐた。

桂・小村はかやうに滿韓交換論者であつたが、しかし、非戰論者でなかつた。桂はかういつてゐた。

この問題を解決せんと欲せば、先づ如何なる場合、如何なる艱難に遭遇するとも斷じて退讓せずとの決心を要す。露國が容易にこの要求を容諾せざるべきは明白なり、何となれば我にして韓國全部を要求するに於ては、露國の滿洲經營は其の壓迫を受け、僅かに一線の鐵路に賴りて、旅順・大連の設計を施すことを得ざるは勿論、軍事上の語を假りて之を云へば、是れ我は側面に陣地を占むるに等しければなり、

桂・小村は、無隣庵會議の決議を以て、正式に對露問題に關する方針を確定せんがため、六月二十三日御前會議を奏請した。この日伊藤・山縣・大山・松方・井上の諸元老、及び桂首相及び小村外相・寺內陸相・山本海相を召され、御前會議を開かせたまうた。當時の決議は、大

要次のごとくであつた。

一、露國ガ條約ニ背キ、滿洲殊ニ遼西ノ兵ヲ撤セザルニ於テハ、此ノ機ヲ利用シ、數年來解決セザリシ韓國問題ヲ解決スル事

一、韓國ハ、其ノ一部タリトモ、如何ナル事情アルニ拘ラズ、露國ニ讓與セザル事

一、之ニ反シテ、滿洲ニ於テハ、露國既ニ優勢ノ位置ヲ占ムルヲ以テ、我ガ帝國ハ多少之ニ讓歩スル事

桂は、またその自叙傳にかういつてゐる。

我ガ帝國ハ萬難ヲ排シ、韓國問題ヲ解決セザル可カラズ、韓國問題ニ就テハ一歩モ之ヲ讓ルベカラズ、此ノ事ハ、即チ此ノ會議ニ於テ愈々決定シタリ、韓國ヲ全然我ガ有トナサントスル以上、露國トノ衝突ハ必然免カルベカラザル所ナルヲ以テ、多少之ニ就テ議論アリシカレドモ大體ノ主義ハ、鄭ニ京都無隣庵會議ノ際ニ於テ協議セシガ如ク決定シ、速カニ露國ニ照會シテ、此際彼レガ果シテ談判ヲ開始スルノ意アルヤ、否ヤヲ駐露全權公使栗野慎一郎ニ訓電シテ照會スルコトニ決定セリ、

桂首相も、結局は戰を辭せぬといふ決心であつたらしい。しかも、これが主として小村外相の方策に出でたもので、伊藤・山縣・井上等の元老に戰爭の決心が定まつたことは、三十七年一月露國の强硬によつて時局が益〻進轉して、どうすることも出來なくなつてからのことである。

元老等が容易に決心し得なかつたことは當然である。實は我が軍備に於て、陸海軍當局者に確信がなかつたからである。寺內陸相が、三十六年四月二十九日、山縣の問に對して、我が軍備の實狀を語つたものがある。その中に、

露國今回之擧動は陸に海に充分之準備相整居候間、萬一にも輕擧に失し候樣之事に立至候時は、實以不容易儀と奉存候、然しながら萬一に備ふるの覺悟は內々注意可致と內部之調査相試候處、先づ七八箇師團は動員之準備相整居候積りに御座候、其他不足品等は夫々密に充足之計畫は爲し得る限り可致心算に御座候

海軍も過日觀艦式後、南淸へ巡航可致、艦隊を對州、佐世保間に遊弋せしめ、直樣內訓致置候樣、山本海相より承居申候、我海軍も露のものと比較致候時は、彼れ稍優勢と申事に

御座候、然る時は、我陸軍を韓國北西部に差遣候事、頗る事實上難事に屬し可申と被存候而して彼は陸に於て、殆ど韓國の東西北より之を包圍するの勢を示し、海に强力の艦隊を集め、以て韓國の南西岸、及渤海灣を掌握する時は、殆ど手の出し方に窮まるの形勢に可立至乎、此間に彼は韓國に自由の動作を爲し得べしと被察申候、愚案は前陳の次第に御座候、故に輕率之處置は、大に愼み可申は申迄も無之義と存申候、將又海軍大臣も此邊には大に配慮致居候次第に御座候

とある。責任の地にある陸相の意見がこれである。その後、陸海軍當局の熱心な準備で、漸く陸軍の準備は整つたが、海軍は未だ整はなかつた。三十七年一月十七日、寺內陸相が山縣に與へた書翰に、

去る十四日夕、首相に面會仕候節、閣下と首相と御談合之次第概要も承知仕候、尙其節首相の言に、山本海相へも、閣下之御論旨相話し被置候由に承知仕候、依て山本とも相談可致樣小生へ被申聞候折柄、其夕閣下之最初之御書翰を拜讀仕候、而して翌朝兒玉次長へ閣下之來翰を相示し、同日午後山本を訪ひ、動員著手之事協議仕候處、同人は最初陸海兩當局者之策戰上、評議一決致候主旨を主張し、此際動員發令の不可を論じ申候、又小村外相を訪ひ、現下外交上之見地より、直に玆に一二師團に動員下令を爲すは、如何に考ふる歟を問候處、目下之處にては、時宜に不適當と申居候、右之次第に付、苦慮罷在申候、乍然一二箇師團分は、何時動員發令相成候も差支無之迄に諸準備は、相整居申候、且つ船舶等も續々準備中に御座候間、動員發令後八日目よりは先著せしむべき部隊は發途致し得ることは、參謀本部に於ても、確實に計畫相立居候間、敢て時機を誤候如き事は萬無之と相信申候

といつてゐた。これは山縣の軍略上から、朝鮮への一部出兵主張に對し、山本海相が頑强に反對して、行はれなかつたときのことである、陸軍の準備は漸く整つたが、海軍の準備が未だ整はなかつたのである。

責任の地位にある陸海軍大臣等が、かやうな意見では、元老等が容易に開戰の決意が出來なかつたのが當然である。こゝに於て考へらるゝことは、若し小村外相として稱せらるゝことがあるとすれば、それは元老を開戰決意に導いたといふことよりも、開戰に焦慮する民間論者や

軍部や外務の猛烈なる開戰論者を抑止して、徐に時機の到來を待つてゐた冷靜なる態度であつたと思ふ。公爵山縣有朋傳の著者、蘇峰氏は、

桂は流石軍人出身の政治家だけあつて、初めから對露交渉が、結局或は戰爭に終るに至るべき乎を豫想し覺悟する所あつた、公（山縣）も亦之と同意見であつた、而して此の談判の衝に當つた小村の態度は極めて和平的であつて、其忍ぶべきは之を忍び、毫も挑戰的の態度を示さなかつたが、我が主張の眼目に至つては、一步も讓らず、其の苦心は如何なる時機を捉へて、之を破裂せしむべき乎に存してゐたやうであつた、

といつてゐたのは、能く穿つた說と思はるゝ、桂も小村外相は就任の初めより對露政策を立つるに於て、先づ露國と戰ふの決心を以て先決問題と爲さざるべからざることを唱へたといつてゐたと、蘇峰氏はいつてゐる。

しかし、私は小村外相は朝鮮問題の解決のためには、露國との戰爭は恐れず、結局は戰はねばならぬと決心してゐたかも知れないが、彼は戰爭は決して好むところでなく、能ふならば避けんとしたのであるまいかと思ふのである。何んとなれば、小村が十二月二十一日、最後の訓令として露都駐劄公使栗野慎一郎に與へたものを見ると、朝鮮に於ける中立地帶の設置に關する全條項の削除と滿洲に於ける支那領土保全の尊重と我が既得權利及び特權の享有とを妨げざることを約束すれば、滿洲及びその沿海地を利害の範圍外に置くことを日本に於て承認するが更に露國のために、滿洲に於ける露國の特殊利益及び其の利益を防護するために、必要の措置を執る露國の權利を承認するといふ讓步さへなしたのである。露國が、この提議に應じないので、三十七年一月十三日、更に栗野公使に訓電して、修正案を提出せしめた。このときは前提議を繰返へすに過ぎなかつたが、しかし、別に新なる要求を加へたのでもなかつた。

この時の小村の意は、桂が十二月二十一日、山縣に說明したごとく、

一、滿洲問題は外交の手段を以て成し得る丈け談判を試み居れ共、此問題に而者、最後の手段に迄は進行せさること

二、朝鮮問題に於ては、我修正の希望を充分陳述し、彼れ聞かさるときは、最後の手段（即ち戰爭を以ても）を貫くこと

といふ趣意であつたのである。さうして、一月十三日の最後談判の訓示のときに於てさへ、小

村は、寺内陸相の動員下令に、外交上から反對してゐたのである。これ等の交渉順序を考察すれば、小村が戰を好まざることが知らるゝであるまいか、私が日露戰役の開始を以て、主として國内敵慨心の昂騰と露國の頑迷とに歸する所以はこゝにある。戰は恐れないが、好まないといふのが外交家の外交家たる所以である。私はそこに毅然たる小村の態度を見るのである。

## ポーツマスの講和會議

ポーツマスの講和會議はあらゆる意味に於て興味深く且つ意義深きものであつた。それはスラブ民族の最高政治家と日本民族の最高政治家が智勇辯力を競うた會議で、これを審判したものは、米國の歷史的人物といはれたルーズベルト大統領である。それにこの講和會議は、日清戰役の下ノ關會議のごとく、戰敗國が和を乞ふの會議ではなく、ウイツテが豪語したごとく、戰勝者も、戰敗者もないといふ氣分で、對等にぶつかつたのだから、全く智勇辯力の競爭であつた。この會議の談判筆記を見ると、小村とウイツテと議論を上下するさまは全く手に汗を握らしむるものがある。先づ宮本武藏と佐々木小次郎の眞劍勝負といふところであらう。

しかし、私が最も興味を感じ意義あると思ふのは、兩全權の對立は日露の對立であるばかりでなく、日露兩主義の對立であつたことである。

ウイツテは露國の代表的人物であつた。彼は自製の人といはれ、自己の勉職と才幹とを以て出世した人で、オデツサ大學で、物理數學科を卒業すると直に一鐵道會社に入つて、二十年間をそこに過ごし、鐵道の最微賤な驛の切符切りや、荷物係までやつて、鐵道の運輸・經營に關する一切の知識を自得し、露土戰爭の際にはオデツサ鐵道の事實上の首腦者として、軍隊輸送の任に當り、大に伎倆を示した。後アレキサンドル三世に見出されて、その實際的經驗と常識それに倦まざる活動によつて、啻に鐵道ばかりでなく、露國の全經濟に關する權威と目され、露都に來て數年ならざるに、大藏大臣となつた（一八九二年）。大臣としても、幣制改革等幾多の功績がある。明治二十八年の遼東還附干涉の主唱者であつたが、露國の旅順・大連の租借問題には反對し、明治三十四年我が伊藤と會見以後親日主義者となつた人である。露國外相イスヴオルスキーは、彼を評して『ヂロンはその著に於てウイツテをペーター大帝以來、露國第一の政治家とまで激稱したが、予は必ずしもそれほどには思はない、しかし彼が成就した三大事

業、即ち幣制改革・ポーツマス條約・一九〇五年の憲法制定に成功したことは、露國といはず世界の大政治家と竝んで遜色がない』といつてゐた。

また、イズヴオルスキーは、外相ラムスドルフに書を贈つて、目下の露國に於て、この重要なる任務を果すべき唯一の人物であるといひ、ローゼンは、ウイツテは意見を有する唯一の人で、且何を要望すべき乎を能く解し、本國政府の思惑を憚り、若しくは本國政府に迎合するの念よりして、露國の利益を犧牲にするが如きは、その爲さゞる所であるといつてゐた。彼は難局露國を救ふ唯一の人物とされたのである。しかし、彼は自己の地位の如何に困難なるかを知つてゐたのである。彼は拜命したときに、次のごとくいつてゐた。

予の任命は、國家に微力を竭さしめんがためといふよりも、極言すれば、予の蹉跌して頸を失ふあらしめんがためである、人々尙ほ續戰を欲し、予の眞個に容認し得べき條件の下に、講和を爲すの機會は極めて乏しく、隨つて予は十中九まで失敗を見るべく、然る場合には、予は斃らるゝの外はない、よしんば、我が不利なる戰局に相應する所の條件にて熄戰に成功するとするも、予の名は、已惚れ强き露國人の總てに依りて唾棄せらるゝや必然である、が、予は大命を拜受して前往する、

彼の心事もまた悲慘であつた。この點、我が小村全權と立場は異つたが、その心事は同一である。兩者とも失敗（反對者や國民から見て）は覺悟である。たゞ、各〻祖國のために最善の努力を盡すのみである。しかし、兩者の心構、精神の有ちかたが如何に違つてゐたかは、次に語ることで明かであらう。

ウイツテが、自らその回想錄に於て語るところによれば、彼が講和談判に臨むときの用意なるものがある。それは極めて面白い。彼は佛國に立寄り、それから大西洋を航して米國に渡つた、船中六日間を要した。その間、彼は如何にして與へられた大任を果さんかとて、沈思默考を續け、精神を集中して論戰の方略を研究した。その結果、彼は自分の行動の基調を大體次のやうに定めた。

一、どんな事があつても、我々が講和を望む樣な態度を見せないこと、ロシアの皇帝陛下が態々自分を講和全權に任命したのは、別に講和そのものに重きを置いた譯ではなく、周圍の諸國が一般に戰爭の繼續を望まない樣であるから、その意を容れたに過ぎぬといふ態度

を示すこと、

二　自分は、大國ロシアの全權代表者であるといふ顏をして大きく構へること、大國ロシアは最初からこんな戰爭を重要視して居ないから、その勝敗については、少しも痛痒を感じない態度を示して相手を威壓すること、

三　アメリカにおける新聞の勢力の强大なのに鑑みて、記者達に對しては特に愛想よく心安く待遇すること、

四　極端に民主的であるアメリカの人氣を味方にするために、態度を簡單自由にして、少しも尊大ぶる樣な態度を示さぬよう注意すること、

五　アメリカ特にニューヨークで、ユダヤ人と新聞の勢力の强大なことを打算して、少しでも彼等の不快を招くやうな擧動のない樣に細心に注意すること、

これ等の心得は能く實行されたやうである。彼は、アメリカ滯在中の私は恰かも大舞臺に立つた俳優のやうに衆人環視の中に置かれた、寸時も油斷なく行動せねばならなかつたといつてゐた。彼は新聞操縱には充分に成功し、露國全權の人氣が非常に能くなつて、大統領を驚かした程である。ウイツテは大統領に對しても傲然たる態度を持してゐた。彼はかういつてゐた。

私の長談義はルーズベルトに氣に入らなかつたらしい。彼は初會見のその日に『あなたのやうな考へ方では講和の成立は困難だらう』といつた。そこで私は『講和問題は成行き次第でどうでもよろしい、もし大統領が最初から成立の見込みがないと考へられるなら、餘り深入りするのも無駄である、まづ仲裁者の顏を立てるために、一度双方の全權が一堂に會して、双方の意志を腹藏なく話し合ふだけに留めて快く別れる事にしてもいゝ』と答へた。

彼は大統領の日本に同情多きことを知つて、かやうな態度をとつたのである。

要するに、ウイツテの態度と行爲は全く芝居じみてゐた。彼は如何にして、我が全權を壓迫して、自己の使命を有利に展開せんかと苦心を凝らしたのである。彼は容貌態度に於て東洋的であるといはれたが、その精神、心構に於ても、支那戰國遊說の士を思はしむるものがあつたのである。

かやうな點に於て、我が小村全權はウイツテとは著しく趣を異にしてゐた。小村が如何なる